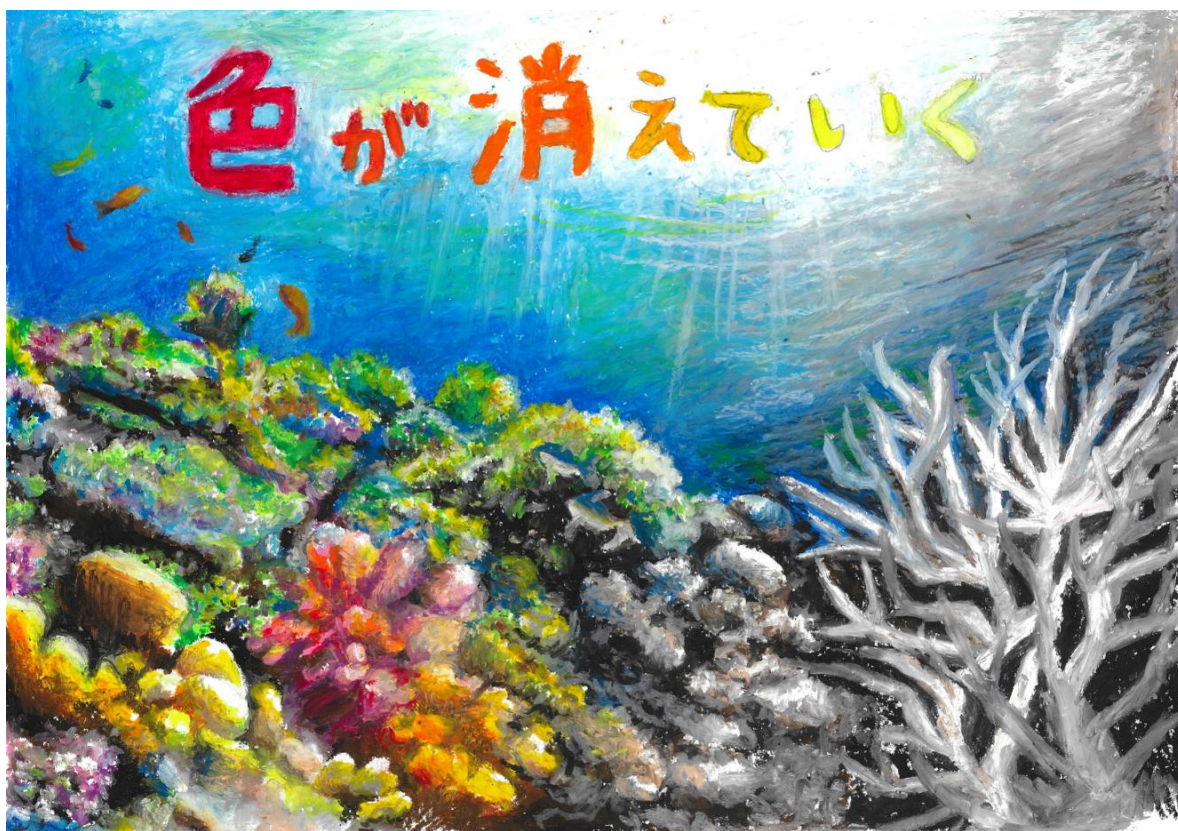


熊谷市環境白書

-熊谷市環境基本計画年次報告書-

(令和6年度)

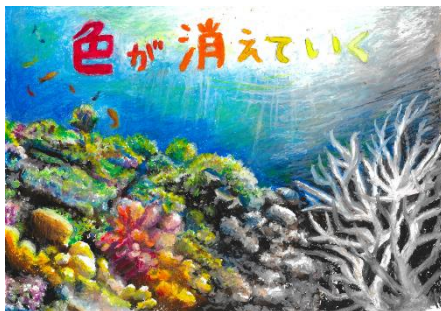


熊谷市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

目次

特 集 熊谷市脱炭素ロードマップの概要	1
第1章 熊谷市環境基本計画の概要	
第1節 環境基本計画の概要	4
第2章 熊谷市の概況	
第1節 地勢・気象	6
第2節 自然等の状況	8
第3章 総合的推進	
第1節 施策の体系	11
第2節 推進状況	13
環境目標Ⅰ 環境負荷の少ない安全で住みよいまちを 目指します	13
環境目標Ⅱ 環境資源を大切にするまちを創ります	47
環境目標Ⅲ 環境と調和した低炭素型のまちを創ります	61
環境目標Ⅳ 環境の保全・創造に寄与する人を育てます	83
環境審議会委員名簿	96



表紙の絵は、熊谷南小学校5年生の橋本明希さんの作品で、令和6年度熊谷市環境ポスター作品展において、最優秀賞を受賞したものです。

熊谷市環境白書及び資料編は、熊谷市ホームページに掲載しています。

資料編の内容は、次のとおりです。

- | | |
|----------------------|------------|
| ・資－1 環境審議会会議記録 | ・資－2 データ集 |
| ・資－3 環境年表（熊谷市・全国の動き） | ・資－4 環境用語集 |

-熊谷市環境基本計画年次報告書-

(令和 6 年度)

特 集

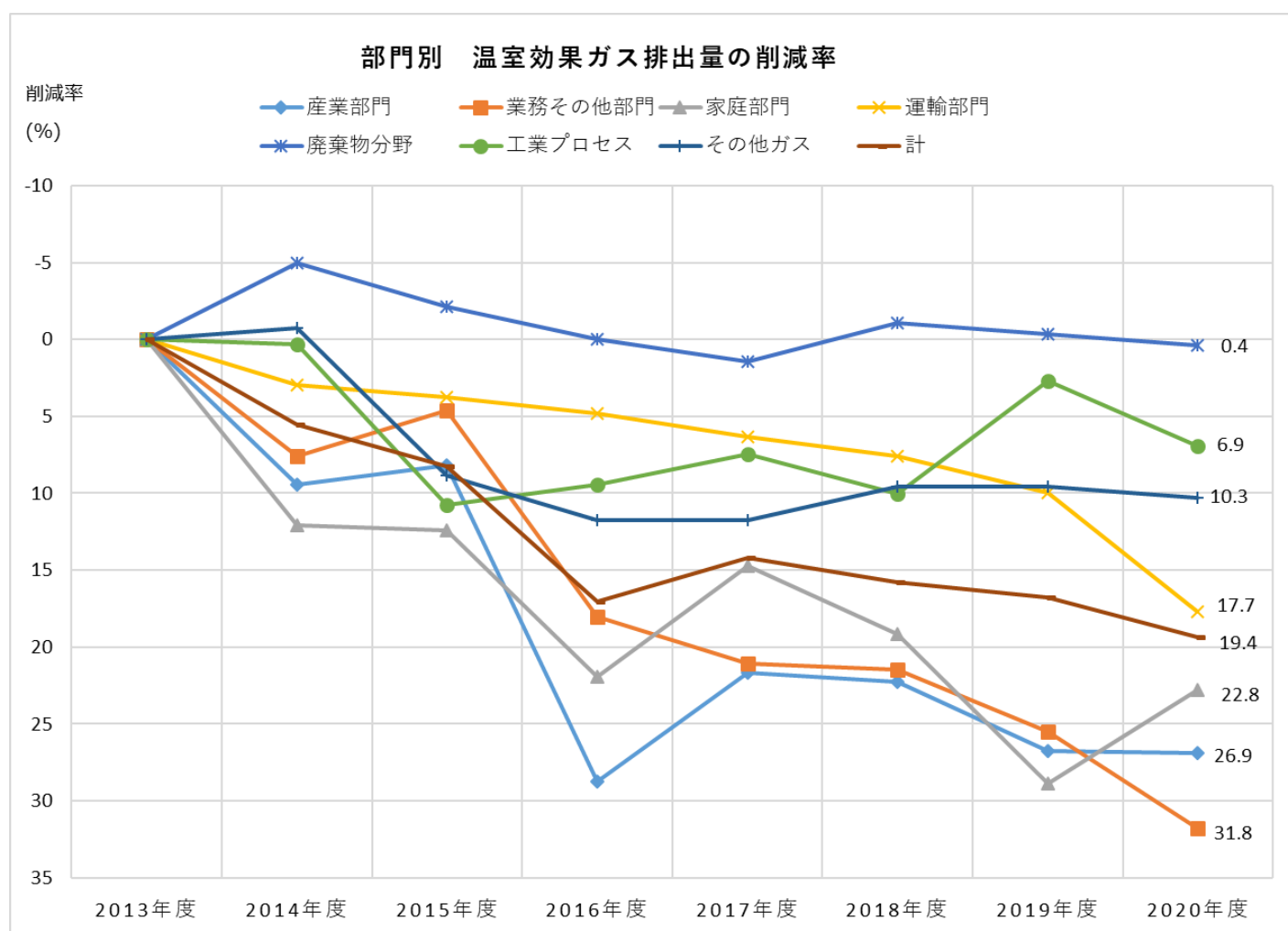
熊谷市脱炭素ロードマップの概要

近年の気候変動による影響は深刻で、森林火災や高温、寒波、大雨といった問題が起きています。その理由は温室効果ガスの増加によって引き起こされる地球温暖化です。パリ協定で採択された、世界的な平均気温の上昇を1.5度に抑えるという目標達成のためには、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする必要があります。

熊谷市脱炭素ロードマップは、本市が目指すゼロカーボンシティの実現に向けて、2050年までの道筋を示したものです。地域性や各分野での温室効果ガス排出量の現状を把握し、将来の削減目標や再生可能エネルギーの導入をはじめ、目標達成のための取組方針を定め、必要な施策をまとめています。行政、市民、事業者がそれぞれの役割と責務に応じて、主体的に参加・連携して取り組むため、本ロードマップを令和6年3月に改訂された「第2次熊谷市環境基本計画（改訂版）」に含め、第2章として策定しました。

1 温室効果ガスの排出量の現状

本市の2020（令和2）年度の温室効果ガス排出量は2,237.4千t-CO₂で、基準年度の2013（平成25）年度から19.4%削減されています。削減率は部門により異なり、業務その他部門が31.8%削減されているのに対し、工業プロセスは6.9%削減と差があります。



出典：埼玉県環境科学国際センター「市町村温室効果ガス排出量算定結果」ほか

2 削減目標と脱炭素シナリオ

●削減目標

中期及び長期の目標を以下のとおり示します。

中期目標

2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比46%削減
さらに、50%の高みに向けて挑戦していく

長期目標

温室効果ガス排出量実質ゼロ（ゼロカーボン）達成

●脱炭素シナリオ

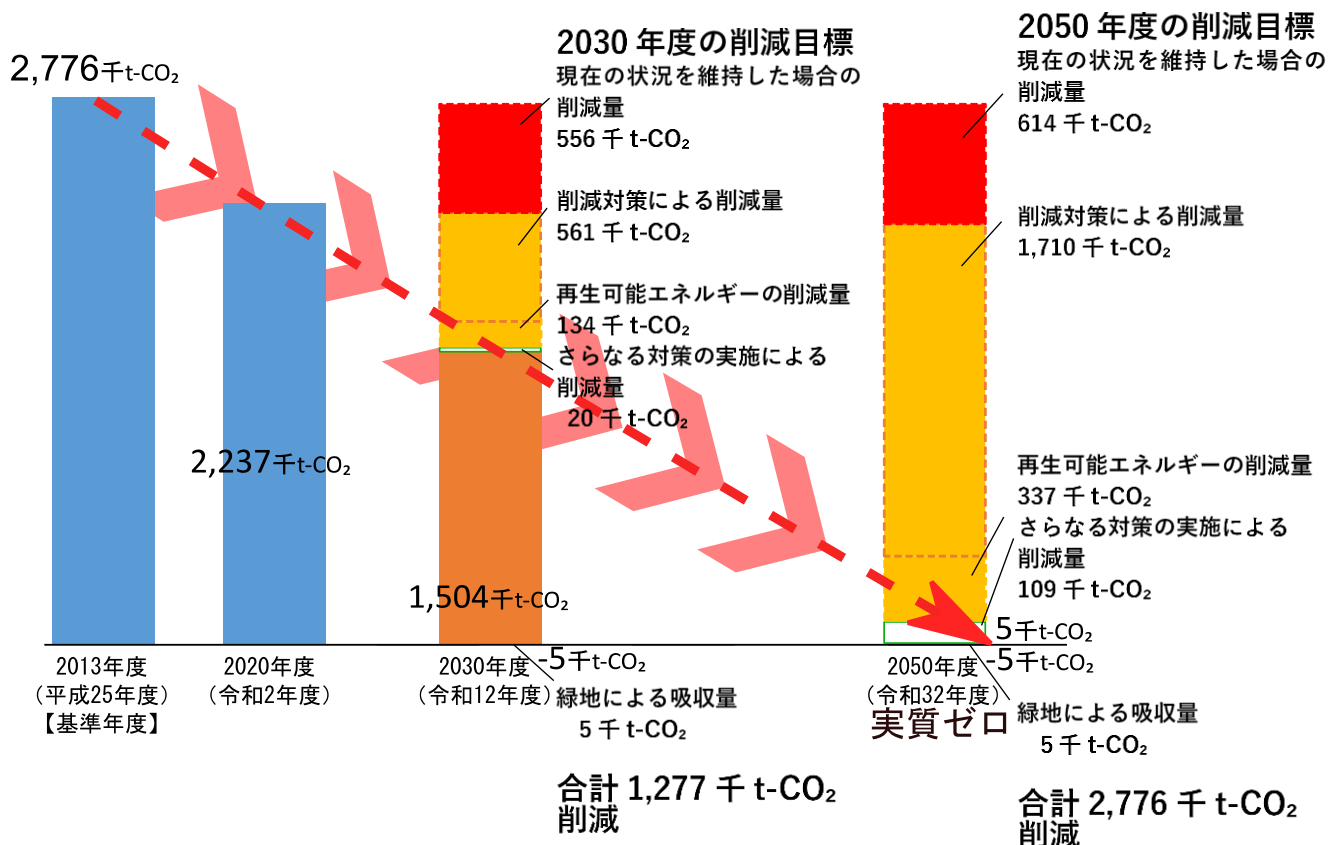
2030（令和12）年度は、現状を維持した場合（現状^{すう}趨勢(BAU)ケース）2013（平成25）年度よりも556千t-CO₂の削減と推計されます。

各種対策の実施により削減される温室効果ガスは561千t-CO₂、再生可能エネルギーの導入による削減量が134千t-CO₂、緑地による吸収量が5千t-CO₂と推計されます。これらに、DX等、将来の技術革新や更なる削減対策の実施による削減量を20千t-CO₂を目指します。

2050（令和32）年度は、現状を維持した場合（現状^{すう}趨勢(BAU)ケース）2013（平成25）年度よりも614千t-CO₂の削減と推計されます。

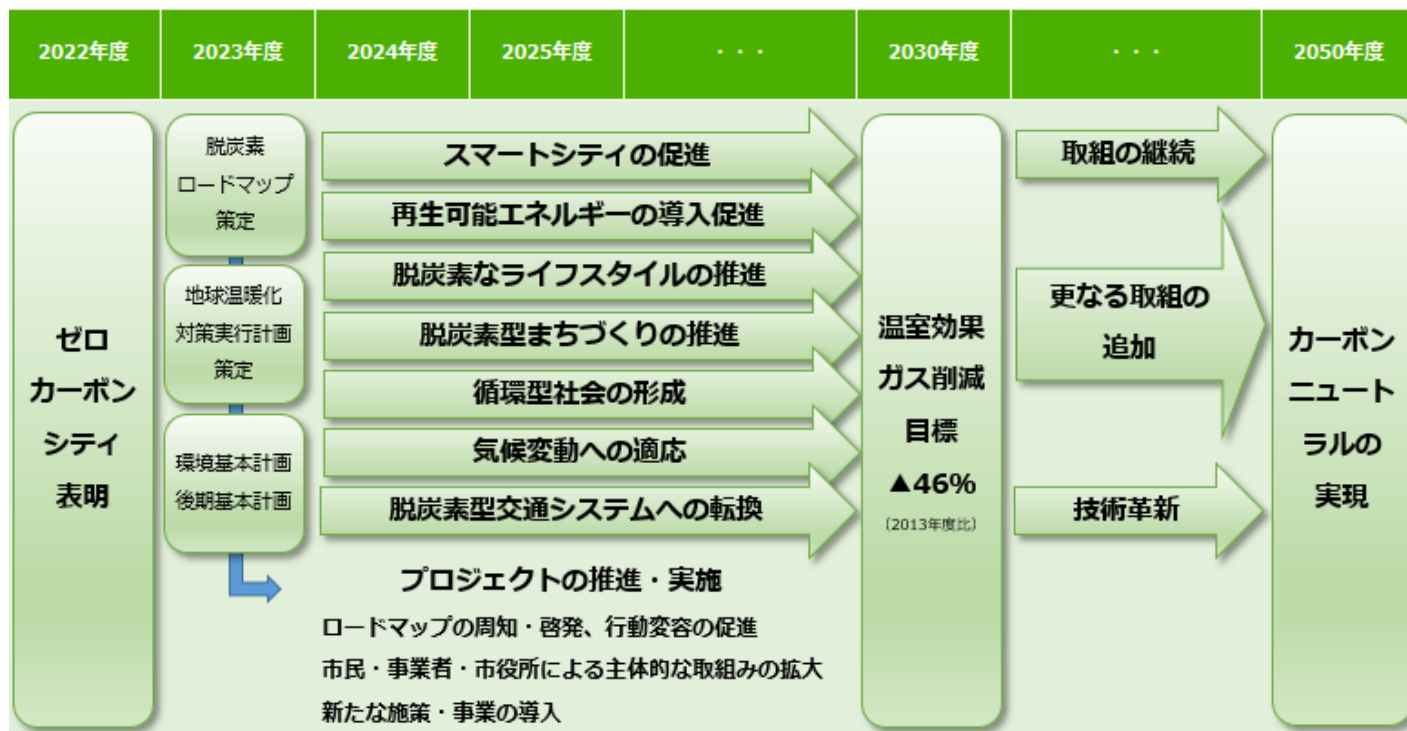
各種対策の実施により削減される温室効果ガスは1,710千t-CO₂、再生可能エネルギーの導入による削減量が337千t-CO₂、緑地による吸収量が5千t-CO₂と推計されます。

これらに、DX等、将来の技術革新や更なる削減対策の実施による削減量を109千t-CO₂を目指します。



3 取組の期間と施策

●計画及び期間



●具体的な事業や施策例

事業の分類	市民・事業者の皆様に取り組んでいただく施策の例
スマートシティの推進	暑さ対策スマートパッケージの利用、ゆうゆうバススマホ回数券の利用
再生可能エネルギーの導入促進	建物等への太陽光発電・蓄電池の導入 再生可能エネルギー比率の高い電力の購入・調達 営農発電（ソーラーシェアリング）の導入
脱炭素なライフスタイルの推進（省エネルギーの推進）	ZEH、ZEB、LCCM など住宅・建築物の省エネルギー化・長寿命化 環境に配慮した商品の購入・調達（グリーン購入・調達）
脱炭素型まちづくりの推進	緑地保全・緑化に関する制度の普及啓発、緑化推進 屋上緑化、壁面緑化、グリーンカーテン、生垣などの推進
循環型社会の形成	5 R運動の推進により家庭や事業所から排出される一般廃棄物の削減 食品は賞味期限の短いものを購入する、必要以上購入しないなど、フードロス削減に協力
気候変動への適応	事業所等と連携した熱中症予防の普及啓発 建築物からの人工排熱を低減させる省エネルギーや排熱利用などの取組を推進 災害対策マニュアルや事業継続計画（BCP）を整備し、災害に備える
脱炭素型交通システムへの転換	自転車シェアリング（レンタサイクル）の導入推進、利用 自動車買い替えの際の、電気自動車（EV）など次世代自動車の導入 住宅・事業所への電気自動車充電設備（H2V、V2H 等）の導入促進

第1章 熊谷市環境基本計画の概要

第1節 環境基本計画の概要

1 計画策定の背景

熊谷市環境基本計画は、「熊谷市環境基本条例」の第3条に示された基本理念の実現に向け、一層の環境保全と創造を推進するための長期的な目標及び総合的な施策の大綱を示すものです。

平成30年3月には、第1次熊谷市環境基本計画による10年間の達成状況の確認と評価を行い、また、平成30年度以降の長期的な目標及び総合的な施策の大綱を示すため、第2次熊谷市基本計画を策定いたしました。

■熊谷市環境基本条例の基本理念（第3条）

1 人類の存続基盤である良好な環境の継承推進

環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎに満ちた恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。

2 協働による環境負荷の少ない持続可能な社会の実現

環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 環境に配慮した事業活動や日常生活を営む

環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、すべての者が地球環境の保全を自らの課題として認識し、並びにあらゆる事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

2 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

本計画は、熊谷市環境基本条例に示された基本理念と、市の総合的な施策を示した「熊谷市総合振興計画」における本市の将来都市像『子どもたちの笑顔があふれるまち 熊谷 ～輝く未来ヘトライ～』を環境面から実現するものです。

そのために、熊谷市の環境上の特性を踏まえ、市域の環境保全と創造に資する長期的な目標及び総合的な施策を示し、また、市が策定するその他環境に関連する計画や各種事業計画と整合が図れるよう、各種施策の環境面での基本的方向を示しています。

(2) 目標年度

初年度・・・・・・平成30年度（2018年度）

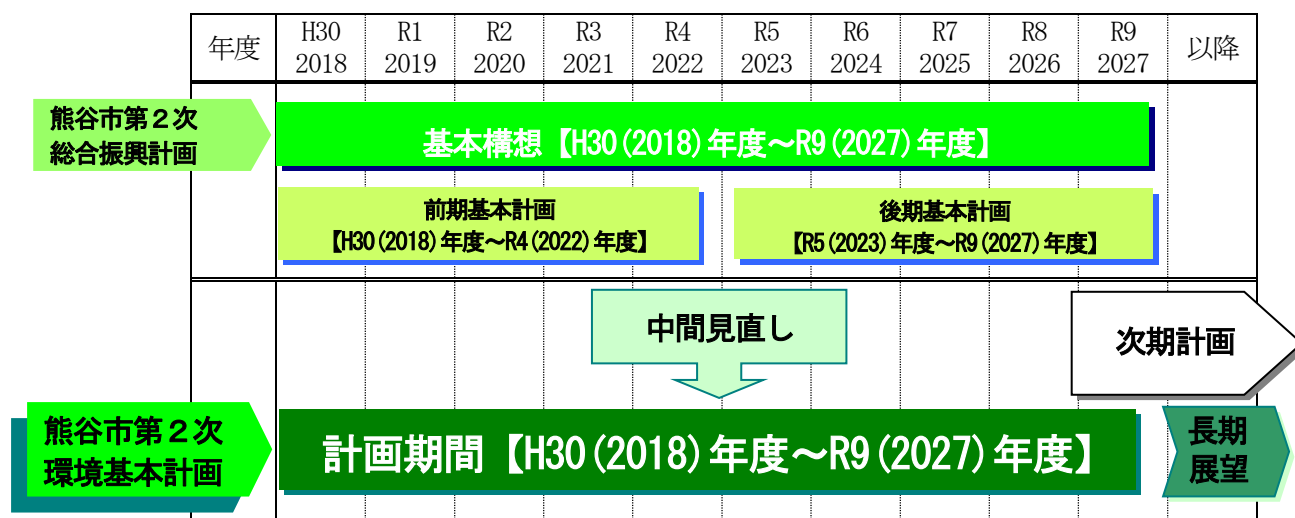
目標年度・・・・・・令和 9年度（2027年度）

中間見直し年度・・・・令和 5年度（2023年度）

（前期5年間の達成状況の確認と評価を行い、併せて、社会情勢や科学的知見の変化等や総合振興計画との整合性を図る。）

第1章 熊谷市環境基本計画の概要

第1節 環境基本計画の概要



(3) 計画の対象範囲

環境問題は、地球環境から身近な生活環境まで様々なものがありますが、熊谷市環境基本計画では、次の領域を対象とします。

①地球環境：地球全体や将来の世代に関わる環境

資源・エネルギー、地球温暖化、オゾン層の破壊 等

②自然環境：自然の保全、保護、創出に関わる環境

地形・地質、土壌、気象、水、緑、動植物 等

③生活環境：市民生活の中で生じる環境

大気、水質、土壌汚染、騒音・振動、悪臭、有害化学物質 等

④快適環境：生活に安らぎと潤いを与える環境

景観、公園・緑地、環境美化、交通、歴史・文化、道路、下水道 等

(4) 各主体の役割と責務

本計画で示される環境の保全及び創造を推進していくために、市・市民・事業者が、それぞれの役割と責務に応じて、主体的に環境に配慮した行動を実践していく必要があります。

主体	役割と責務
市	・ 環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策の策定と実施 ・ 各種の環境に配慮した行動の率先実行 ・ 環境の保全及び創造に関する情報提供、必要な制度の整備 ・ 国、県、市民、事業者、民間団体等への支援や連携による環境施策の推進
市民	・ 環境の保全及び創造についての関心と理解を深める ・ 自主的かつ積極的な環境に配慮した行動の実践 ・ 日常生活に伴う環境への負荷の低減に努める ・ 市が実施する環境の保全及び創造に関する施策への協力、連携
事業者	・ 事業活動に伴う公害の防止と自然環境の適正な保全のための措置 ・ 自主的かつ積極的な環境に配慮した行動の実践 ・ 事業活動及び製品等の製造から廃棄に至る各過程における環境負荷の低減 ・ 市が実施する環境の保全及び創造に関する施策への協力、連携

第2章 熊谷市の概況

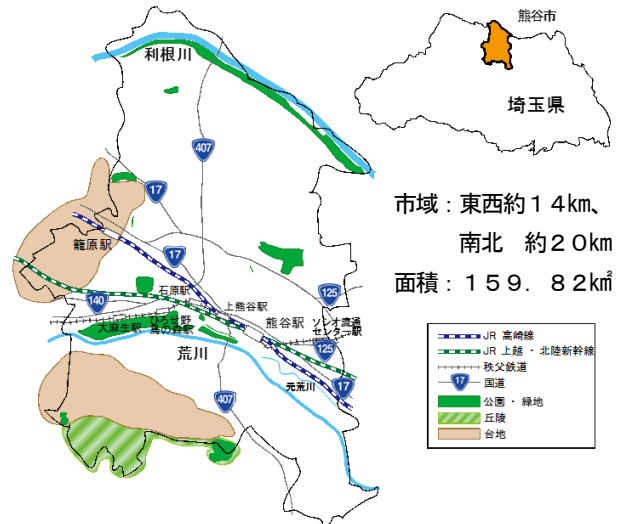
第1節 地勢・気象

1 地勢・概況

本市は、関東平野の中央、埼玉県北部に位置し、東京都心までは、50～70km圏にあります。

市域の大半が平坦な地形ですが、西部は櫛挽台地、南部は江南台地及び比企丘陵の一部となっており、畑や平地林におおわれています。

また、南部は荒川、北部は利根川の日本を代表する2つの河川が流れ、豊かな水と肥沃な大地により自然環境が形成されています。



2 人口等

人口は減少傾向にあり、世帯数は増加傾向にあります。一世帯当たりの人員は約2.14人となっています（資料：熊谷市統計書（各年10月1日現在））。

	R1	R2	R3	R4	R5
人口	196,957	195,814	194,122	193,502	192,553
世帯数	87,095	87,712	88,095	89,118	89,951

3 気象

本市は、夏は暑く、冬は寒い、寒暖の差が大きい特色ある気候です。

特に、夏は日中の気温が非常に高くなります。また、年間の快晴日数が多く、「統計でみる都道府県のすがた2021」によると、令和元年の都道府県庁所在地の観測地（ただし、埼玉県は熊谷市、東京都は千代田区、滋賀県は彦根市）の快晴日数は47日で全国3位となっています。（資料：気象庁）

①最高気温の記録（熊谷市）

順位	気温(℃)	観測日
1	41.1	H30.7.23
2	40.9	H19.8.16
3	40.0	R4.7.1
4	39.9	H9.7.5
5	39.8	H23.6.24
6	39.7	H12.9.2
7	39.6	R2.8.11
"	"	H13.7.13
9	39.5	R4.6.30
10	39.4	H19.8.15

②最高気温の記録（全国の観測地点）

順位	都道府県	観測所名	気温(℃)	観測日
1	静岡県	浜松	41.1	R2.8.17
"	埼玉県	熊谷	"	H30.7.23
3	岐阜県	美濃	41.0	H30.8.8
"	"	金山	"	H30.8.6
"	高知県	江川崎	"	H25.8.12
6	静岡県	天竜	40.9	R2.8.16
"	岐阜県	多治見	"	H19.8.16
8	新潟県	中条	40.8	H30.8.23
"	東京都	青梅	"	H30.7.23
"	山形県	山形	"	S8.7.25

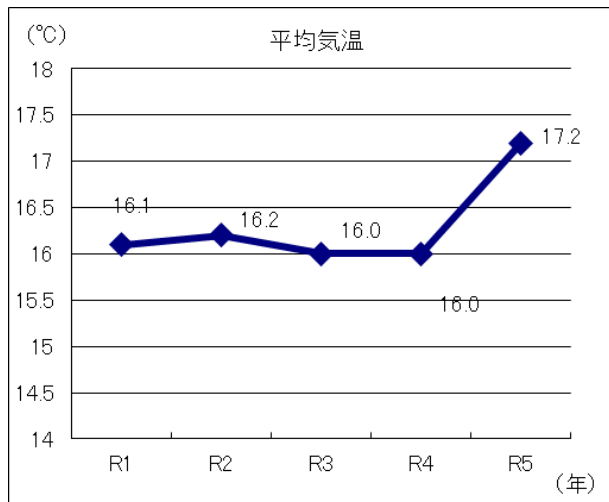
③年間快晴日数（令和元年）

順位	都道府県	年間快晴日数
1	宮崎県	67日
2	静岡県	64日
3	埼玉県	47日
4	三重県	45日
5	茨城県	44日
"	岐阜県	43日
7	高知県	42日
8	佐賀県	41日
"	山梨県	38日
10	岡山県	38日

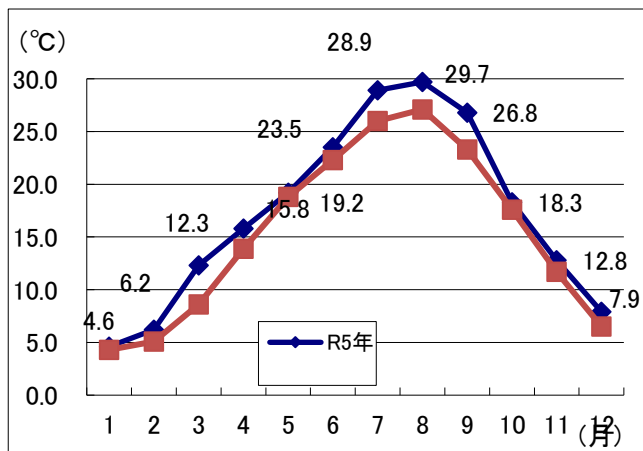
第2章 熊谷市の概況

第1節 地勢・気象

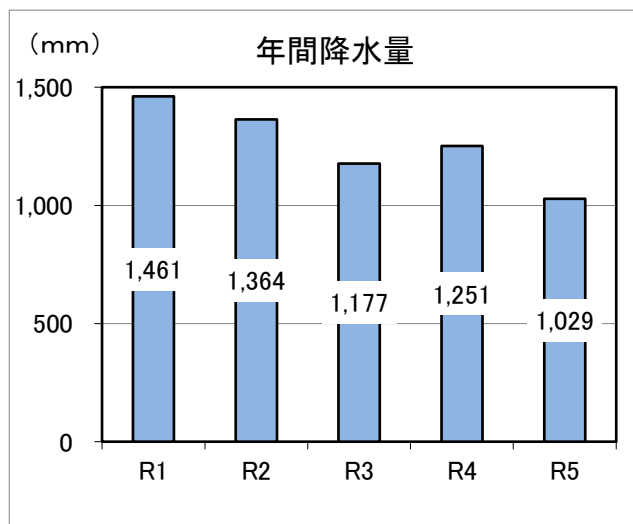
④年平均気温の推移



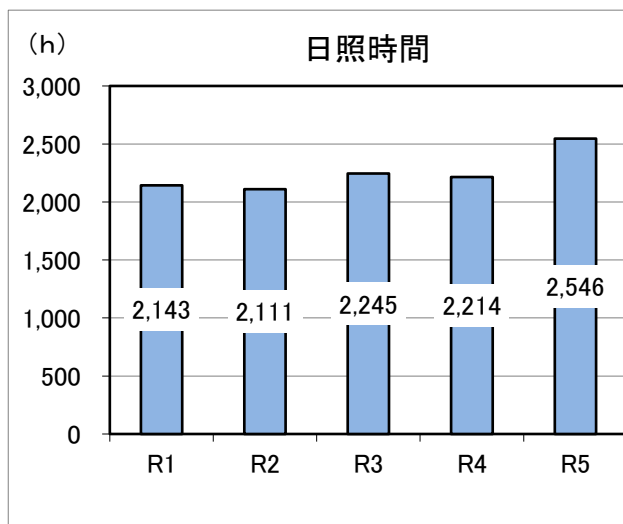
⑤月別平均気温と月別平年値の比較



⑥年間降水量の推移



⑦年間日照時間の推移



⑧真夏日・猛暑日観測日数の推移

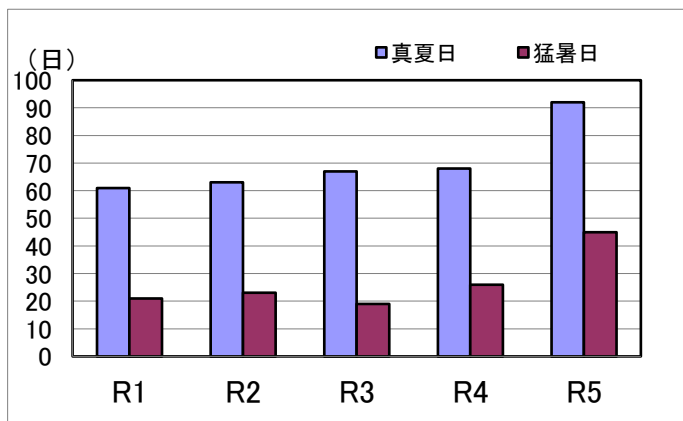
	R1	R2	R3	R4	R5
真夏日	61	63	67	68	92
猛暑日	21	23	19	26	45

※真夏日：一日の最高気温が30℃以上

※猛暑日：一日の最高気温が35℃以上

猛暑日は平成19年に制定

※真夏日は最高気温が30℃以上になった日のことをいいますので、35℃以上の猛暑日も日数に数えられています。



第2節 自然等の状況

1 熊谷市指定記念物・天然記念物

①カヤ（拾六間 徳蔵寺）	樹高23m、幹回り3.6m、江戸時代中期頃から生育と伝わる。
②イチイガシ（拾六間 徳蔵寺）	樹高約35m、幹回り2.6mで地上から約6mのところまで双幹となっている。江戸時代後期から生育と伝わる。
③イヌザクラ（三ヶ尻 個人）	樹高約15m、幹回り3m。江戸時代中期頃から生育し、この種としては県下で一番古い。
④クロガネモチ（肥塚 個人）	樹高約12m、幹回り約2m、江戸時代中期頃から生育と伝わる。
⑤ナギ（新堀新田 個人）	樹高25m、幹回り1.9m、江戸時代中期頃から生育と推定。
⑥ムクロジ（東別府 香林寺）	樹高16m、幹回り1.9m、江戸時代後期から生育と推定。もくれんじゅとも呼ばれる。
⑦スズカケノキ（末広 熊谷女子高校）	樹高約30m、幹回り5.0m、明治44年（1911）頃に新宿御苑の母株から移植されたと推定される。
⑧カヤ（中奈良 国性寺）	樹高25m、幹回り3.6m、江戸時代前期頃から生育と推定。
⑨シイノキ（ハツロ 長昌寺）	樹高9m、平安時代末頃、この地を斎藤実盛が鬼門除けの祈願所を選び、そのあかしとして植えた3本のうち、唯一残ったものといわれる。

※原島の養平寺にあるキャラボク（樹高2.5m、幹回り0.96m、江戸時代中期頃から育成と推定）については、枯れたため、令和6年1月30日に指定が解除されました。その他の樹木については、おおむね良好な状態です。



①カヤ
（拾六間 徳蔵寺）



②イチイガシ
（拾六間 徳蔵寺）



③イヌザクラ
（三ヶ尻 個人）



④クロガネモチ
（肥塚 個人）



⑤ナギ
（新堀新田 個人）



⑥ムクロジ
（東別府 香林寺）



⑦スズカケノキ
（末広 熊谷女子高校）



⑧カヤ
（中奈良 国性寺）



⑨シイノキ
（ハツロ 長昌寺）

2 自然等の状況概要図

本市には、豊かな水辺、平地林や斜面林など変化に富んだ環境に多様な動植物が生育しています。
しかし、近年の動植物を取り巻く環境の変化により個体数の減少が見られ、この中にはムサシトミヨなどの絶滅危惧種等も含まれており、生息・生育環境そのものの保全が課題となっています。
また、外来生物の侵入による生態系への影響等も懸念されています。

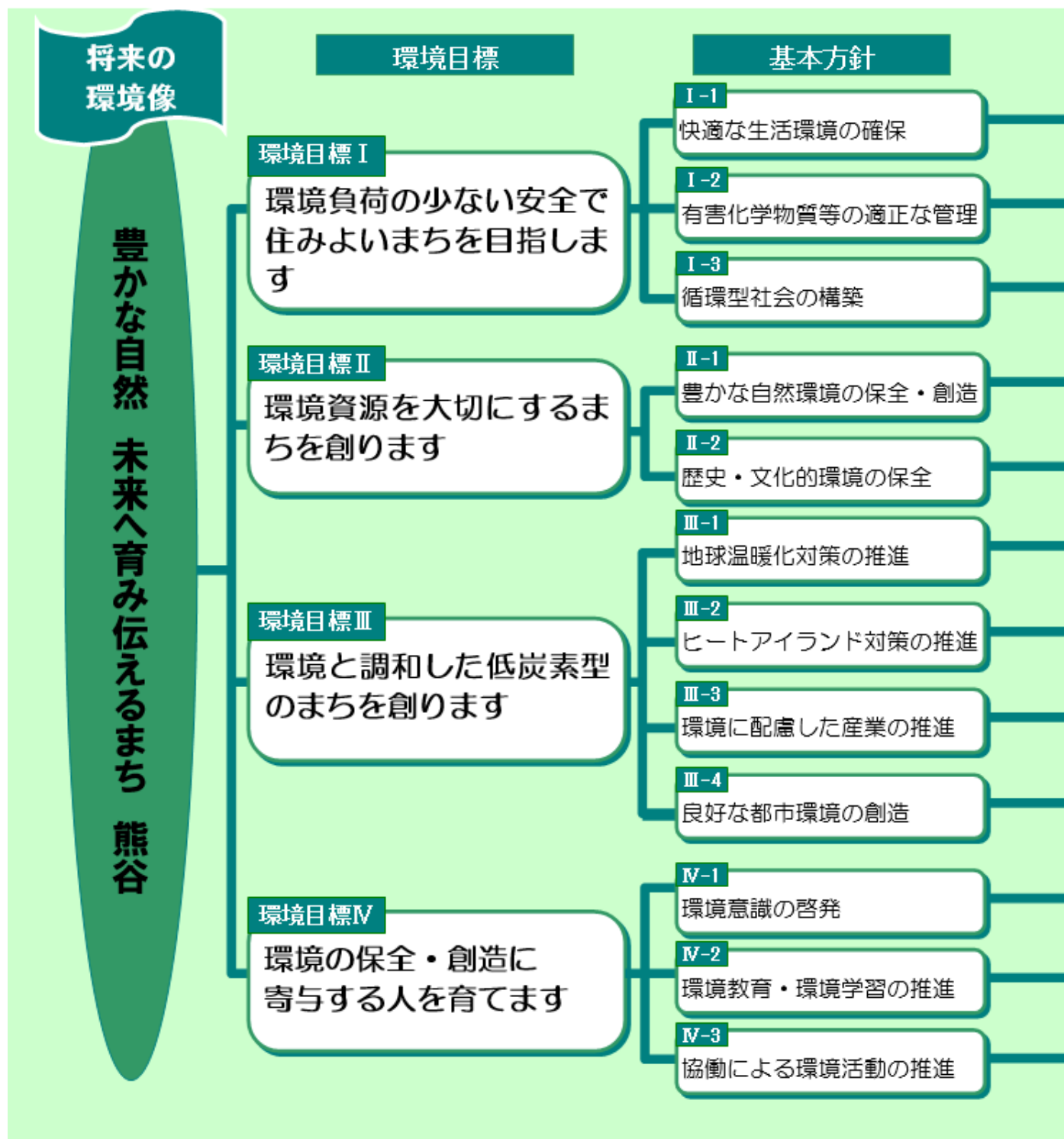


地区	番号	名称	説明
熊谷	①	元荒川周辺	ムサシトミヨが生息する元荒川の源流部の県指定天然記念物区間は、平成20年6月に平成の名水百選に選定されました。この地域は、熊谷市やムサシトミヨ保全推進協議会（地元自治会・環境団体・行政などで構成）により保全活動がなされています。 
	②	三尻観音山 (市指定記念物・名勝)	荒川の浸食により残った丘陵(残丘と言われている)で、アカマツやクヌギなどからなる樹林の林床には、低地性のニッコウキスゲやカタクリの小群落があります。 ヤマガラ、カケス等樹林性の鳥類も確認されています。 また、南側に沿って流れる小川にはシジミやカワニナが生息しています。  
	③	荒川大麻生公園	大麻生地区に広がる荒川河川敷は扇状地特有の形態をなし、全国でも有数のカワラナデシコの群落地で、他に、カワラサイコ、カワラハハコなど河原特有の植物が自生しており、これらは毎年の火入により環境の保全が図られています。 野鳥の種類も多く、水面や砂礫地ではコハクチョウ、カモ類、シギ・チドリ類、サギ類、草原や灌木林ではヒバリ、ホオジロ、キジなど、明るい林や森ではエナガやアオゲラが観察できます。春と秋の渡りの時期にはキビタキ・オオルリ、冬にはベニマシコやミヤマホオジロなどが観察され、オオタカ、フクロウなどの猛禽類も1年を通じて観察されます。昆虫類では、キバネツノトンボ、ウスバカミキリ、ミヤマセセリなども確認されています。 
	④	別府沼公園	貴重な自然が残されている総合公園として整備されています。ここにはミゾコウジュ、ヒメシロアサザ、ミクリ、キタミソウなど、多くの湿生植物が繁殖しています。 その生育環境は「別府沼を考える会」を中心として行われている保護活動などにより守られており、イタチ、ノウサギなどの哺乳類が観察されているほか、鳥類はカイヅブリ、カワセミなどの水辺の鳥、冬場は多くのカモ類が越冬しています。 国内の別の地域から移入したヌマガエルや、オオクチバスなどの特定外来生物も確認されています。 
大里	⑤	切れ所 (市指定記念物・名勝)	度重なる荒川洪水の破堤により形成された沼で、昭和13年(1938)9月1日に上陸した台風により、現在の形に拡大しました。現在は釣りが楽しめます。 
	⑥	中の渚 (市指定記念物・名勝)	度重なる荒川洪水の破堤により形成された沼で、形成当初よりは規模が小さくなりましたが、安定した水量を維持しています。現在は釣りが楽しめます。 
妻沼	⑦	備前渠用水路	慶長9年(1604)に、伊奈備前守忠次が開削した埼玉県最古の用水路で、令和2年12月に「世界かんがい施設遺産」に登録されました。今でも素掘りの所が多く、当時の面影を残しています。 
	⑧	江袋溜井 (江袋沼)	この沼は、慶長年間(1600年頃)に伊奈備前守の命によって開発された溜井(農業用水の貯留池)で、そのほとりには弁天様が祭られています。キタミソウやショウブ、カワセミなどの希少な動植物が生息する水辺空間です。 生態系を保護しながらの護岸整備を行っており、キタミソウなどの希少植物の観察をすることができます。 
江南	—	江南台地	江南台地では斜面林や平地林が形成されており、クヌギ、コナラに加え、植林されたスギやヒノキが見られます。また、大沼など多くの池沼が点在しているのも特徴です。動物は、アナグマ、タヌキ、キツネ、イタチ、ノウサギなどの中型の哺乳類が確認されています。野鳥は、ホオジロ、ウグイス、ホトギス、アカゲラに加え、オオタカ、フクロウなど猛禽類が観察されます。
	—	ため池と棚田	江南台地及び比企丘陵が広がる地域では、中世以降、灌漑用のため池が数多く築かれました。その下には棚田が広がっており、自然の造形と先人の知恵が融合した独特の景観を形成しています。
	⑨	大沼自然環境保全地域	大沼と天然性のアカマツ林からなり、自然性の高い状態を維持しており、自然植生の極めて少ない埼玉県北部としては貴重な存在です。 埼玉県自然環境保全条例の指定を受けて保全されており、カモ類の越冬も見られます。 
	—	里山保全活動	人の手が入らなくなり、荒れ放題になっていた里山を、ふれあいの場として、整備することを目標に、木の間伐や下草刈りが三本自治会及び小江川自治会を中心に定期的に行われています。
	—	ホタルの保護活動	千代地区・柴地区・樋春地区・上新田地区などでゲンジボタルが繁殖しています。うち、7か所は「熊谷市ホタルの保護に関する条例」で保護重点区域に指定されています。 平成24年2月には、熊谷市ほたるを保護する会が発足し、ホタルの保全活動を行っています。
	⑩	荒川・押切虫の音	残したい日本の音風景百選(平成8年環境庁)に選定された地域で、マツムシ、スズムシ、カンタン、エンマコオロギなど29種類の鳴く虫が確認されています。

※④別府沼公園及び⑦備前渠用水路などではクビアカツヤカミキリの被害による影響が懸念されています。

第3章 総合的推進

第1節 施策の体系



第2次熊谷市環境基本計画では、望ましい環境像の考え方を踏まえ、将来の環境像を掲げており、これを実現するために、身近な環境から地球規模に至るまでの様々な環境問題を考慮し、4つの項目を環境目標としました。

基本施策

①公害の防止 ②大気汚染対策 ③水質汚濁対策
④土壌汚染対策 ⑤騒音・振動対策 ⑥悪臭対策

①ダイオキシン類対策 ②アスベスト対策
③有害化学物質等の排出の抑制 ④放射性物質対策

①廃棄物の発生の抑制、再利用の促進
②不法投棄対策の推進

①水循環の確保 ②里山・樹林地の保全
③動植物の保護及び生育環境の保全 ④自然環境のネットワークづくり

①文化財の保護及び市史の編さん
②伝統文化の保護・伝承

①省エネルギー活動の促進
②再生可能エネルギー等の導入推進

①人工排熱の低減 ②建築物・地表面等の高温化抑制
③「ヒートアイランド対策推進都市」としての啓発

①地域資源を活用した取組の支援
②産学官の連携推進

①環境配慮型の都市を保全・形成する取組の推進
②緑地の整備 ③緑と親しむ場の創出

①環境美化の推進 ②環境情報の発信
③環境に配慮した行動の普及啓発

①環境教育の推進
②環境学習の推進

①環境活動団体や地域での環境活動の支援
②環境活動のパートナーシップの育成

第3章 総合的推進

第2節 推進状況 環境目標Ⅰ「環境負荷の少ない安全で住みよいまちを目指します」

第2節 推進状況

環境目標Ⅰ「環境負荷の少ない安全で 住みよいまちを目指します」

基本方針 I-1 快適な生活環境の確保

大気汚染や水質汚濁、騒音・振動、悪臭などの公害の発生を抑制する取組を説明します。

施策① 公害の防止

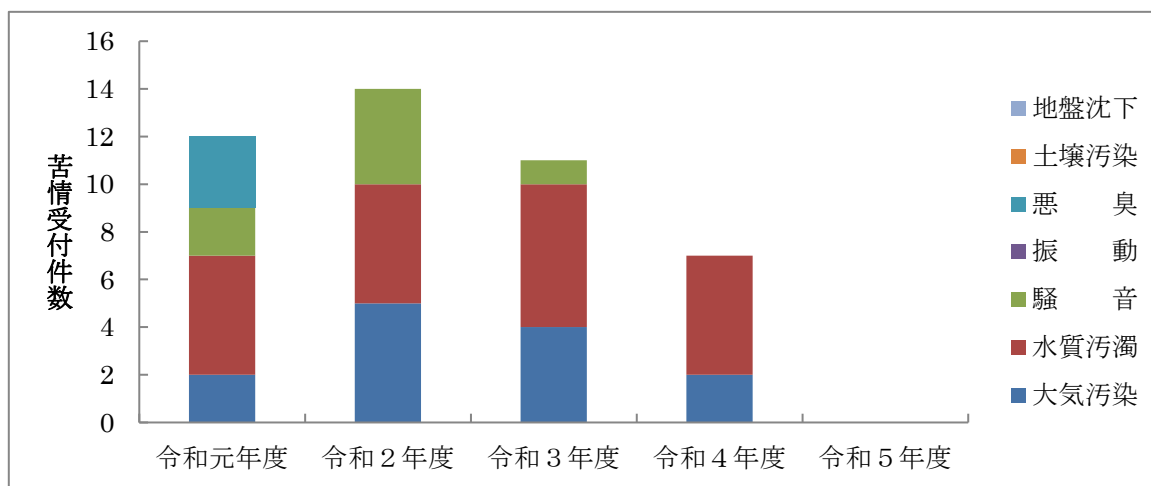
1 公害苦情の概要

令和5年度の典型7公害（下表の項目）に関する公害苦情の受理件数は0件でした。

■年度別公害苦情受理件数の推移

単位：件

	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	合計
令和元年度	2	5	2	0	3	0	0	12
令和2年度	5	5	4	0	0	0	0	14
令和3年度	4	6	1	0	0	0	0	11
令和4年度	2	5	0	0	0	0	0	7
令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	0



令和5年度は、関係法令の規制基準を超過した公害苦情の発生はありませんでした。

なお、平成20年度から、公害関係法令の規制基準を超えない相談事案への対応については、公害苦情件数に含まないこととしておりますが、令和5年度は19件の対応実績があり、内訳としては大気汚染に関する相談が麦わらなどの焼却等2件を含む3件、水質汚濁に関する相談が6件、騒音に関する相談が6件、悪臭に関する相談が2件、土壌汚染に関する相談が2件となります。

2 公害紛争処理

公害苦情は地域住民に密着した問題であり、迅速・適正に解決することはよりよい生活環境をつくるうえで極めて重要なことです。そこで本市では、公害苦情の相談窓口を設けて、速やかな解決に努めています。なお、公害紛争を市で解決できなかった場合、司法的解決とは別に公害紛争処理法に基づく公害等調整委員会が国に、公害審査会が県に置かれています。

■熊谷市廃棄物焼却施設の設置等に係る紛争の予防及び調整に関する条例の主な手続



第3章 総合的推進

第2節 推進状況 環境目標Ⅰ「環境負荷の少ない安全で住みよいまちを目指します」

3 公害防止協定等

(1) 公害防止協定

公害防止協定とは、地方公共団体がその管轄区域に立地する企業と公害防止を目的として結んだ取り決めをいいます。

市では、市内に立地する様々な業種の企業と立入検査等の条項を盛り込んだ協定を、法律や条例の規制を補完するものとして結んでいます。

公害防止協定を締結することにより公害の防止や環境負荷の低減を図るとともに、事業者の環境保全の取組を促進し、健全で快適な環境の確保が見込まれます。

令和5年度は2事業者（製造業2事業者）と協定を結び、締結数は176となりました。

今後も、健全で快適な環境の確保を目指し、積極的に事業者と公害防止協定を締結していきます。

産業分類	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸業	卸売・小売業	サービス業	公務	合計
締結企業数	1	120	4	13	5	32	1	176

(2) 公害防止組織

公害防止組織とは、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」を根拠として、同法で定められた特定の業種で、一定規模以上の施設を設置している工場（特定工場）に対して、公害防止統括者や公害防止管理者等の選任・届出を義務付けることにより、内部的な公害防止体制を整備し、もって公害の防止に資することを目的とするものです。

また、県ではこれに加え、「埼玉県生活環境保全条例」により、同法で対象とならない工場・事業場に対して、一定の要件を定め、公害防止監督者や公害防止主任者等の選任・届出を義務付け、公害防止組織制度の充実を図っています。

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」による選任状況		埼玉県生活環境保全条例による選任状況	
選任区分	選任事業所数	選任区分	選任事業所数
公害防止統括者	42	公害防止監督者	79
大気関係管理者	19	大気関係主任者	22
特定粉じん関係管理者	0		
一般粉じん関係管理者	6		
水質関係管理者	18	水質関係主任者	9
ダイオキシン類関係管理者	3	ダイオキシン類関係主任者	4
騒音・振動関係管理者	13	騒音・振動関係主任者	51
公害防止主任管理者	2		

※公害防止統括者・監督者は、事業所における公害防止に関する業務を統括管理する。

※公害防止管理者・主任者は、事業所における公害防止に関する技術的事項を管理する。

※公害防止主任管理者は、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する。

施策② 大気汚染対策

1 固定発生源に対する大気汚染対策

(1) 工場・事業場に対する大気汚染対策

大気汚染を防止し、環境基準を達成するためには、工場、事業場、自動車等の固定発生源から大気中に排出される汚染物質の量を減らすことが必要になります。

「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」では、発生源ごとに汚染物質の排出を規制しています。

本市では、大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、ばい煙発生施設や一般粉じん発生施設を設置している事業場に、抜き打ちで立入検査を実施しており、施設使用状況、ばい煙の自主測定結果、実機の確認等を行い管理・運用状況や不具合発生の有無等を確認しています。

また、特定粉じん排出等作業の実施の届出があったときは、作業基準が遵守されているか確認するための立入検査を行っています。

■大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく施設等

項目	説明
(大気汚染防止法) ばい煙発生施設	「ばい煙発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で、ばい煙を発生・排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気汚染の原因となるもので、政令で定めるボイラー、廃棄物焼却炉等をいいます。 当該工場又は事業場における施設ごとの排出口で、汚染物質ごとに排出基準を遵守しなければなりません。また、ばい煙量・ばい煙濃度等の自主測定を行い、その結果を記録し、3年間保存しなければなりません。
(大気汚染防止法) 一般粉じん発生施設	「一般粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で、一般粉じんの発生・飛散等により大気汚染の原因となるもので、政令で定めるベルトコンベア・破碎機等をいいます。 一般粉じん発生施設の設置者は、構造や使用等の基準を遵守しなければなりません。
(大気汚染防止法) 特定粉じん発生施設	「特定粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で特定粉じん発生等し、飛散等により大気汚染の原因となるもので、法令で定める解綿用機械等をいいます。 特定粉じん発生施設の設置者は、敷地境界基準を遵守しなければなりません。 なお、本市には特定粉じん発生施設の設置はありません。
(大気汚染防止法) 特定粉じん排出等作業	「特定粉じん排出等作業」とは、特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料（吹付け石綿、石綿を含有する断熱材等）が使用されている建築物・工作物を解体、改造又は補修する作業をいいます。 吹付け石綿等の飛散性の高い石綿含有建材の除去等を行う事業者は、大気汚染防止法に基づき事前の届出が義務付けられており、作業基準（作業場の隔離、作業場内の負圧保持等）を遵守しなければなりません。
(埼玉県生活環境保全条例) 指定ばい煙発生施設	「指定ばい煙発生施設」は、大気汚染防止法では届出義務のない規模のばい煙発生施設で、埼玉県生活環境保全条例に基づき、届出が必要な施設です。
(埼玉県生活環境保全条例) 指定粉じん発生施設	「指定粉じん発生施設」は、大気汚染防止法では届出義務のない規模の粉じん発生施設で、埼玉県生活環境保全条例に基づき、届出が必要な施設です。

※「ばい煙」とは、燃料その他の物の燃焼等に伴い発生する硫黄酸化物・ばいじん等のことをいいます。

※「一般粉じん」とは石綿以外で、物の破碎、選別その他機械的処理又はたい積等に伴い発生・飛散する物質のことをいいます。

※「特定粉じん」とは、石綿（アスベスト）のことをいいます。

第3章 総合的推進

第2節 推進状況 環境目標Ⅰ「環境負荷の少ない安全で住みよいまちを目指します」

■大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく届出事業者数・立入事業所数等

項目	届出事業者数等（令和5年度末）	立入検査事業所数等（令和5年度）
（大気汚染防止法） ばい煙発生施設	届出事業場数：72 届出施設数：140	延べ29事業場
（大気汚染防止法） 一般粉じん発生施設	届出事業所数：13 届出施設数：107	延べ1事業所
（大気汚染防止法） 特定粉じん発生施設	—	—
（大気汚染防止法） 特定粉じん排出等作業	届出件数：5	延べ11件
（埼玉県生活環境保全条例） 指定ばい煙発生施設	届出事業場数：21 届出施設数：21	延べ10業場
（埼玉県生活環境保全条例） 指定粉じん発生施設	届出事業所数：20 届出施設数：216	延べ4事業所

（2）野外焼却防止

稲わら・麦わら等の焼却に対しては、巡回パトロール及び農家への訪問指導、防止呼びかけチラシの作成・配布、防災無線などで、すき込みによる堆肥化を呼びかけ、焼却防止に向けての対策を実施しました。

2 大気環境の調査・監視等の実施

(1) 市独自の調査・監視

代表的な汚染物質としては、二酸化硫黄（亜硫酸ガス）などの硫黄酸化物、二酸化窒素などの窒素酸化物、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM_{2.5}）などが挙げられます。

市では、大気環境の実態把握のため、環境基準が定められている物質等の監視測定を継続して行いました。

■大気環境調査測定地点図



項目大分類	調査分類	項目小分類	測定地点数	地図記号
有害物質	市内全域調査	二酸化硫黄(SO ₂)	6	○
		二酸化窒素(NO ₂)	10	●
	固定発生源周辺調査	二酸化窒素(NO ₂)	5	●
降下ばいじん	市内全域調査	pH、液量、溶解性ばいじん量、不溶解性ばいじん量、総ばいじん量、溶解性ばいじん中のカルシウムイオン、不溶解性ばいじん中のカルシウム・鉛・カドミウム・クロム	4	◇

第3章 総合的推進

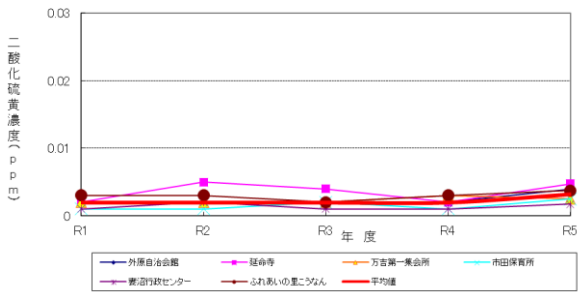
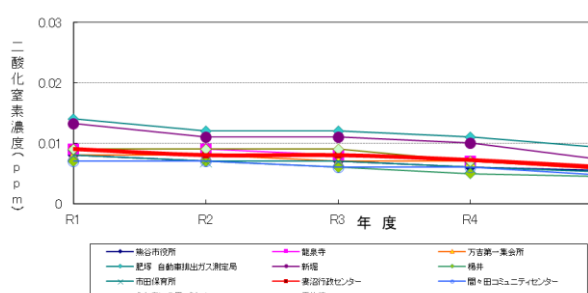
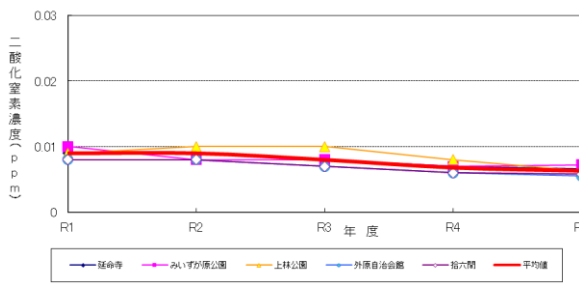
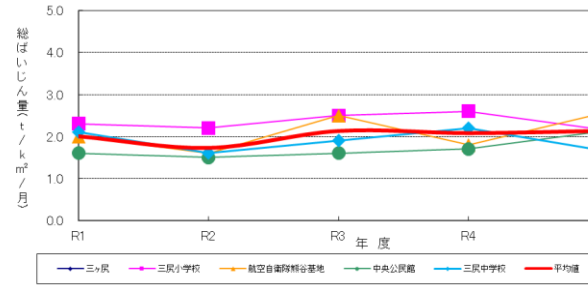
第2節 推進状況 環境目標Ⅰ「環境負荷の少ない安全で住みよいまちを目指します」

■調査方法

項目	測定方法等	経年変化等
二酸化硫黄 (市内全域調査)	フィルターバジジ法(簡易測定)により、市内6地点(年4回)測定	環境基準を満たしています。経年変化は、ほぼ横ばいの傾向を示しています。
二酸化窒素 (市内全域調査)	フィルターバジジ法(簡易測定)により、市内10地点(年4回)測定	環境基準を満たしています。交通量の多い肥塚自動車排出ガス測定局(国道17号熊谷バイパス沿道)や新堀民家(国道17号沿道)は、他の測定地点に比べて高い値を示しています。 経年変化はほぼ横ばいの傾向を示しています。
二酸化窒素 (固定発生源周辺調査)	フィルターバジジ法(簡易測定)により、固定発生源(熊谷工業団地等)周辺5地点(年12回)測定	環境基準を満たしています。経年変化は、ほぼ横ばいの傾向を示しています。
降下ばいじん※ (総ばいじん量)	熊谷工業団地周辺地域3地点及び中央公民館で、毎月測定	環境基準はありませんが、最近5年間はほぼ横ばいの傾向を示しており、いずれも目標値以下で推移しています。

※「降下ばいじん」は、大気中に浮遊している“ばいじん”や“粉じん”が自重や雨の作用で地上に落下したものです。

■調査結果

二酸化硫黄(市内全域調査) 単位：ppm  環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	二酸化窒素(市内全域調査) 単位：ppm  環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下であること。
二酸化窒素(固定発生源周辺調査) 単位：ppm  ※環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下であること。	降下ばいじん(総ばいじん量) 単位：t/km²/月  ※汚染の目安(目標値)として、「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の施行について(平成2年7月3日環境庁大気保全局長通知)」を参考に、10t/km²/月以下に設定しています。

第2節 推進状況 環境目標Ⅰ「環境負荷の少ない安全で住みよいまちを目指します」

(2) 県と市の協力・連携等

市では、埼玉県北部で、光化学スモッグ注意報等が発令された場合又は微小粒子状物質（PM_{2.5}）の日平均値が70マイクログラムを超えるおそれがあると判断された場合には、緊急連絡網により学校を始め関係機関に周知し、必要な対応をとるよう連絡するとともに、防災行政無線でも注意喚起をしています。

項目等	定義等
光化学スモッグ ：県内55点（市内2地点）で、1時間ごとに光化学オキシダント濃度を測定	工場や自動車から排出される窒素酸化物と炭化水素（揮発性有機化合物）が、太陽からの紫外線により光化学反応を起こすことにより生成される光化学オキシダントが空中に停留しスモッグ状になったもの。 濃度が高くなると、のどが痛くなったり、目がチカチカしたり、植物の葉の色が変色したりします。5月から9月ごろまでの、晴れて日差しが強く、日中の最高気温が25℃以上で風の弱い日に発生しやすくなります。特に、遠くの山や建物に霞（もや）がかかったように見えにくい日は、濃度が高くなる傾向があります。
微小粒子状物質（PM _{2.5} ） ：66地点（市内3地点）で測定	微小粒子状物質（PM _{2.5} ）とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、直径2.5マイクロメートル以下（1マイクロメートルは0.001ミリメートル）の微粒子のことをいいます。 PM _{2.5} の大きさは髪の毛の太さの30分の1程度です。

■光化学スモッグ注意報等の種類

種類	基準
予報	スモッグが発生しそうなときで、光化学オキシダント濃度が0.12ppm以上となることが予測される時
注意報	光化学オキシダント濃度が0.12ppm以上となり、その状況が継続すると認められるとき
警報	光化学オキシダント濃度が0.20ppm以上となり、その状況が継続すると認められるとき
重大緊急報	光化学オキシダント濃度が0.40ppm以上となり、その状況が継続すると認められるとき

■光化学スモッグ注意報等発令状況 経年変化

年度	R1	R2	R3	R4	R5						
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
予報発令回数	9	2	1	5	0	9	2	1	5	0	9
注意報発令回数	5	2	1	4	0	5	2	1	4	0	5
健康被害届出者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

■光化学オキシダントの経年変化

年度		R1	R2	R3	R4	R5
熊谷市役所 一般環境測定局	昼間の1時間値の最高値(ppm)	0.151	0.135	0.120	0.135	0.129
	昼間の1時間値が0.06ppm以上の時間数	595	430	470	415	506
熊谷妻沼東 一般環境測定局	昼間の1時間値の最高値(ppm)	0.135	0.117	0.119	0.141	0.127
	昼間の1時間値が0.06ppm以上の時間数	517	341	462	428	640

■微小粒子状物質（PM_{2.5}）市内測定局一覧

測定局	測定局名	測定場所	所在地
一般局	熊谷	市役所（本庁舎）	熊谷市宮町2-47-1
一般局	熊谷妻沼東	妻沼中央公民館	熊谷市妻沼東1-1
自排局	熊谷肥塚	雀宮自治会館西方	熊谷市肥塚596-1

第3章 総合的推進

第2節 推進状況 環境目標Ⅰ「環境負荷の少ない安全で住みよいまちを目指します」

(3) 県実施の大気汚染常時監視

埼玉県では、大気汚染防止法第22条及び埼玉県環境基本条例第22条に基づき、県内の大気汚染状況を的確に把握するため、現在、合計83測定局で大気汚染状況の常時監視を行っており、市内では、「熊谷市役所 一般環境測定局」、「肥塚 自動車排出ガス測定局」、「熊谷妻沼東一般環境測定局」の3か所に設置されています。

■二酸化硫黄の経年変化

単位：ppm

年 度		R1	R2	R3	R4	R5
熊谷市役所 一般環境測定局	日平均値の2%除外値	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	年平均値	0.000	0.000	0.001	0.001	0.000

■二酸化窒素の経年変化

単位：ppm

年 度		R1	R2	R3	R4	R5
熊谷市役所 一般環境測定局	日平均値の98%値	0.019	0.021	0.019	0.017	0.017
	年平均値	0.008	0.008	0.008	0.007	0.007
熊谷妻沼東 一般環境測定局	日平均値の98%値	0.021	0.022	0.019	0.017	0.019
	年平均値	0.009	0.009	0.008	0.008	0.007
肥塚 自動車排出ガス測定局	日平均値の98%値	0.029	0.029	0.026	0.027	0.026
	年平均値	0.016	0.014	0.014	0.014	0.013

■一酸化炭素の経年変化

単位：ppm

年 度		R1	R2	R3	R4	R5
熊谷市役所 一般環境測定局	日平均値の2%除外値	0.4	0.4	0.3	0.3	0.4
	年平均値	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
肥塚 自動車排出ガス測定局	日平均値の2%除外値	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
	年平均値	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2

■浮遊粒子状物質の経年変化

単位：mg/m³

年 度		R1	R2	R3	R4	R5
熊谷市役所 一般環境測定局	日平均値の2%除外値	0.036	0.038	0.029	0.031	0.034
	年平均値	0.016	0.013	0.012	0.013	0.013
熊谷妻沼東 一般環境測定局	日平均値の2%除外値	0.031	0.039	0.030	0.032	0.036
	年平均値	0.016	0.016	0.014	0.016	0.016
肥塚 自動車排出ガス測定局	日平均値の2%除外値	0.036	0.038	0.028	0.029	0.032
	年平均値	0.014	0.014	0.012	0.013	0.013

第2節 推進状況 環境目標Ⅰ「環境負荷の少ない安全で住みよいまちを目指します」

(4) 大気の大切さを知る機会の提供

全国星空継続観察（スターウォッチング・ネットワーク）は、全国各地で一斉に、肉眼や双眼鏡、カメラを使った身近な方法によって星空観察を行うものです。参加者に光害（夜間の照明など光による公害）や大気汚染などのない清澄な大気への関心を高めてもらうことを目的に、毎年2回（夏期及び冬期）実施している事業で、熊谷市でもその取組を行っています。

	実施日	結果
夏期	8月15日	曇天により中止
冬期	1月6日	最も暗い星・双眼鏡観察 8.0等級



施策③ 水質汚濁対策

1 工場及び事業場における排水対策の推進

(1) 工場及び事業場への立入検査状況

市では、水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例等に基づき、公共用水域（河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路）に排水を排出する工場・事業場へ立入検査を実施しました。検査は抜き打ちで実施し、排水検査や施設の状況及び公害防止組織の整備状況の確認等を行っています。

排水状況が適正でない場合は、基準を遵守するよう指導の徹底を図っています。

■届出事業場数及び立入検査状況（令和4年度）

届出事業場数	立入検査数	採水検体数	排水基準超過数
490	109	114	10

■下水道法及び熊谷市下水道条例に基づく立入検査状況

特定事業場等24事業場に立入検査を実施しました。

立入検査 年4回	10事業場
立入検査 年2回	14事業場
排水基準超過件数	5事業場

排水基準を超過した場合は、改善処置完了報告書の提出を求めています。

(2) 異常水質事故

異常水質事故とは、河川などで、魚の大量死、油や着色水の流出などの異常が発生することをいいます。工場等での機械の操作ミスや故障、交通事故、廃棄物の不法投棄などによる、河川への油や化学物質の流出など、原因は多岐にわたります。

事故が発生した場合、市では原因究明と被害の拡大防止に努め、発生源者に対し再発防止を指導しています。

■異常水質事故の内訳（令和5年度）

魚類のへい死	油の流出	着色水・濁水	その他
3	1	2	0

第3章 総合的推進

第2節 推進状況 環境目標Ⅰ「環境負荷の少ない安全で住みよいまちを目指します」

2 水質の調査・監視の実施

(1) 河川・水路等の水質調査

市では、水質汚濁防止法に基づき、河川の常時監視を実施しています。

調査は、埼玉県作成の「令和5年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」に則り、和田吉野川（吉見橋）と福川（昭和橋）の2地点で行っています。

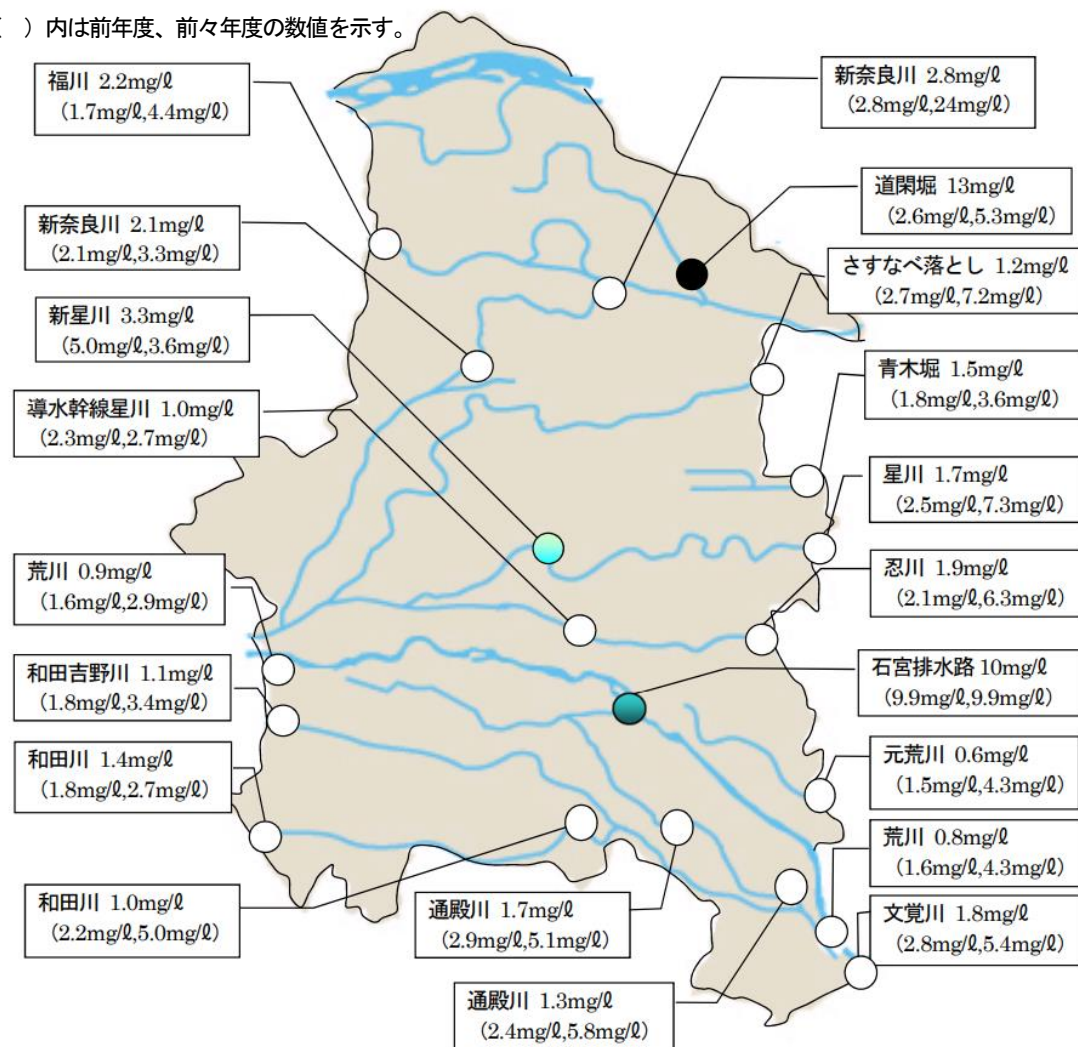
その他独自に、市内の主な河川と用水路など20地点で、水質の測定を行いました。

水質の測定結果は、環境基本法に規定する環境基準と比較し、その達成状況を確認しています。

この環境基準は、同法において、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められています。

■令和5年度 公共用水域水質調査結果 ～主な河川と用水路の水質～

※（ ）内は前年度、前々年度の数値を示す。



○	きれい	BOD3.0mg/l以下	●	やや汚れている	BOD5.1～10.0mg/l
●	ややきれい	BOD3.1～5.0mg/l	●	汚れている	BOD10.1mg/l以上

※BODとは、川の汚れ(有機物)を微生物が分解するときに使う水中の酸素の量で、数値が大きいほど川は汚れていることを示しています。数値は、BOD濃度の75%水質値です。

※「75%水質値」とは、一年間で得られたすべての日平均値を、測定値の低い方から高い方に順に並べたとき、低い方から数えて75%目に該当する日平均値のことです。この値がその地点での環境基準値以下である場合に、環境基準に適合していると評価されます。

第2節 推進状況 環境目標Ⅰ「環境負荷の少ない安全で住みよいまちを目指します」

(2) 準用河川(※)の監視

準用河川の管理において、異常水質事故(油等流出)に対する連絡体制を確立し、年間8回のパトロールを行い、目視可能な水質状況の確認を行いました。

※準用河川とは、河川法の規定の一部を準用し、市町村長が指定し管理する河川のこと。

3 生活排水対策の推進

(1) 熊谷市生活排水処理基本計画に基づく整備

市内の水環境の保全、生活排水の適正処理を推進することを目的に、より効率的で経済的な生活排水処理施設の整備のための方針(公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽)を定める基本計画を、それぞれの地域性、経済性を考慮するなどして、令和2年3月に策定しました。

同計画に基づき、公共下水道の面的整備、農業集落排水の維持管理及び合併処理浄化槽への転換を促進しています。令和5年度をもって生活排水処理率は79.0%となりました。

(2) 公共下水道の整備推進

本市の下水道事業は、事業計画面積2,326ha、下水道計画人口92,820人です。

令和5年度は、処理区域拡大のための下水道整備(汚水)を行い、新たに14.30haが下水道への接続が可能となり、令和5年度末現在、整備面積1,912.35ha、処理人口94,605人で、これは、熊谷市の人口に対し49.4%の普及率となります。

(3) 未接続世帯への対応策

公共下水道の工事着手前の工事説明会や工事完成翌年度の受益者負担金制度説明会など地元住民を対象に下水道への接続を、都度、お願いしています。

令和5年度末の下水道接続状況を表す水洗化率は86.5%であり、下水道に接続していない人口の割合が一定数以上いることを示しています。

このため、下水道整備後、年数が経過したものの下水道へ接続していない世帯へ、下水道への接続を促すチラシの配布を定期的に行っています。

(4) 下水道施設の水質の調査・監視の実施

下水道法に基づき適正な維持管理等を実施し、排出基準を満たした適切な水質を保っています。

■妻沼水質管理センター

- ・流入水、放流水の水質調査：毎月2回実施

(項目：PH、BOD、COD、SS、全窒素、全リン、ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油、動植物油脂類)、大腸菌群数)

- ・放流先河川の水質調査：年2回実施

(項目：PH、BOD、COD、SS、DO、アンモニア性窒素、全窒素、全リン、大腸菌群数)

■箱田幹線、平戸中継ポンプ場前忍川、平戸都市下水路末流、妻沼雨水1号幹線末流、三尻都市下水路上流、三尻都市下水路末流、荒川第三雨水ポンプ場下流

- ・定点水質検査：年4回実施

(項目：PH、BOD、SS、大腸菌群数)

■流域下水道へ流入する地点

- ・水質及び水量調査：年1回実施(24時間調査)

(項目：アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量、PH、BOD、COD、SS、ヘキサン抽出物質(油分)、窒素、リン、ヨウ素消費量、カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機リン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他)

第3章 総合的推進

第2節 推進状況 環境目標Ⅰ「環境負荷の少ない安全で住みよいまちを目指します」

の水銀化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、フッ素及びその化合物、フェノール類、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、クロム及びその化合物、1,4 ジオキサン、ダイオキシン類)

(5) 農業集落排水施設の適正な維持管理

熊谷地区に2、妻沼地区に3、江南地区に12の計17の農業集落排水施設が稼働中であり、法令等に従い、適正な運転と維持管理点検を実施し、水質基準値を下回る排水状況を維持しています。

浄化槽法に基づく法定検査についても受検しており、指摘事項等があれば速やかに修理等を行うとともに、計画的に設備機器の更新を行いました。

■維持管理（施設によって異なります。）

・実施頻度：1～2週間に1回

・項目：施設の点検、中継ポンプ施設点検、緊急時出動異常時点検、水質検査、日常管理、管渠清掃（真空管路施設点検）機能回復のため修繕など。

■放流水水質検査：年6回～12回

(6) 熊谷市浄化槽設置整備事業補助金

■合併処理浄化槽設置費に対する補助金の交付件数

地 域	転換種別	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
一般地域	単独処理浄化槽から	29	18	22	30	35
	汲取り便槽から	11	5	5	5	4
転換促進地域 (※)	単独処理浄化槽から	3	1	0	1	0
	汲取り便槽から	0	0	1	0	0

※転換促進地域とは、ムサシトミヨ生息区域周辺（久下の一部、佐谷田の一部）であり、通常の転換時の補助金に上乗せし、交付しています。

■転換設置に伴う処分費に対する補助金の交付件数

転換種別	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
単独処理浄化槽	30	18	17	30	33
汲取り便槽	9	3	6	4	3

■転換設置に伴う配管費に対する補助金の交付件数

転換種別	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
単独処理浄化槽	32	19	22	31	35
汲取り便槽	11	5	6	5	4

(7) 合併処理浄化槽の適正な維持管理

■合併処理浄化槽維持管理補助金

合併処理浄化槽を適正に維持管理する浄化槽管理者に対し補助金を交付することにより、良好な維持管理の普及促進を図りました。

補助金の交付件数（令和5年度）：3, 027件

第2節 推進状況 環境目標Ⅰ「環境負荷の少ない安全で住みよいまちを目指します」

■浄化槽管理者への啓発

平成29年度までは、浄化槽設置補助金申請者を対象に管理者講習会を開催していましたが、現在は、浄化槽設置の中間検査時に維持管理補助金制度も含めて直接説明しています。

4 用水の通年通水の実施

悪臭の防止及び良好な水質の確保のため、大里用水土地改良区管内の用水路においては、水路改修工事实施に配慮した上で、非かんがい期でも通水を実施しています。

また、備前渠用水路（本線）においても、水路改修工事实施に配慮した上で、通年通水を実施しています。



5 上・下流地域との連携

(1) 河川改修の早期実現

河川改修の早期実現に向けて、荒川上流改修促進期成同盟会等、河川関係の協会・協議会に出席し、関係行政機関との連携を図るとともに、要望活動等を行いました。

実績：総会・要望活動等出席22回

※荒川上流改修促進期成同盟会

設置目的：荒川の重要性を認識して荒川本川上流部の沿川関係市町住民の生命と財産を守るとともに福祉増進を図るために、河川改修の促進、水防協力体制の強化及び良好な河川環境の形成とその利用を図ることを目的とする。

会員：熊谷市、深谷市、鴻巣市、吉見町、寄居町、北本市、川島町、桶川市及び行田市の首長及び議会議長

(2) 下水道事業での連携

荒川左岸北部流域下水道事業推進協議会（熊谷市、行田市、鴻巣市、桶川市及び北本市）において、総会及び部会の開催・研修会への出席・啓発品の配布を行い、各市の課題に対する取組状況等の情報交換や調査研究を行いました。

施策④ 土壌汚染対策

土壌汚染対策法、埼玉県生活環境保全条例に基づき、有害物質を使用する施設の廃止等が行われた場合に、土壌汚染状況調査に関する指導を継続して行います。

土壌汚染対策、埼玉県生活環境保全条例に基づき、一定の規模以上の土地の形質変更等に関する規制、指導を継続して行います。

土壌調査の結果、土壌の汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その区域を汚染されている区域として指定しています。指定された区域については市ホームページで公表しています。なお、令和5年度末時点で、指定されている区域は、三ヶ尻地内で1件あります。

第3章 総合的推進

第2節 推進状況 環境目標Ⅰ「環境負荷の少ない安全で住みよいまちを目指します」

施策⑤ 騒音・振動対策

1 騒音の監視・測定・規制・指導

(1) 騒音の規制

騒音を発生させる施設や作業に対しては「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」により規制があり、発生源の用途地域・時間帯・業種等により様々な規制基準が定められています。

市では、規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境を損なっていると認められる事業所等に対して指導を行っています。

また、家電や空調機器の音・動物の鳴声等の家庭からの騒音（近隣騒音）については、法令による規制はありませんが、周辺への配慮をお願いしています。

■騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく施設等

項目	説明
(騒音規制法) 特定騒音施設	騒音を発生させる施設を設置する場合や作業（指定騒音作業）を実施する場合は、「騒音規制法」により、市への届出が必要です。 騒音規制法では、時間帯、都市計画法に基づく用途地域ごとに、敷地境界線における規制基準を定めています。 ・特定施設の届出状況（令和5年度末）：563事業所、3,694施設
(騒音規制法) 特定建設作業	騒音を発生させる特定の建設機械を使用する作業は、「騒音規制法」により「特定建設作業」として定義されており、規制基準を定めています。 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとするときは、市への届出が必要です。 ・特定建設作業の届出状況（令和5年度末）：49件
(埼玉県生活環境保全条例) 指定騒音施設	騒音を発生させる施設を設置する場合は、「埼玉県生活環境保全条例」により、市への届出が必要です。 ・指定騒音施設・作業の届出状況（令和5年度末）：204事業所、848施設
(埼玉県生活環境保全条例) 指定騒音作業	騒音を発生させる作業（指定騒音作業）を実施する場合は、「埼玉県生活環境保全条例」により、市への届出が必要です。
(埼玉県生活環境保全条例) 作業場に係る騒音規制	埼玉県生活環境保全条例では、3種類の作業場を規制しています。 規制対象となる作業場では、時間帯・都市計画法に基づく用途地域ごとに、敷地境界線における規制基準を定めています。 ・規制対象作業場：廃棄物、原材料等を保管するために設けられた場所（150㎡以上であるもの）、自動車駐車場（20台以上駐車できるもの）、トラックターミナル

(2) 深夜の音響機器使用規制等

夜間の静穏を保持し生活環境を保全するために、「埼玉県生活環境保全条例」では深夜営業及び音響機器の使用について制限をしています。

夜間（午後10時から翌日午前6時）に規制対象となる営業を行う場合は、所在地の用途地域による騒音に関する規制があります。

市内で新たに規制対象営業を行う事業者に対し事前指導を行いました。

・事前指導件数：37件

第2節 推進状況 環境目標Ⅰ「環境負荷の少ない安全で住みよいまちを目指します」

(3) 自動車騒音の規制

自動車騒音については、「騒音に係る環境基準について(平成10年9月30日環境庁告示第64号)」により環境基準が、「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成12年3月2日総理府令第15号)」により要請限度が、区域・時間帯に応じて定められています。測定は11か所で行い、すべて要請限度以下でした。

国道407号で昼間・夜間の時間帯で環境基準を超過していました。

市では、道路管理者に測定結果を通知することにより、公害防止に努めています。

■自動車騒音測定結果一覧表

No.	対象道路	住所	用途地域	測定日		等価騒音レベル(dB)		要請限度		環境基準		測定実施側車線				反対側車線			
				開始時刻	終了時刻	昼	夜	昼	夜	昼	夜	平均交通量(台数)			平均速度(km/h)	平均交通量(台数)			平均速度(km/h)
												大型	小型	二輪		大型	小型	二輪	
1	国道 17号	石原1-127	商業	3/4 14:10	3/5 14:10	66	63	75	70	70	65	12	125	4	43	11	94	2	39
2	県道 熊谷・羽生線	佐谷田310	調整	10/26 11:20	10/27 11:20	60	53	75	70	70	65	4	43	0	46	8	40	1	42
3	国道 140号	大麻生5-5	調整	10/24 14:00	10/25 14:00	67	62	75	70	70	65	25	98	2	52	18	79	2	49
4	国道 407号	河原町1-157	商業	12/6 14:50	12/7 14:50	71	69	75	70	70	65	13	110	3	44	24	120	2	44
5	国道 407号	村岡705-1	一住	2/15 16:10	2/16 16:10	65	65	75	70	70	65	7	32	2	38	9	40	1	40
6	県道 太田・熊谷線	肥塚3-3-17	二住	2/14 15:00	2/15 15:00	64	63	75	70	70	65	6	63	1	40	7	80	1	41
7	主要地方道 熊谷・小川・秩父線	万吉2223-1	調整	2/13 14:20	2/14 14:20	68	62	75	70	70	65	12	37	1	37	11	49	0	32
8	主要地方道 深谷・東松山線	三ヶ尻2868-1	調整	10/18 14:10	10/19 14:10	63	59	75	70	70	65	15	49	2	39	10	65	1	46
9	主要地方道 熊谷・館林線	肥塚701-13	一住	11/27 16:10	11/28 16:10	65	60	75	70	70	65	2	65	2	37	4	69	1	33
10	県道 武蔵丘陵森林公園・広瀬線	万吉916	調整	2/28 10:10	2/29 10:10	61	58	75	70	70	65	20	32	1	46	18	33	0	48
11	国道 17号 熊谷バイパス	代585-1	調整	1/29 10:40	1/30 10:40	62	61	75	70	70	65	94	154	5	54	99	140	2	60

※網掛けは、環境基準非達成の恐れがあることを示す。(環境基準達成状況の評価は、面的評価で行うため。)

(4) 新幹線騒音の規制(県実施)

県では、新幹線鉄道の騒音対策のための基礎データを得るため、上越新幹線鉄道の騒音の測定を毎年宮本町及び三ヶ尻で実施しています。

新幹線鉄道騒音に関しては、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準(昭和50年環境庁告示第46号)」により、地域の類型に応じた環境基準が定められています。

■新幹線騒音測定結果

測定区域	測定年月日	平均速度(km/h)	環境基準(dB)	騒音レベル(dB)		
				測定地点		
				25m	50m	100m
宮本町	R6.1.16	227	75	74	71	66
三ヶ尻	R6.1.11	245	70	74	72	67

※網掛けは、環境基準超過を示す。

第3章 総合的推進

第2節 推進状況 環境目標Ⅰ「環境負荷の少ない安全で住みよいまちを目指します」

2 振動の監視・測定・規制・指導

(1) 振動の規制

振動を発生させる施設に対しては、「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」により規制があり、発生源の用途地域・時間帯による規制基準を定めています。

市では、規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境を損なっていると認められる事業所等に対し、必要に応じて指導を行っています。

■振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく施設等

項目	説明
(振動規制法) 特定振動施設	振動を発生させる施設を設置する場合や作業（指定振動作業）を実施する場合は、「振動規制法」により、市への届出が必要です。 振動規制法では、時間帯、都市計画法に基づく用途地域ごとに、敷地境界線における規制基準を定めています。 ・特定施設の届出状況（令和5年度末）：249事業所、1,560施設
(振動規制法) 特定建設作業	振動を発生させる特定の建設機械を使用する作業は、「振動規制法」により「特定建設作業」として定義されており、規制基準を定めています。 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとするときは、市への届出が必要です。 ・特定建設作業の届出状況（令和5年度）：18件
(埼玉県生活環境保全条例) 指定振動施設	振動を発生させる施設を設置する場合は、「埼玉県生活環境保全条例」により、市への届出が必要です。 ・指定振動施設の届出状況（令和5年度末）：0事業所、0施設
(埼玉県生活環境保全条例) 作業場に係る振動規制	埼玉県生活環境保全条例では、3種類の作業場を規制しています。 規制対象となる作業場では、時間帯・都市計画法に基づく用途地域ごとに、敷地境界線における規制基準を定めています。 ・規制対象作業場：廃棄物、原材料等を保管するために設けられた場所（150㎡以上であるもの）、自動車駐車場（20台以上駐車できるもの）、トラックターミナル

(2) 新幹線振動の規制(県実施)

県では、新幹線鉄道の振動対策のための基礎データを得るため、上越新幹線鉄道の振動の測定を毎年宮本町及び三ヶ尻で実施しています。

新幹線鉄道振動に関しては、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）（昭和51年3月12日環大特第32号環境庁長官から運輸大臣あて）」により、指針値（70デシベル(dB)）が定められています。

■新幹線振動測定結果

測定区域	測定年月日	平均速度 (km/h)	指針値 (dB)	振動レベル (dB)
宮本町	R6.1.16	227	70	54
三ヶ尻	R6.1.11	245	70	39

※1 測定は、新幹線軌道中心から約25mの地点で実施

第2節 推進状況 環境目標Ⅰ「環境負荷の少ない安全で住みよいまちを目指します」

施策⑥ 悪臭対策

1 悪臭の測定・規制・指導

(1) 悪臭の規制

令和5年度に寄せられた相談の多くは、事業場から発せられる臭いによるもの等、規制値を下回る事案に関する内容でした。

なお、問合せの多い事業場に対しては、臭気指数規制方式による悪臭測定を実施して指導を行っており、令和5年度は、7つの事業場に立入調査を行い、臭気指数を測定しました。

結果は下表のとおりです。基準を超過した事業場へは、改善指導を行いました。

■臭気指数測定結果

区域の区分	A地域 (B地域・C地域以外の地域)	B地域 (農業振興地域)	C地域 (工業地域・工業専用地域)
事業場		10未満(3か所)、12(1か所)、14(5か所)、25(1か所)	
規制値	15	18	18

※1 臭気指数15とは、何のにおいであるか分かる程度の弱いにおいです。

※2 臭気指数18とは、楽に感知できる程度のおいにおいです。

※3 夏季6事業所、冬季4事業所に立入調査を実施

(2) 合同パトロールの実施

市内畜産農家戸数は、酪農9戸、肉用牛9戸、養豚4戸、養鶏5戸の合計27戸で、畜産臭に関する相談は0件でした。苦情の寄せられた畜産農家へ出向き、飼養状況の確認を行うとともに、臭気低減に向けて、飼養方法・施設管理の改善に関する指導を行いました。

★ 環境指標と進捗状況

◎：2027年度の目標値を達成している。 ○：2022年度の間目標値を達成している。 △：計画策定時の現状値より改善している。
×：計画策定時の現状値より悪化している。 ー：現状値がない等により評価をしていない。

No.	環境指標	単位	計画策定時 現状値 (H28年度)	計画策定時 中間 目標値 (R4年度)	目指す 方向 (R9年度)	現状値		評価
						R4	R5	
101	公害防止協定の締結数	件	147	170	190	174	176	○
102	公害苦情の年度内解決率	%	84.6	90	95	100	100	◎
103	星がよく見えるようになったと思う市民の割合	%	66.5	70	75	47.5	64.3	×
104-1	大気中の二酸化硫黄濃度 (日平均値の2%除外値)	熊谷一般環境 大気測定局 ppm	0.001	環境基準を満たすこと (参考)環境基準0.04以下		0.001	0.001	◎
104-2	大気中の二酸化窒素濃度 (日平均値の98%値)	熊谷一般環境 大気測定局	0.022	環境基準を満たすこと (参考) 環境基準0.04~0.06、 またはそれ以下		0.017	0.017	◎
		熊谷妻沼東一般 環境大気測定局	0.025			0.017	0.019	◎
		肥塚自動車排出 ガス測定局	0.034			0.027	0.026	◎
104-3	大気中の一酸化炭素濃度 (日平均値の2%除外値)	熊谷一般環境 大気測定局	0.5	環境基準を満たすこと (参考) 環境基準10以下		0.3	0.4	◎
		肥塚自動車排出 ガス測定局	0.8			0.4	0.4	◎
104-4	大気中の浮遊粒子状物質濃度 (日平均値の2%除外値)	熊谷一般環境 大気測定局	0.042	環境基準を満たすこと (参考) 環境基準0.1以下		0.031	0.034	◎
		熊谷妻沼東一般 環境大気測定局	0.045			0.032	0.036	◎
		肥塚自動車排出 ガス測定局	0.049			0.029	0.032	◎

第3章 総合的推進

第2節 推進状況 環境目標Ⅰ「環境負荷の少ない安全で住みよいまちを目指します」

No.	環境指標		単位	計画策定時 現状値 (H28年度)	計画策定時 中間 目標値 (R4年度)	目指す 方向 (R9年度)	現状値		評価
							R4	R5	
104 -5	大気中の微小粒子状物質濃度(年平均値) ※平成28年度の熊谷妻沼東一般環境大気測定局の測定値は、有効測定日が250日に満たないため、評価の対象としない。	熊谷一般環境大気測定局	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	11.4	環境基準を満たすこと (参考) 環境基準15以下		9.1	8.9	◎
		熊谷妻沼東一般環境大気測定局		—			10.8	10.7	◎
		肥塚自動車排出ガス測定局		12.6			9.5	9.4	◎
104 -6	大気中の微小粒子状物質濃度(日平均値の年間98%値) ※平成28年度の熊谷妻沼東一般環境大気測定局の測定値は、有効測定日が250日に満たないため、評価の対象としない。	熊谷一般環境大気測定局	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	28.7	環境基準を満たすこと (参考) 環境基準35以下		19.1	20.0	◎
		熊谷妻沼東一般環境大気測定局		—			21.8	22.2	◎
		肥塚自動車排出ガス測定局		30.3			19.9	20.7	◎
104 -7	光化学オキシダント濃度 環境基準達成状況 (昼間1時間の最高値)	熊谷一般環境大気測定局	ppm	0.132	環境基準を満たすこと (参考) 環境基準0.06以下		0.135	0.135	×
		熊谷妻沼東一般環境大気測定局		0.111			0.141	0.141	×
105	全市の汚水処理率		%	75.1	90	100	78.3	79.0	△
106	下水道の整備面積		ha	1,787	1,867	1,916	1898.1	1912.35	○
107 -1	合併処理浄化槽の整備率		%	50.5	56	60	54.0	54.3	△
107 -2	合併処理浄化槽の法定検査実施率		%	51.3	60	67	60.4	63.0	○
108 -1	pH (水素イオン濃度) (年平均)	利根川 (刀水橋)		7.6	環境基準を満たすこと (参考) 環境基準6.5～8.5		7.6	7.6	◎
		荒川 (久下橋)		7.8			8	8.1	◎
		和田吉野川 (吉見橋)		7.4			7.5	7.5	◎
		福川 (昭和橋)		7.2			7.3	7.4	◎
108 -2	DO (溶存酸素量) (年平均)	利根川 (刀水橋)	mg/ℓ	10	環境基準を満たすこと (参考)環境基準7.5以上		10	9.7	◎
		荒川 (久下橋)		9.7			12	11	◎
		和田吉野川 (吉見橋)		8.5	環境基準を満たすこと (参考) 環境基準5以上		8.6	9.0	◎
		福川 (昭和橋)		6.0			6.5	7.3	◎
108 -3	BOD (生物化学的酸素要求量) (年平均)	利根川 (刀水橋)	mg/ℓ	0.9	環境基準を満たすこと (参考)環境基準2以下		0.9	1	◎
		荒川 (久下橋)		0.8			1	1.1	◎
		和田吉野川 (吉見橋)		1.7	環境基準を満たすこと (参考) 環境基準3以下		1.9	2.0	◎
		福川 (昭和橋)		2.7			2.1	2.8	◎
108 -4	SS (浮遊物質) (年平均)	利根川 (刀水橋)	mg/ℓ	7	環境基準を満たすこと (参考) 環境基準25以下		9	10	◎
		荒川 (久下橋)		12			5	6	◎
		和田吉野川 (吉見橋)		23			26	21	◎
		福川 (昭和橋)		8			5	6.7	◎
108 -5	大腸菌数 (年平均) ※R3までは大腸菌群数(単位MPN/100mℓ)	利根川 (刀水橋)	CFU/ 100mℓ	—	環境基準を満たすこと (参考) 環境基準300以下		44	120	◎
		荒川 (久下橋)		—			41	69	◎
		和田吉野川 (吉見橋)		—	環境基準を満たすこと (参考) 環境基準1,000以下		320	1,093	×
		福川 (昭和橋)		—			2,000	6,748	×

第2節 推進状況 環境目標Ⅰ「環境負荷の少ない安全で住みよいまちを目指します」

No.	環境指標		単位	計画策定時 現状値 (H28年度)	計画策定時 中 間 目 標 値 (R4年度)	目指す 方 向 (R9年度)	現状値		評 価
							R4	R5	
109	地下水質環境基準値達成度 ※実施主体は埼玉県であり、おおむね2kmメッシュに区分した調査区域から毎年度調査区画を選定し、1調査区画につき1地点の地下水の水質を調査し、おおむね8年間ですべての調査区画を一巡するローリング方式で測定をしています。		%	80 (5地点中4地点達成)	100 (全地点達成)		100 (5地点中5地点達成)	100 (5地点中5地点達成)	◎
110 -1	自動車騒音 環境基準達成状況	昼間	%	91.7(12地点 中11地点達成)	100 (全地点達成)		100 (12地点中12地点)	90.9 (11地点中10地点)	×
		夜間		66.7 (12地点中8地点達成)			91.6 (12地点中11地点)	90.9 (11地点中10地点)	△
110 -2	自動車騒音 要請限度達成状況	昼間	%	100(12地点 中12地点達成)	100 (全地点達成)		100 (12地点中12地点)	100 (11地点中11地点)	◎
		夜間		100(12地点 中12地点達成)			100 (12地点中12地点)	100 (11地点中11地点)	◎
110 -3	自動車騒音常時監視 環境基準達成状況		%	94.5	100		95.1	94.1	×
111	新幹線騒音環境基準達成状況 (25m地点)		%	100 (2地点中2地点達成)	100 (全地点達成)		100 (2地点中2地点達成)	50 (2地点中1地点達成)	×
	新幹線騒音環境基準達成状況 (50m地点)			100 (2地点中2地点達成)			100 (2地点中2地点達成)	50 (2地点中1地点達成)	×
	新幹線騒音環境基準達成状況 (100m地点)			100 (2地点中2地点達成)			100 (2地点中2地点達成)	100 (2地点中2地点達成)	◎
112	新幹線振動指針達成状況 (25m地点)		%	100 (2地点中2地点達成)	100 (全地点達成)		100 (2地点中2地点達成)	100 (2地点中2地点達成)	◎

■現況と課題

公害苦情の発生件数は年々、減少傾向にありますが、関係法令の規制基準を超過しない苦情や近隣トラブルによる苦情など、法で規制できない相談が増加しています。

①大気汚染対策

大気中の二酸化硫黄濃度、二酸化窒素濃度、一酸化炭素濃度、浮遊粒子状物質濃度、微小粒子状物質(PM_{2.5})については、環境基準を満たしています。光化学オキシダント濃度については天候等の影響を受けやすく、即効性のある対策の難しいことから依然として環境基準を上回る状況が続いています。引き続き、工場・事業場等の規制を推進し、常時その状況を監視していくことで大気環境の保全を図ります。

②水質汚濁対策

常時監視している河川の水質に関する環境指標の数値は、和田吉野川のSS及び福川の大腸菌数以外は、環境基準を達成しています。なお、令和4年度から大腸菌群数に代わり新たに大腸菌数が環境基準項目に設定されました。これは、大腸菌群数よりも的確にふん便汚染を捉えることができる指標とされているため、今後とも継続した監視を続けていきます。河川の水質改善には流域全体での対応が必要となることから、埼玉県と協力・連携し対応を進めていきます。

生活排水対策として、「熊谷市生活排水処理基本計画」に基づき、公共下水道の整備推進を図り、公共下水道区域外では合併処理浄化槽の設置整備を促進するとともに、農業集落排水施設の適正な維持管理を行います。また、工場・事業場における排水対策を推進し、水質の調査・監視を継続的に実施することで水質の維持・向上を図ります。

③土壌汚染対策、騒音・振動対策、悪臭対策については関係法令により規制、指導を継続して行います。

基本方針 Ⅰ-2 有害化学物質等の適正な管理

ダイオキシン類や石綿（アスベスト）、放射性物質などの有害化学物質についての監視等に関する取組について説明します。

施策① ダイオキシン類対策

1 ダイオキシン類の監視・測定

(1) 事業所のダイオキシン類濃度調査（市実施）

市は、「熊谷市ダイオキシン類排出抑制条例」に基づき、市内の事業所に設置されている大気基準適用施設の煙突から排出される排出ガス中のダイオキシン類濃度について測定を行っています。

測定した施設全てで大気排出基準を達成しましたが、今後も継続して調査を実施し監視に努めます。

■排出ガス中のダイオキシン類濃度測定結果

単位：ng-TEQ/m³N

大気基準適用施設の種類	検体数	測定結果	大気排出基準
廃棄物焼却炉	3	0.00068～0.10	5～10 ng-TEQ/m ³ N
アルミニウム用の溶解炉・乾燥炉	1	0.0011	5 ng-TEQ/m ³ N

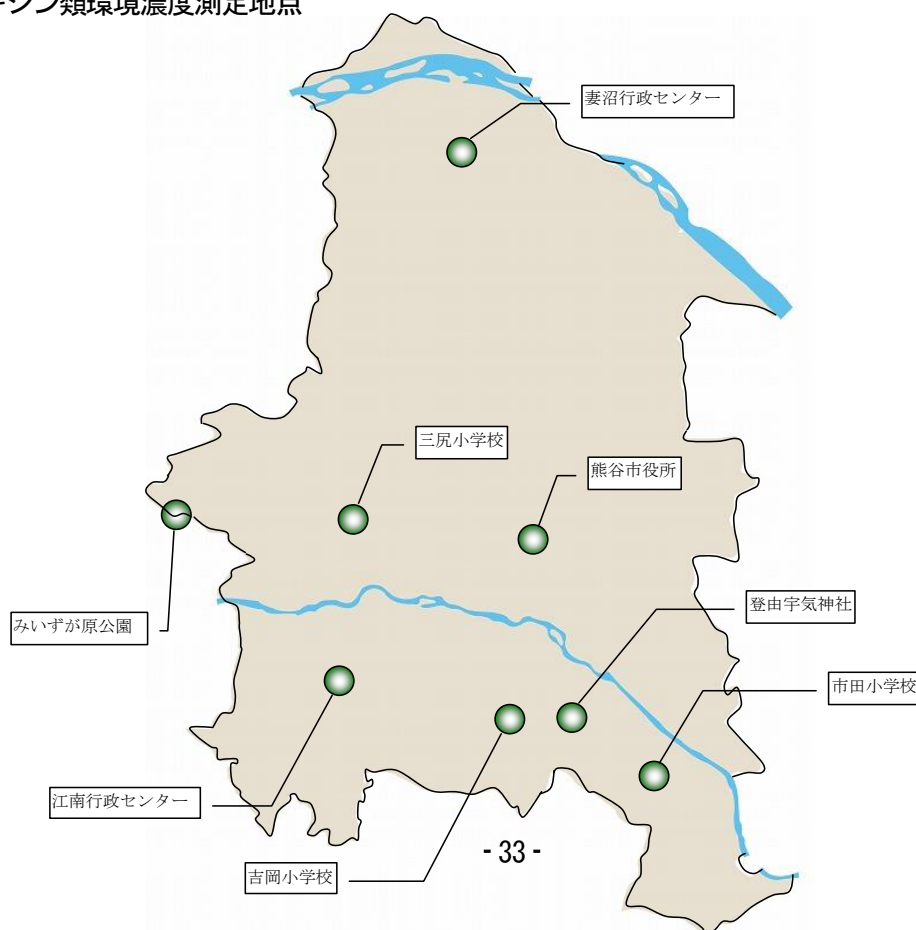
※大気排出基準は施設の規模などにより基準が異なります。

(2) 大気中のダイオキシン類環境調査（市実施）

市独自の測定地点（一般環境測定局4地点、熊谷工業団地周辺2地点、熊谷吉岡工業団地周辺2地点の合計8地点）で大気環境中のダイオキシン類について年4回測定を行い、環境基準の適用されるすべての地点で環境基準（0.6pg-TEQ/m³以下）を達成しました。

また、ここ数年の経年変化は、ほぼ横ばいを示しており、安定して環境基準を達成しています。

■ダイオキシン類環境濃度測定地点



第2節 推進状況 環境目標Ⅰ「環境負荷の少ない安全で住みよいまちを目指します」

■一般環境測定局

単位：pg-TEQ/m³

No.	測定地点名称	用途地域	春期	夏期	秋期	冬期	平均値
1	妻沼行政センター	市街化調整区域	0.0066	0.0089	0.011	0.029	0.014
2	熊谷市役所	商業地域	0.0080	0.0074	0.017	0.016	0.012
3	市田小学校	市街化調整区域	0.0090	0.0084	0.011	0.019	0.012
4	江南行政センター	第一種住居地域	0.0075	0.0093	0.014	0.014	0.011
地域平均							0.012

■熊谷工業団地及び周辺地域

単位：pg-TEQ/m³

No.	測定地点名称	用途地域	春期	夏期	秋期	冬期	平均値
1	みいずが原公園	工業専用地域	0.043	0.029	0.30	0.097	0.117
2	三尻小学校	市街化調整区域	0.015	0.013	0.24	0.078	0.087
地域平均							0.100

■熊谷吉岡工業団地周辺地域

単位：pg-TEQ/m³

No.	測定地点名称	用途地域	春期	夏期	秋期	冬期	平均値
1	吉岡小学校	市街化調整区域	0.018	0.024	0.0097	0.014	0.016
	吉岡小学校(二重測定)		0.012	0.011	0.016	0.019	0.015
2	登由宇気神社	市街化調整区域	0.013	0.0099	0.016	0.020	0.015
地域平均							0.015

※1週間連続サンプリングによります。

※試料採取日：(春期) 5/18～5/25 (夏期)8/18～8/25 (秋期)11/17～11/24 (冬期)1/11～1/18

※環境基準：0.6pg-TEQ/m³以下(工業専用地域は適用除外)

(3) ダイオキシン類濃度調査(大里広域市町村圏組合実施)

大里広域市町村圏組合は、熊谷衛生センター及び江南清掃センターの排出ガス中のダイオキシン類濃度調査を定期的に行っています。令和5年度も全ての炉で大気排出基準以下となっています。

■排出ガス中のダイオキシン類濃度測定結果

単位：ng-TEQ/m³N

測定月		5月	8月	11月	2月	大気排出基準
測定施設	1号炉	0.00050	0.00074	0.0031	0.00041	5 ng-TEQ/m ³ N
	2号炉	0.020	0.038	0.0028	0.016	
熊谷衛生センター第二工場	1号炉	0.0054	0.00074	0.0017	0.0006	5 ng-TEQ/m ³ N
	2号炉	0.0032	0.015	0.029	0.76	

測定月		6月	8月	11月	2月	大気排出基準
測定施設	1号炉	0.0042	0.013	0.0052	0.00053	5 ng-TEQ/m ³ N
	2号炉	0.041	0.0038	0.032	0.018	

第3章 総合的推進

第2節 推進状況 環境目標Ⅰ「環境負荷の少ない安全で住みよいまちを目指します」

(4) ダイオキシン類の監視・測定

■熊谷工業団地及びその周辺地域の巡回パトロール

令和5年度実績：12回

■「きれいな空気巡視員」(任期2年)

市では、ダイオキシン類対策の一環として、「熊谷市ダイオキシン類排出抑制条例」に基づき、工業団地周辺の排煙の状況を監視するための「きれいな空気巡視員」制度を設けています。

市民に「きれいな空気巡視員」を委嘱し、大気汚染や悪臭の発生により生活環境を損なうような焼却の早期発見を目的として、工業団地周辺の巡視や報告をいただき、市ではその報告内容に応じて、現地確認等を行っています。

・委嘱人数：6人(三尻地区3人、吉岡地区2人、大里地区1人)

■家庭用小規模焼却炉の無料回収

令和5年度実績：0基

(5) 熊谷市廃棄物焼却施設の設置等に係る紛争の予防及び調整に関する条例

この条例は、一定規模以上の廃棄物焼却施設の新規設置に関して、ダイオキシン類の排出をはじめとする環境問題について、市民の不安等を解消し、市民と事業者の相互理解、紛争の予防及び調整を図り、環境の保全に寄与することを目的として制定したものです。

計画の段階から事業計画書等の縦覧などの手続を定めており、これまで、条例に基づく協定事例は、平成16年度及び平成26年度の2件です。

施策② アスベスト対策

1 石綿(アスベスト)調査

(1) 石綿(アスベスト)大気濃度調査結果(県実施)

県は、平成17年度から石綿(アスベスト)の大気濃度調査を20市町(20か所)で行っています。市内では、久下公民館で測定が行われており、大気汚染防止法の基準を達成しています。

なお、調査開始以降、石綿濃度が1本/Lを超えたことがないことから、令和4年度以降は、より石綿の飛散リスクが高い石綿使用建築物解体工事現場の監視を強化することとし、石綿大気濃度調査は廃止となりました。

年度	測定日	測定結果(本/L)
30	H30.7.11~10.24	0.15
R1	R1.7.22~9.12	0.22
R2	R2.8.3~10.21	0.38
R3	R3.8.23~10.20	0.21
R4	—	—
R5	—	—

※ 大気汚染防止法の基準は、特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準です(10本/L)。なお、一般大気環境中の基準は設けられていないため、本調査結果の評価は、国の解体工事に係るマニュアルに定める漏えい監視の目安である石綿濃度(1本/L)により行っています。

(2) 民間建築物吹付けアスベスト等含有調査事業

民間建築物の壁・柱・天井等に吹付けられたアスベスト等の飛散による市民の健康被害を予防し、生活環境の保全を図るため、アスベスト等の含有調査を行う建築物の所有者等に対し、費用の一部又は全部を補助金として交付しています。

令和5年度実績：0件

施策③ 有害化学物質等の排出の抑制

1 有害化学物質等の調査の実施

(1) 地下水質調査

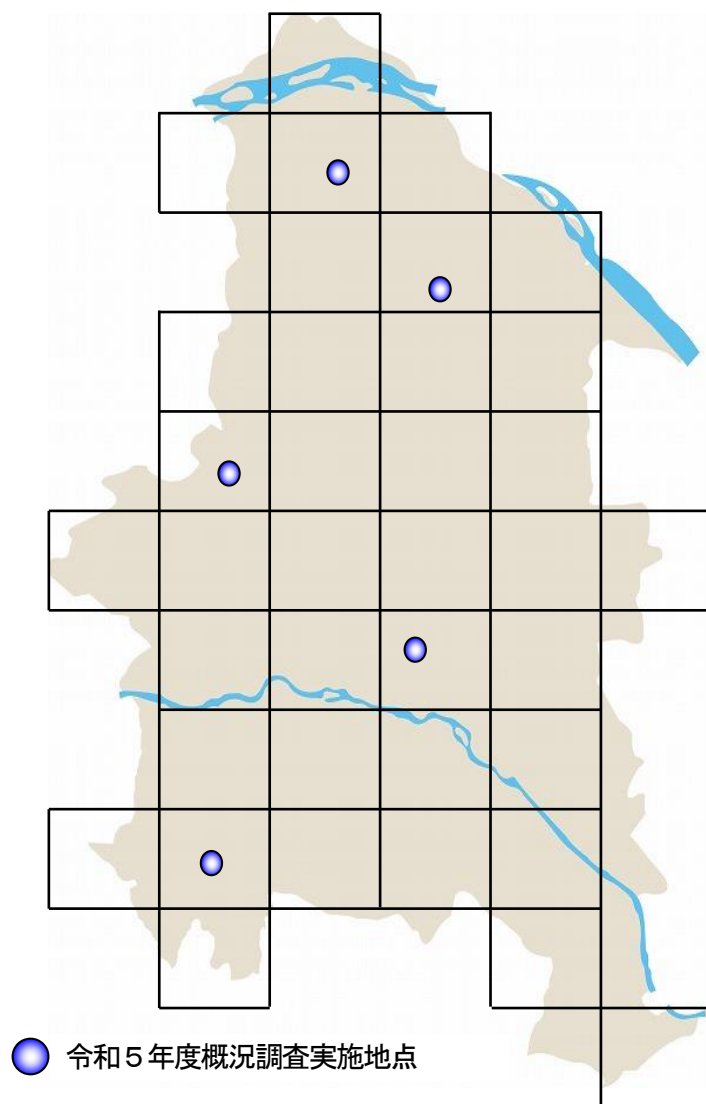
市では、水質汚濁防止法に基づく地下水の常時監視を行っています。

埼玉県の「令和5年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」に基づき、以下の①～④の調査を、その他に市独自の調査として④の調査を行っています。

① 概況調査

市域の全体的な地下水質の概況を把握するために、市内を37区画に分け区画ごとに井戸を選定して実施しています。「地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年3月13日環境庁告示第10号)」に定められている27項目について調査しています。

令和5年度は、5地点で調査を実施し、全地点で環境基準を達成していました。



第3章 総合的推進

第2節 推進状況 環境目標Ⅰ「環境負荷の少ない安全で住みよいまちを目指します」

② 周辺調査

概況調査（事業者などからの報告等も含む）により新たに明らかになった汚染について、汚染範囲の確認のため、該当地点及びその周辺の調査を行います。

令和5年度は、御稜威ヶ原工業団地内において、有害物質であるトリクロロエチレンの環境基準超過が確認され、周辺への汚染の影響を確認するため、該当地点周辺の3地点で調査を行い、全ての地点で環境基準を満たす結果となっています。

③ 継続監視調査

汚染井戸周辺地区調査等により確認された汚染の継続監視調査を行い、経年変化をモニタリングしています。

令和5年度は、4地点で調査を実施しました。このうち1地点で依然として環境基準の超過が確認されています。

④ 終了調査

継続監視調査を行っている井戸について、数年間環境基準の超過がない等の条件を満たした場合には、その翌年に終了調査を行います。継続監視調査対象及びその周辺の地下水から汚染が確認できなかった場合、翌年度以降の調査は終了となります。

令和5年度は、対象の井戸はありませんでした。

⑤ 独自調査

市では独自に、市民の健康を守るという立場から、別府地区及びその周辺地域、千代地区及びその周辺地域の汚染状況を継続的に監視するため、地下水継続監視調査を実施しています。

令和5年度は、13地点で調査を実施し、測定を行った項目について、全地点で環境基準を達成していました。

しかし、過去に環境基準超過の経緯もあったことから、井戸水（生水）を飲用として使用しないように、また、井戸水を使用する際は、水質検査を必ず行うように呼びかけを行っています。

なお、別府地区は汚染源が特定できないことから、平成12年度から周辺への影響を調査するため汚染井戸を含めた9地点の測定を開始しましたが、平成21年度以降は全地点において環境基準を達成しているため、令和5年度の測定をもって調査を終了しました。

施策④ 放射性物質対策

（1）熊谷市における空間放射線量の測定

保育所、幼稚園及び小・中学校の校庭、市庁舎並びに公園等の市有施設で、空間放射線量の測定を実施し、市ホームページで測定結果を公表しています。

令和5年度の測定結果は、すべての地点において市が定める基準値の毎時0.23マイクロシーベルト未満であり、平成24年8月以降基準値を超え、除染を行ったことはありません。

今後も引き続き必要な測定を実施し、ホームページにて測定結果をお知らせするとともに、安心して生活していただくための情報を提供していきます。

（2）埼玉県内の空間放射線量の測定

文部科学省では埼玉県内に固定型モニタリングポストを6基設置しています。そのうち1基が埼玉県熊谷地方庁舎に設置されており、測定結果は原子力規制委員会ホームページにて公表されています。

第2節 推進状況 環境目標Ⅰ「環境負荷の少ない安全で住みよいまちを目指します」

★ 環境指標と進捗状況

◎：2027年度の目標値を達成している。 ○：2022年度の中間目標値を達成している。 △：計画策定時の現状値より改善している。
×：計画策定時の現状値より悪化している。 —：現状値がない等により評価をしていない。

No.	環境指標				単位	計画策定時 現状値 (H28年度)	計画策定時 中 間 目 標 値 (R4年度)	目指す 方 向 (R9年度)	現状値		評価
									R4	R5	
113	熊谷衛生センター及び江南 清掃センターにおける排出ガ ス中のダイオキシン類濃度 (年平均値)	熊 谷	第 一 場	1号炉	ng- TEQ /m ³ N	0.00177	大気排出基準を 満たすこと (参考)大気排出基準 5.0以下	0.00739	0.00119	◎	
				2号炉		0.00044		0.0024	0.0192	◎	
			第 二 場	1号炉		0.00709	大気排出基準を 満たすこと (参考)大気排出基準 5.0以下	0.00174	0.0021	◎	
				2号炉		0.00671		0.01379	0.2018	◎	
		江 南	1号炉			0.00141	大気排出基準を 満たすこと (参考)大気排出基準 5.0以下	0.00400	0.0057	◎	
			2号炉			0.0002		0.00006	0.024	◎	
114 -1	大気中のダイオキシン類濃度環境 基準達成状況 (年平均値)			三ヶ尻局	pg- TEQ	0.058	環境基準を満たすこと (参考)環境基準0.6以下	R3年度で測定局廃止	—	—	
114 -2	河川中のダイオキシン類濃度環境 基準達成状況 (年平均値)			三尻都市下 水路	pg- TEQ	0.024	環境基準を満たすこと (参考)環境基準1.0以下		0.13	0.13	◎
115 -1	有害大気ベンゼン (年平均値) 熊谷市役所				μg/m ³	0.68	環境基準を満たすこと (参考)環境基準3以下	0.60	0.81	◎	
115 -2	有害大気トリクロロエチレン (年平均値) 熊谷市役所				μg/m ³	0.45	環境基準を満たすこと (参考)環境基準200以下	0.45	0.54	◎	
115 -3	有害大気テトラクロロエチレン (年平均値) 熊谷市役所				μg/m ³	0.051	環境基準を満たすこと (参考)環境基準200以下	0.072	0.063	◎	
115 -4	有害大気ジクロロメタン (年平均値) 熊谷市役所				μg/m ³	1.6	環境基準を満たすこと (参考)環境基準150以下	1.6	1.7	◎	
116	地下水中の有害物質の環境基準達成状況 ※実施主体は熊谷市であり、過去に有害物質が 確認された別府地区及び周辺地域と江南地域に ついて、地下水の汚染状況を継続的に監視する ため、市内13地点を定点で測定しています。				%	100	100	100	100	◎	

■現況と課題

①ダイオキシン類対策

大気中のダイオキシン等有害物質に関する数値は、すべての項目で排出基準値や環境基準値を下回っています。

②アスベスト対策

アスベスト建材を使用している建築物の解体工事がこれからピークを迎えることが予想されており、引き続き、大気中への飛散防止対策の徹底や適正な処理の指導を行います。

③有害化学物質の排出抑制

地下水中の有害物質に関する環境基準も達成率100%となっています。

④放射性物質対策

東京電力福島第一原子力発電所事故によって放出された放射性物質の測定結果は、すべての地点において市で定める基準値を下回っていますが、まだ、汚染に対する懸念は残っているため測定を継続し、結果を公表していきます。

5 R（リフューズ＝不要な物の受取拒否、リデュース＝廃棄物の発生抑制、リユース＝再使用、リペア＝修理しての使用、リサイクル＝再生利用）への意識啓発や不法投棄対策などに関する取組について説明します。

– 39 –

第2節 推進状況 環境目標Ⅰ「環境負荷の少ない安全で住みよいまちを目指します」

家庭系生ごみ	14, 592kg	43, 776円
合 計	1, 755, 586kg	5, 266, 353円
リサイクル活動登録団体数:207団体(R6. 3. 31現在)		
令和5年度奨励金申請件数 延べ551件		

(3) ミックスペーパー分別回収の取組

本庁舎及び各行政センターから排出されたミックスペーパー（シュレッダー屑等の紙ごみ）を回収して製紙業者においてトイレットロールに再生し、その一部を購入し、広く配布することでリサイクルの啓発を行いました。また、市報に「雑がみ」の特集記事を掲載し、市民に広く周知しました。

・実績：回収量 15, 310kg、トイレットロール購入数 1, 000ロール

(4) エコショップ認定事業の実施

レジ袋の削減や資源化物の店頭回収などに積極的に取り組む小売店を熊谷市がエコショップとして認定する制度です。認定店の普及と利用者の協力によりごみの減量とリサイクルの推進を図りました。

現在5事業者（ベルク、カスミ、マミーマート、いなげや、コープみらい）の13店舗が認定されており、店舗ごとにエコ製品の販売、資源物等の店頭回収、マイバッグ等の推進に取り組んでいます。

(5) 食品残渣やし尿汚泥、畜産系廃棄物等の再利用

今まではごみとして処分していた有機物についても、肥料化等を行い農地に戻すことや、再資源化し有効活用することで、ごみの排出抑制を図りました。

その他、下水汚泥の一部については、セメントの原料としてリサイクルをしました。

■第一水光園の取組

し尿処理工程で発生する脱水汚泥（年間1, 231. 77t）を肥料会社へ搬出を行い、資源の有効活用を行いました。

■荒川南部環境センターの取組

し尿処理工程で発生する乾燥汚泥年間8. 9tと公共施設の生ごみ年間2. 2tから汚泥肥料を生産し販売（100円/10kg）しました。その他、焼却灰を建設資材の原料としてリサイクルをしました。

- ・肥料生産量： 9, 330kg
- ・肥料販売量： 9, 570kg
- ・焼却灰量： 21, 610kg

■妻沼南河原環境浄化センターの取組

し尿処理工程で発生する乾燥汚泥年間5. 0tと公共施設の生ごみ年間10. 0tから汚泥肥料を生産し販売（100円/10kg）しました。その他、焼却灰を建設資材の原料としてリサイクルをしました。

- ・肥料生産量： 9, 030kg
- ・肥料販売量： 4, 930kg
- ・焼却灰量： 29, 154kg

■めぬま有機センターの取組

環境保全型農業並びに資源循環型農業の確立を目的として、市内の酪農家から排出された「牛糞尿」（2, 437t）を原料に「もみがら」と「麦わら」を混入し、乾燥・発酵させて、有機堆肥として再資源化を行いました。

第3章 総合的推進

第2節 推進状況 環境目標Ⅰ「環境負荷の少ない安全で住みよいまちを目指します」

堆肥は「めぬま堆肥くん」として、10キロ詰めの袋で、JAくまがや各営農経済センター・道の駅めぬまで販売しているほか、希望の方には、直接ほ場に運んで堆肥の散布もしています。

・堆肥販売量：1,230t

■下水道の取組

妻沼水質管理センターで発生する下水汚泥は、セメント原料として資源の有効活用を図るために、市内のセメント工場に委託を行いました。

■給食センターの取組

学校給食センターで揚げ物に使用した食用油は、全量をリサイクル業者に売り払い、再資源化を行いました。食用油は主に塗料、インク等の原料として再利用されました。

・熊谷学校給食センター 約9,774ℓ

・江南学校給食センター 約1,709ℓ

また、熊谷学校給食センターの食品残渣75.32tの堆肥化に取り組みました。

■生ごみ堆肥化

生ごみ再資源化事業として、家庭及び熊谷学校給食センターから排出された、生ごみの一部90t（うち熊谷学校給食センター分75.32t）をNPO法人くまがや有機物循環センターに委託し堆肥化を行い、再資源化をしました。

■剪定枝の再資源化

市の業務から発生する剪定枝（合計205.9t）をリサイクル業者に搬入し、助燃材として再資源化しました。

※剪定枝が対象であり、雑草や落葉等は受入対象ではありません。

（6）リサイクルフェアの開催

ごみとして出された自転車・家具・雑貨等を手直しして販売することで、ごみの減量化や資源の再利用についてPRを行いました。

・実施内容：市報・ホームページにてウェブ販売の購入希望者を募集し、抽選を実施し当選者に販売

・応募総数：（春）627件

（秋）611件

（7）マイバッグ・マイボトル利用の啓発

ごみ減量を目的としたマイバッグ・マイボトルの利用について市報及びホームページを通して啓発を行いました。

（8）ごみ分別アプリの活用

スマートフォン等で手軽に確認できるアプリにより、ごみの種類や曜日など分別・排出方法について必要な情報や注意点を案内しました。

■主な機能

・収集カレンダー ・ごみ分別辞典 ・アラート機能 ・マップ機能



（9）熊谷版ごみ分別PR動画の作成

令和元年度には、市民協働「熊谷の力」事業として、劇団DOUBTーダウトが3本の「熊谷版ごみ分別PR動画」を作成しました。この動画は、YouTubeにアップされ、19,000回以上再生されています。

第2節 推進状況 環境目標Ⅰ「環境負荷の少ない安全で住みよいまちを目指します」

- ①クマメシ〜熊谷市のごみ収集現場に密着〜（8分20秒）
- ②5Rを胸に（8分46秒）
- ③ニャオざねの作ってドキドキ！（ダンボールコンポスト）（8分46秒）

2 ごみの排出抑制への支援

(1) 生ごみ処理容器等の補助

家庭から排出される生ごみの堆肥化等による再利用や自家処理の普及・啓発を図り、排出量の削減を目的にコンポスター等の購入に対し、補助金を交付しました。

- ・コンポスター : 39基 123,900円
- ・バケツタイプ : 0基 0円
- ・電気式生ごみ処理機 : 74基 1,730,500円

また、令和5年度は、ダンボールコンポストの基材200袋を無料で配付しました。これからも、様々な市民のごみ減量への取組を支援します。

※熊谷の環境を考える連絡協議会では、コンポストに関する情報提供や講習会の実施など、普及活動を行っており、また、循環型農園で、地域の方々が作ったコンポスト堆肥を使って、環境にやさしい野菜づくりをして循環型社会を作る取組をしています。

3 ごみの資源化の推進

(1) 大里広域市町村圏組合の取組

熊谷衛生センター及び江南清掃センターにおいて、燃えるごみとして搬入されたものの内、紙類（雑誌、新聞紙及びダンボール）について、搬入者の了解を得て古紙業者に売却しました。

- ・売却量 : 43.0 t（熊谷衛生センター : 33.63 t、江南清掃センター : 9.27 t）

熊谷衛生センター及び江南清掃センターから排出する焼却灰は、セメント工場にてセメント原料として資源化しました。

- ・資源化量 : 13,564 t

大里広域クリーンセンターにおいて、手選別及び機械選別により、鉄、カレット、空きビン、ペットボトル、非鉄金属などを回収しリサイクル業者に売却しました。

- ・搬入量 : 3,699 t
- ・資源化量 : 2,624 t
- ・資源化率 : 70.9%

■大里広域市町村圏組合へのごみ及び資源物の搬入量 ※市（直営及び委託）の収集に限る

	令和3年度（t）	令和4年度（t）	令和5年度（t）
熊谷衛生センター	34,511	32,916	31,458
江南清掃センター	7,445	8,476	7,779
外 部	0	0	0
クリーンセンター	3,899	3,562	3,358
計	45,845	44,954	42,595

※施設の修繕工事などによる休炉の際は、外部（組合外の施設）に搬入している。

(2) 学校給食センターの取組

給食食材の入っていた箱を分別し、ダンボールを古紙業者に売却しました。

- ・実績 : ダンボール 25.94 t
（熊谷学校給食センター : 23.78 t、江南学校給食センター : 2.16 t）

第3章 総合的推進

第2節 推進状況 環境目標Ⅰ「環境負荷の少ない安全で住みよいまちを目指します」

(3) ペットボトルエコステーションの設置

市役所や各行政センター、公民館など36の公共施設に「ペットボトルエコステーション」を設置し、ペットボトルの資源回収を行いました。清涼飲料水の需要が増える夏季に設置をしていましたが、令和3年度からは通年設置としました。

・回収量：29.19t

(4) 「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」への参加

これまで燃えるごみとして出されていた、「使用済みインクカートリッジ」の回収箱を市内8箇所に設置し資源を有効活用することで、ごみの減量化を図りました。令和5年度は約208kgのインクカートリッジを回収し、再資源化しました。

【インクカートリッジ里帰りプロジェクト】

使用済みインクカートリッジの回収から再資源化までのリサイクル活動を推進するため、プリンターメーカーが共同で運営するプロジェクトです。

(5) 携帯電話のリサイクル

不要な携帯電話の回収を通じた資源売却益により、知的障がいがある方のスポーツ活動（スペシャルオリンピックス）を支援しました。

本市も市内4箇所に携帯電話回収ボックスを設置し、プロジェクトへ参加しており、令和5年度は7箱、54.1kgの携帯電話を回収し、支援しました。

4 計画的な廃棄物処理の推進

(1) 熊谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

ごみ処理施策の計画的な推進を目的とした熊谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（計画期間平成31年～令和10年度）に基づき「熊谷市一般廃棄物処理実施計画」を策定し、ごみ処理を行いました。なお、令和6年3月に第2次熊谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画後期基本計画（熊谷市食品ロス削減推進計画）を策定しました。

施策② 不法投棄対策の推進

1 産業廃棄物対策

(1) 不法投棄されている産業廃棄物の山の解消

不法投棄された産業廃棄物の回収に係る財政支援について県に要望するなどの働きかけを行いました。特に県道や市道の境まで積まれた産業廃棄物に起因する事故や火災が起きないように、撤去や安全対策について早急な対応を依頼しました。市内には、県が指定した21箇所の産業廃棄物の山があります。市では、定期的に周囲に不法投棄等がないかパトロールを行いました。

(2) 通報体制の整備

環境美化推進員や自治会長等からの情報提供を受けて、ごみの不法投棄を早期に発見し、速やかに撤去しました。令和5年度の不法投棄苦情処理件数は42件でした。

(3) 不法投棄パトロールの実施

新たに農地へ不法投棄されないよう、農地転用申請の現地調査時にあわせ、市内の農地パトロールを行うとともに、農業委員会事務局と県で年1回、違反転用の重点パトロール（5か所）を行い、違反者、地権者に対して、是正指導を実施しました。

新たに不法投棄されてしまった事案に関しては、不法投棄禁止の看板の設置や、地権者に農地の適正管理について依頼をする等の対応を実施しました。

第2節 推進状況 環境目標Ⅰ「環境負荷の少ない安全で住みよいまちを目指します」

農業委員・農地利用最適化推進委員に対しては、農地への不法投棄等の監視について呼びかけ、農地所有者に不法投棄されないように注意喚起を行いました。

その他、ホームページに関連記事を掲載し、一般市民にも農地への不法投棄について周知しました。

(4) 廃棄物処理の適正指導

■一般廃棄物収集運搬許可車両の搬入状況検査（新型コロナウイルス感染拡大のため中止）

例年、大里広域市町村圏組合の熊谷衛生センターにおいて、一般廃棄物収集運搬許可車両に対して、適正なごみの搬入が行われているのか抜き打ち検査を実施していますが、令和5年度は、新型コロナウイルス感染防止のため実施していません。

■事業者のごみ処理の周知

ホームページ等において、事業系ごみの適正処理について周知を図りました。

2 ごみの散乱防止策の啓発

(1) 路上喫煙状況調査

路上喫煙による受動喫煙被害と吸殻のポイ捨てを防止するため「熊谷市路上等の喫煙及び吸殻の散乱の防止に関する条例」による迷惑喫煙の防止対策を実施しています。

熊谷駅周辺及び籠原駅周辺で、吸殻のポイ捨て状況の調査を実施しました。

・散乱吸殻本数 281本

（熊谷駅周辺270本、籠原駅周辺11本。実施日：12月18日、20日）

(2) 熊谷市土砂等のたい積に関する条例

この条例は、無秩序な土砂のたい積を防止することにより、市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的として平成19年7月1日に施行され、令和5年度は12件の許可を行いました。

(3) あき地の適正管理

市民からの相談等に基づき、熊谷市あき地の環境保全に関する条例により、不法投棄、害虫、火災の発生を未然に防止することを目的として、現地確認及び所有者の調査を行い、あき地の所有者に対して、訪問や通知等により、適正な管理をするよう促しました。

・相談・指導件数：283件

(4) ごみ集積所の整備

自治会などへごみ集積所の看板・マグネットシート、カラス除けのネットなどを無料配布しました。

・支柱 35本 ・台座 37個 ・看板 132枚 ・水曜プレート 87枚

・マグネットシート（カン） 182枚 ・マグネットシート（ビン） 180枚

・マグネットシート（ペットボトル） 183枚 ・マグネットシート（不燃ごみ） 174枚

・カラス除けネット（大） 239枚 ・カラス除けネット（小） 154枚

(5) ごみ散乱防止パトロール

担当課職員や熊谷駅前防犯センター安心館職員によるごみ散乱防止のためのパトロールを実施しました。熊谷駅前には、日曜日と年末年始を除く毎日、熊谷駅前防犯センター安心館の職員がパトロールを行いました。

第3章 総合的推進

第2節 推進状況 環境目標Ⅰ「環境負荷の少ない安全で住みよいまちを目指します」

★ 環境指標と進捗状況

◎：2027年度の目標値を達成している。 ○：2022年度の間目標値を達成している。 △：計画策定時の現状値より改善している。
×：計画策定時の現状値より悪化している。 —：現状値がない等により評価をしていない。

No.	環境指標	単位	計画策定時 現状値 (H28年度)	計画策定時 中 間 目標値 (R4年度)	目指す 方 向 (R9年度)	現状値		評 価
						R4	R5	
117	市民一人一日当たりのごみの排出量	g	1,114	1,050	1,000	1,070	1,025	△
118	ごみの資源化率	%	22.2	24	25	20.3	20.1	×
119	マイバッグを利用している市民の割合	%	59.2	63	65	80.4	82.9	◎
120	リサイクルフェアの来場者数	人	1,750	1,800	2,500	1,190 (コロナの影響)	1,238 (コロナの影響)	—
121	コンポスター・生ごみ処理容器購入補助件数	件 (累計)	3,735	4,300	4,800	4,462	4,575	○

■現況と課題

①廃棄物の発生の抑制、再利用の推進

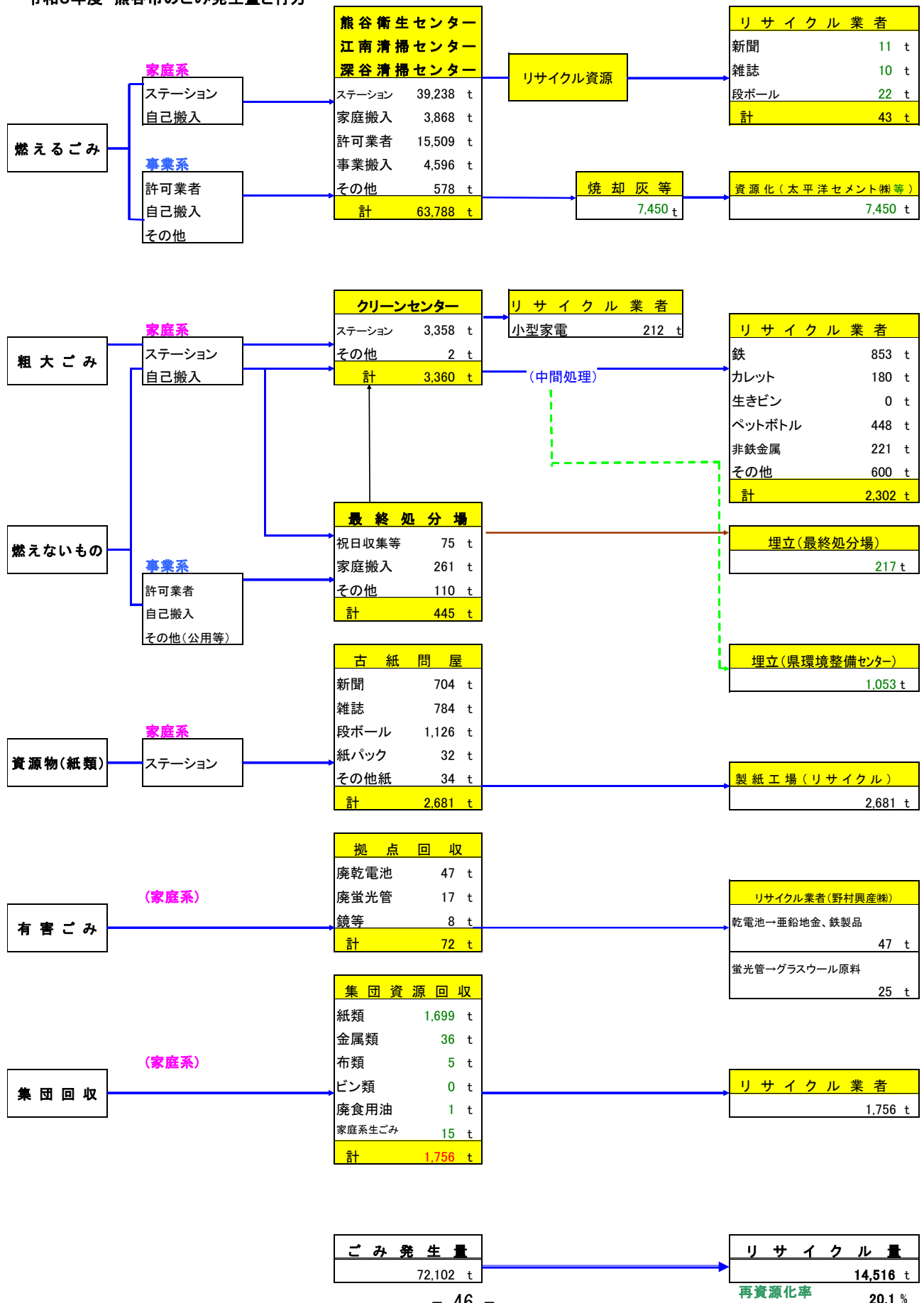
循環型社会の実現に向けて、各家庭や本市が行う様々な事業で排出されるごみを分別し、資源化する取組を行っていますが、資源化率は横ばいとなっています。資源循環の主要指標として用いられるリサイクル率においても日本は欧米諸国に遅れをとっているという報告もあり、資源物はしっかりと分別し、焼却処理せずにリサイクルする意識が求められています。

②不法投棄対策の推進

不法投棄や空き地に関する相談は増加傾向にあります。ごみの不法投棄をしにくい環境を作るためにも、土地所有者による適正な管理・協力が必要となります。

第2節 推進状況 環境目標Ⅰ「環境負荷の少ない安全で住みよいまちを目指します」

令和5年度 熊谷市のごみ発生量と行方



環境目標Ⅱ「環境資源を大切にすまちを創ります」

基本方針 Ⅱ－1 豊かな自然環境の保全・創造

水環境の確保や里山及び樹林地の保全、動植物の保護及び生育環境の保全等に関する取組について説明します。



施策① 水循環の確保

1 環境に配慮した河川の改修

■和田吉野川河川改修事業

国道407号から上流660mの区間（平塚新田地内）にて、平成28年度から令和元年度まで、多自然型石積護岸工事を行いました。

※多自然型石積護岸：治水上の安全を確保しつつ植物の良好な育成環境に配慮した、水と緑豊かな護岸を作る工法

2 雨水の地下浸透の推進

（1）雨水浸透ます等の設置

- 一定規模以上の区域にて、自己居住用以外の建築物を建築する場合は、「熊谷市雨水流出抑制施設の手引き」に基づき雨水の流出抑制をお願いしています。令和5年度の開発許可を伴う案件については、68件の協議を行い、雨水流出抑制施設の設置について関係課と協議するよう指示しました。

（2）透水性舗装等の施工

- 市道及び公共施設の工事においては、透水性舗装の施工や雨水浸透ます及び浸透側溝等の整備により流出抑制を行っています。令和5年度は次の工事を行いました。
歩道部の透水性舗装：市道125号線（籠原駅南口線）
市道90007号線

（3）保水・遊水機能をもつ農地の保全

- 熊谷市耕作放棄地解消対策事業
耕作放棄地の再生を図るため、耕作放棄地を再生し、5年以上の利用権を設定して耕作する経営体に対し10a当たり3万円の助成（3件：64.32a）を行いました。

（4）雨水貯留施設や遊水池の設置及び維持管理

- 準用河川新屋川にある暫定遊水地や準用河川新奈良川にある調節池の除草等、維持管理を行いました。
- 市内22小中学校校庭にある雨水貯留浸透施設の保全を行いました。

施策② 里山・樹林地の保全

1 里山の保全

（1）里山保全活動

実施団体：三本自治会

内容：里山約2haを皆さんの安らぎの場として整備することを目的と



第2節 推進状況 環境目標Ⅱ「環境資源を大切にすまちを創ります」

して、平成20年度から保全活動を開始しました。里山保全活動として、11月から3月までの第2日曜日に地元の里山に自治会員等が集合し、草刈り・枝打ち等を行っています。

実施団体：小江川自治会

内容：小江川地区内の里山に10年をかけて1,000本の桜を植栽する計画で平成21年から活動を開始し、平成30年度に1,000本の植栽が完了しました。ボランティアによる里山の下草刈り、木の伐採等を事前に行い、また、桜の植樹地を結ぶ遊歩道の整備を行いました。ボランティア参加者には地域住民のほか、苗木里親制度による地域外住民も参加し、新たな人的交流が生まれ、里山保全活動の広がりが図られました。

実施団体：認定NPO法人熊谷市ほたるを保護する会

内容：江南地域の荒廃した里山の下草刈り等を行い整備した遊歩道やホタル自生地について、引き続き維持管理を行うとともに、子どもたちに里山の魅力を伝えました。

実施団体：観音山保存会

内容：令和5年度も引き続き、指定文化財維持管理補助事業として、三ヶ尻地区にある観音山の絶滅の危機にある里山植物の保護と景観美の醸成のため、樹木の剪定や倒木危険の樹木の伐採、樹木の補植、散策コースの整備及び山の清掃活動を実施しました。また、市民の憩いの場として、造成した遊歩道を利活用し、埼玉県生態系保護協会熊谷支部と協働で、観音山北麓に自生する低地性のニッコウキスゲほかの植生についての自然観察会等を開催しました。

(2) 里山への不法投棄防止

市による不法投棄防止パトロール、環境美化推進員による不法投棄の監視のほか、不法投棄の予防または再発防止を目的とした、熊谷市不法投棄防止看板（令和5年度25枚。設置にかかる交付を含む。）を設置しました。

施策③ 動植物の保護及び生育環境の保全

1 生物多様性の保全

(1) 生物多様性の保全

様々な生物によって構成される生態系は、多くの恵みを人類にもたらすとともに、全ての生物の生存基盤となっています。豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現することが求められています。

一方、近年の急激な都市化の進展による自然環境の変化は、野生生物の生息・生育に大きな影響を及ぼしています。また、輸送技術の発達や故意の輸入等により、移入に伴う外来生物が増加しており、生態系への悪影響が懸念されています。ブラックバスやアライグマ、オオキンケイギク、クビアカツヤカミキリ等による農業被害や生活被害なども問題となっています。

生物多様性の保全の重要性を認識し、市域全体における動植物の生息状況を把握し、市民団体等が行っている希少種の保護活動の重要性についても認識し、保護活動を支援しつつ、さらに保護活動を拡大するための啓発活動、人材育成が課題となっています。

■取り組むべき事項

市域全体における動植物生息状況の把握	動植物の保護団体の活動支援
動植物の保護に関する啓発	生物多様性に関する環境教育の機会の提供
生物多様性の活動を担う人材の育成	県等関係機関と連携した野生鳥獣の適正な管理、外来生物の計画的駆除

第3章 総合的推進

第2節 推進状況 環境目標Ⅱ「環境資源を大切にすまちを創ります」

(2) 生態系保全活動

公益財団法人 埼玉県生態系保護協会は、県営荒川大麻生公園の指定管理者として様々な保全活動に取り組んでいます。

- ・エコ・パークボランティア：荒川大麻生公園は、公園全域で約170ha、県内でも有数の野鳥の生息地となっている「野鳥の森」やカワラナデシコなど河原特有の草花が咲き誇る「野草の広場」が広がっています。近年、外来植物の侵入や不法投棄などで生態系が危ぶまれています。自然を守るボランティアを募集し、カワラナデシコの生育管理や野鳥の森の池の管理などを継続しています。
- ・大麻生自然塾・わくわく野あそび隊：渡り鳥の観察や、生き物探しなど自然に触れあう活動を通し、生物多様性について学ぶ機会を提供しています。

2 ムサントミヨの保護

■ムサントミヨについて（平成23年4月1日市の魚に認定）

ムサントミヨは、きれいで冷たい湧き水のある水草が豊富な場所に生息する、世界で熊谷市の元荒川にしか生息していない魚です。

体の大きさは成魚でも3.5～6cmと小さく、体にはうろこがなく、背ビレ・腹ビレ・尻ビレにとげを持ち敵から身を守るときなどにトゲを出します。ムサントミヨはオスが水草で巣を作り、そこにメスが産卵してオスが育てます。

熊谷市では、関係機関と協力し、ムサントミヨの保護・普及活動を行っています。



巣を作るムサントミヨの様子

(1) 熊谷市ムサントミヨ保護センター

埼玉県農林総合研究センター水産研究所熊谷試験地の廃止に伴い、熊谷市への土地の返還と建物の移譲が行われ平成16年10月に熊谷市ムサントミヨ保護センターが誕生しました。

施設内のムサントミヨ展示室では、水槽の中を泳ぐムサントミヨを観ることができます。

熊谷市ムサントミヨ保護センターは常時開放の施設ではありませんが、夏休みや県民の日などにムサントミヨや自然保護について学ぶ観察学習会やイベントを開催しています。

また、毎月第1・第3日曜の午前9時から10時まで、「熊谷市ムサントミヨをまもる会」による解説が行われています。

(2) ムサントミヨ増殖事業

生息地周辺の小学校2校・中学校1校では、環境教育・学習を目的として、増殖池を整備し、保護増殖活動を行っています。

前年の11月に放流したムサントミヨの生息数の調査（繁殖調査）を以下のとおり行いました。

単位：匹

	令和4年度				令和5年度			
	放流日	調査日	生息数	放流数	放流日	調査日	生息数	放流数
佐谷田小学校	R3.11.4	R4.11.4	226	206	R4.11.4	R5.11.2	103	83
久下小学校	R3.11.24	R4.11.30	242	222	R4.11.30	R5.11.29	355	335
熊谷東中学校	R3.11.15	R4.11.15	111	91	R4.11.15	R5.11.9	74	54



第2節 推進状況 環境目標Ⅱ「環境資源を大切にすまを創ります」

(3) 元荒川の水質検査の実施

埼玉県はムサシトミヨの生息環境の監視・水質検査を行っています。

測定月・測定場所による変化は見られるものの、ムサシトミヨの生息を維持するための水質が保たれていることを確認しました。

■水質調査の結果（各地点ごとの平均）

		No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L	1.1	1.0	1.1	1.3	1.0	1.9
全窒素（T-N）	mg/L	2.0	2.5	2.4	2.5	1.9	3.0
全りん（T-P）	mg/L	0.03	0.11	0.05	0.11	0.03	0.17
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	1.3	1.4	1.6	1.5	1.2	1.5
塩化物イオン（Cl ⁻ ）	mg/L	6.9	7.2	7.4	6.7	7.0	7.8
アンモニア性窒素（NH ₄ ⁺ -N）	mg/L	0.2	0.3	0.3	0.1	0.2	0.6

No.1…天然記念物区域最下流端 No.2…中央漁協水路合流 No.3…中央漁協水路

No.4…久下小学校前 No.5…元荒川北側水路流入地点 No.6…排水切り回し水路からの流入

(4) 熊谷市ムサシトミヨ保護センターでの解説

熊谷市ムサシトミヨ保護センターにおいて年間を通して見学者にムサシトミヨの解説を行いました。

・参加者数：3団体（総勢106人）団体内訳：桜木小42名、佐谷田小57名、行田市民大学7名

(5) ムサシトミヨ生息区域保全集中転換促進事業

ムサシトミヨ生息区域周辺の生活排水処理対策として、特定の地域において、合併処理浄化槽への転換設置（単独処理浄化槽及び汲取り便槽からの入替え）を行う市民に対し、補助金を交付しています。令和5年度は、補助金の対象世帯に対し、補助制度の啓発のため補助制度のチラシをポスティングしました。

(6) 水源維持確保事業

ムサシトミヨの保護に役立てられていた埼玉中央漁業協同組合（以下「中央漁協」）の取水ポンプが廃止される見込みとなったことから、その後の対応について関係機関と協議を重ねる中で、地元自治会や関係団体からも新設の強い要望を受け、県・市共同であらたに中央漁協付近の市道に埋設型の地下水汲み上げポンプを設置し、令和元年5月から稼働を開始しました。

3 ムサシトミヨ保全推進協議会の取組

※ムサシトミヨ保全推進協議会とは

絶滅が心配されるムサシトミヨについて、関係機関等の連絡を調整し、広く県民の啓発及び、生息河川の環境整備を推進することを目的に、県・市の関係機関と環境団体で構成された組織です。

(1) 水源維持確保事業

新設したポンプについて、周辺地域への影響を確認するため、年2回地盤変動測定調査を行ったほか、管理については地元自治会や関係団体と協力して行っています。

調査方法：基準点と測量地点の地盤高を測量し、較差を計測する方法

令和5年度結果：最大較差－0.005mm（測量誤差の範囲内で変動なし）

(2) ムサシトミヨ生息地周辺の環境整備事業

■天然記念物区間の除草・清掃

熊谷市ムサシトミヨをまもる会等が、元荒川文化財指定区間（400m）の除草及び清掃を、年間を通して日常的に実施しました。



第3章 総合的推進

第2節 推進状況 環境目標Ⅱ「環境資源を大切にすまちを創ります」

- エコオアシス及びムサシトミヨ保護センターの除草・清掃
熊久自治会が除草及び清掃を実施しました。
10月12日・10月19日

- 元荒川の生息環境改善対策（除草・藻刈り等）
生息地の除草や藻刈りや水草の手入れなどを協議会の委員が行い、
生息環境の改善を図りました。
・実施日：1月22日

※このほか定期的に天敵となるザリガニや魚類の駆除を行っているほか、
水草の生育状況のモニタリングを継続して実施しています。



(3) ムサシトミヨに関する啓発活動

- 熊谷市ムサシトミヨをまもる会による解説活動
年間を通してムサシトミヨの生態や保護活動について一般市民に解説をしました。
・開催日：毎月第1、第3日曜日 午前9時から午前10時まで
- 「県民の日」特別開館
熊谷市ムサシトミヨ保護センターを埼玉県民の日に特別開館し、解説による啓発活動を行いました。
・開催日：11月14日
・参加者数：3人



- ムサシトミヨ水槽展示
江南行政センターでの常設展示
・実施日：通年

- ムサシトミヨ連絡帳配布
ムサシトミヨの生態や生息環境について、小学生にわかりやすく
記載した連絡帳を市内の小学1年生全員に配布し、小学生を通じた
家庭におけるムサシトミヨの普及・啓発を行いました。



- ムサシトミヨパンフレットの配布
ムサシトミヨの生態などが書かれたパンフレットをムサシトミヨ保護
センター来場者やイベント参加者などに配布し啓発を行いました。



4 ホタルの保護の推進

(1) ホタルの発生状況調査

生息場所及び発生状況を把握するために、「熊谷市ほたるを保護する会」により、ホタルの発生状況調査を行いました。

■令和5年度：保護重点区域内の発生数：629匹

※熊谷市ホタルの保護に関する条例によるホタル保護重点区域7か所において最も多くホタルが発生した日の合計匹数（※保護重点区域：押切、樋春、千代、柴北、柴南、小江川、上新田。）

※つけぎ沼を含めた8調査地点での実施結果は次のとおり。



		調査地点								
		保護重点区域								その他
月	日	押切	樋春	千代	柴北	柴南	小江川	上新田	合計	つけぎ沼
5	15	0	13	18	0	0	23	11	65	186
	18	0	5	39	2	2	20	9	77	177
	22	0	-	23	1	0	-	12	36	-
	23	-	4	-	-	-	10	-	14	-
	25	0	30	70	-	10	9	38	157	611
	29	0	-	63	-	0	-	58	121	157
	30	-	83	-	-	-	6	-	89	-
6	1	0	71	160	1	9	4	133	378	657
	5	0	80	275	-	19	5	250	629	399
	8	0	5	231	1	9	19	328	593	133
	12	0	-	110	1	0	-	311	422	73
	13	-	4	-	-	-	39	-	43	-
	15	0	-	79	0	0	60	279	418	13

上記のほか、江南地区のホタルが発生している地点で調査を行い、保護重点区域の見直しのための基礎資料としました。

(2) 認定NPO 法人熊谷市ほたるを保護する会

令和2～3年度に行った「ほたるの里山インストラクター養成講座」などにより、現在20名のインストラクターが在籍、様々な活動を行っています。

- ・ホタル発生時期に、案内所を設置し、誘導や解説活動を実施しました。
- ・カワナ密漁防止パトロール・ホタル生息地の環境整備（毎月第3日曜日）を実施しました。
- ・各種イベントと連携し、「熊谷で自生するゲンジホタル」のPR活動を行いました。
- ・「ほたる通信」を発行しました。（年1回）
- ・千代地区の保安林や荒廃田を憩いの場として活用するため、下草刈りなどの整備事業を行いました。
- ・春の里山散策、ホタル里山植樹、キノコ菌植付などのイベントを開催しました。
- ・平成29年度には県から認定・指定NPO法人に認証され、法人としての基盤がより強化されました。

（平成29年10月13日認定、平成30年3月30日指定）

第3章 総合的推進

第2節 推進状況 環境目標Ⅱ「環境資源を大切にすまちを創ります」

(3) 地域における取組

■別府沼を考える会の取組

別府沼の自然保護や清流の復元などを目的としている会で、沼の浄化に関する啓発活動や清掃活動、湿生植物の保護育成、観察会の実施など、幅広い環境保護活動を行っています。

5 特定外来生物の対策

(1) アライグマの対策

■アライグマの捕獲

特定外来生物であるアライグマの生息域は市域中に広まっており、これまで被害がなかった地域においても家屋や農作物への被害が増加しています。

埼玉県アライグマ防除計画に基づき841頭を捕獲しました。

捕獲頭数の推移

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
捕獲頭数	371	470	602	674	752	841



■市民への情報提供

増加するアライグマの特徴及び特性を知り被害を少なくするため、市政宅配講座に関連講座を設けています。

講座名：「“特定外来生物”アライグマの防除について」

(2) クビアカツヤカミキリの対策

平成29年度に初めてクビアカツヤカミキリの成虫が妻沼地域で確認されて以来、被害は全市域に拡大しています。主にサクラ等バラ科の樹木に産卵し、樹体内に幼虫が侵入すると、根元に「フラス」と呼ばれる木くずが溜まっていくのが特徴です。一つの樹木に複数の個体が侵入、羽化すると内部が激しい被害を受け、水揚げが悪くなるなどして最悪の場合樹体が枯死してしまいます。

市では、街路や公園における被害木に対しての防除や、熊谷桜堤では樹木診断を実施し、植え替え等の対応をしています。

また、個人が所有する被害木に対しての防除を推進するため、伐採、及び薬剤防除の費用の一部を補助しているほか、成虫駆除に対して奨励品を交付する事業も行っています。



写真提供：

埼玉県環境科学国際センター

	令和4年度	補助金額	令和5年度	補助金額
伐採（本数）	15件（19本）	1,510,200円	29件（41本）	2,570,800円
薬剤（本数）	50件（178本）		82件（324本）	
成虫駆除（匹）	46件（4,767匹）	211,000円	104件（12,915匹）	617,000円

施策④ 自然環境のネットワークづくり

荒川・利根川を中心とした水辺や樹林は多様な生物の生息環境の核として、また市街地周辺に点在する屋敷林等は小規模な生息域として、いずれも生物の良好な生息域となっています。

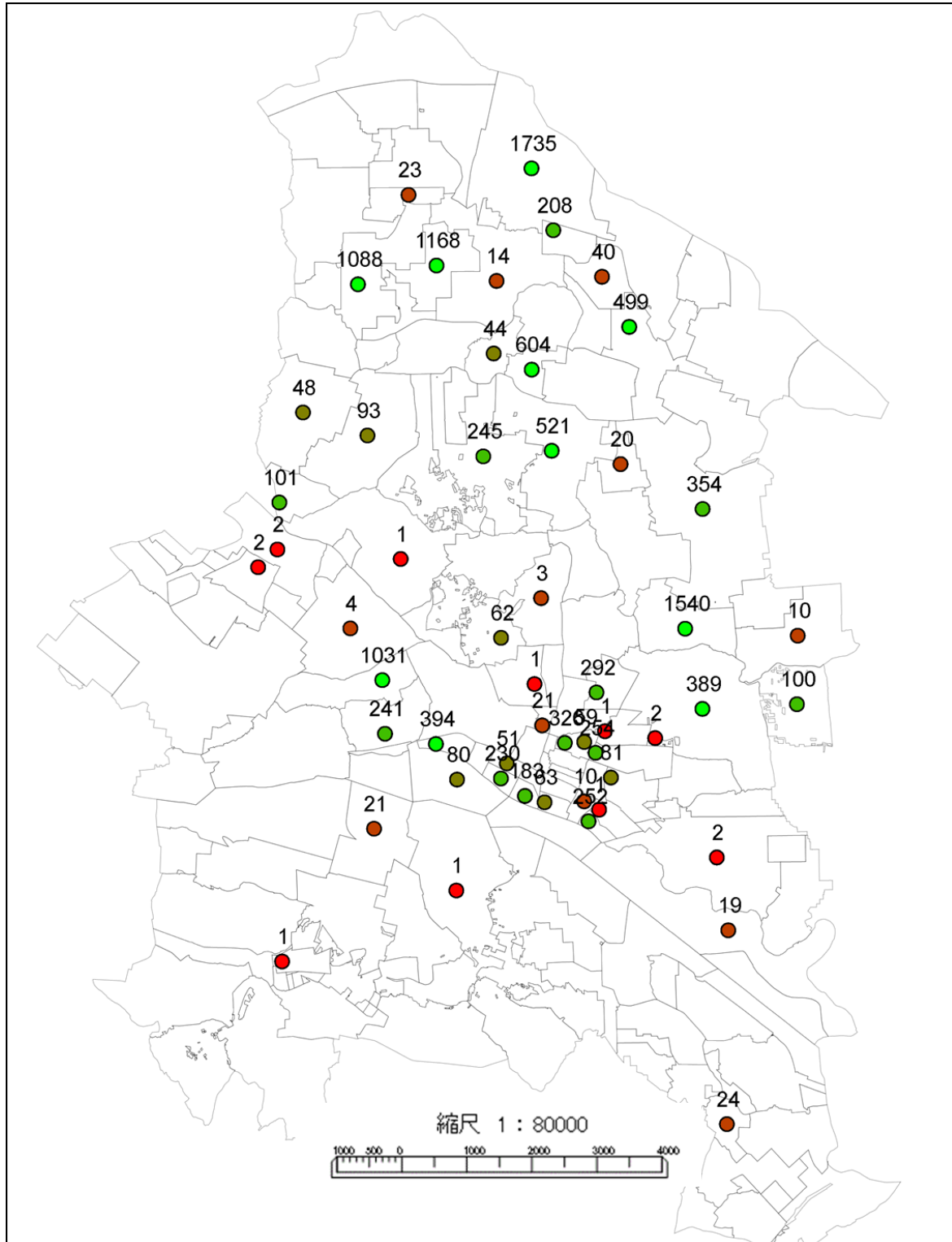
現在、ムサシトミヨが生息する元荒川、ホタルが生息する南部の里山、荒川大麻生公園、三ヶ尻観音山周辺など自然が豊かな地域では、市民団体を中心に自然保護活動が行われています。会員の高齢化等による活動内容の縮小化や活動自体の停滞などの課題がありますが、近年では、JCI（熊谷青年会議所）が中心となって行っているまちづくりイベントに参画するなど、他団体や世代間の交流を進める団体も増えています。

本市の豊かな水辺環境と南部に広がる丘陵地は多様な生態系をつくりだしており、今後も市民団体と連携しながら生態系及び種の多様性を守る活動を継続するとともに、市街地にも多様な生物が生息でき移動

第2節 推進状況 環境目標Ⅱ「環境資源を大切に作るまちを創ります」

できるよう、環境に配慮した水路、河川、道路づくりを通し、市域全体に連続性のある環境づくりを推進するとともに、市内で活動する自然保護団体の活動の輪を広げるため、今後の活動につながるようエコライフフェアなどのイベントを通して市民や他の団体とのつながりの機会を提供していきます。

■令和5年度町丁字別クビアカツヤカミキリ発生状況



第3章 総合的推進

第2節 推進状況 環境目標Ⅱ「環境資源を大切にすまちを創ります」

(1) 熊谷市内を所在地とする埼玉県生物多様性保全活動登録団体

番号	登録番号	団体名	主な活動場所
①	9	江南の藤保存会	板井地内
②	38	晴湖の道保存会	上川上地内
③	39	認定NPO法人熊谷市ほたるを保護する会	江南地区
④	51	別府沼を考える会	別府地区
⑤	53	熊谷市ムサシトミヨをまもる会	元荒川ムサシトミヨ生息地
⑥	73	熊谷山草会	県営荒川野鳥の森ほか
⑦	118	熊谷市立久下小学校	校内ほか
⑧	119	熊谷市立江南南小学校	校内ほか
⑨	120	熊谷市立佐谷田小学校	校内ほか
⑩	121	熊谷市立熊谷東中学校	校内ほか
⑪	144	伊弉諾神社自然遺産保存会	伊弉諾神社及び上川上地内
⑫	145	NPO法人くまがや地域通貨研究会	市民活動支援センターほか
⑬	176	埼玉県立熊谷高等学校	校内(希少野生動植物種の保護増殖)
⑭	192	熊谷学ラボラトリー	市内及び周辺地区
⑮	195	熊谷ジビエ研究会	熊谷市内全域、滑川町、嵐山町、ときがわ町など

※埼玉県生物多様性保全活動登録制度

豊かな自然環境を守り次世代に引き継ぐため、保全活動の取り組みに参加している団体等の活動の輪を広げていくことを目的として創設された埼玉県の登録制度です。

登録団体は、次のような取り組みをしています。

- ・希少野生生物保護活動
- ・外来生物の駆除活動
- ・里地里山湿地の保全活動
- ・緑地・公園の自然環境保全活動
- ・環境保全型農業活動
(農作物等環境に配慮した生産活動)
- ・種の保存・地域固有種(在来大豆等)の農作物の生産活動
- ・その他生物多様性に関する保全活動

(2) コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラムへの参加

フォーラムの目的に賛同し令和2年度から参加しました。荒川・利根川流域の多くの市町村とネットワークを形成し、コウノトリ・トキの野生復帰を通じた水辺環境の保全や地域づくりの取組を進めます。

目的：

かつて関東地方が主要な分布地域であったコウノトリ・トキは、良好な水辺や緑地のシンボルであり、多様な主体の協働・連携により野生復帰を通じたエコロジカル・ネットワークの形成を図り、もって地域の振興と経済の活性化を促す魅力的な地域づくりを実現させることを目的とします。

フォーラム参加市町村(27自治体参加)

荒川流域エリア：熊谷市、行田市、鴻巣市、北本市、桶川市、吉見町、川島町

利根運河エリア：野田市、流山市、柏市

渡良瀬遊水池エリア：加須市、久喜市、古河市、境町 他

第2節 推進状況 環境目標Ⅱ「環境資源を大切にすまを創ります」

フォーラムの取組

令和5年度は「関東地域エコロジカル・ネットワーク推進協議会」の10年間の成果を振り返り、2030年の目標実現に向けた展望を語り合う10周年シンポジウムを開催しました。

本市の取組：ムサシトミヨやゲンジボタルをシンボルとする豊かな水辺環境の保全について地元住民を中心とした保護団体と協働しながら取り組むことが、コウノトリ・トキの餌となる生物だけでなく、多様な野生生物が生息できる環境を広げることにつながります。引き続き近隣自治体と連携し、生物多様性の保全の取組を進めていきます。

※関東エコロジカル・ネットワークの指標種であるコウノトリ（右写真）に関しては、荒川と利根川が流れる本市でも、これまでに野生復帰個体の飛来が観察され、市民の関心が高まっています。



★ 環境指標と進捗状況

◎：2027年度の目標値を達成している。 ○：2022年度の間目標値を達成している。 △：計画策定時の現状値より改善している。
×：計画策定時の現状値より悪化している。 —：現状値がない等により評価をしていない。

No.	環境指標	単位	計画策定時 現状値 (H28年度)	計画策定時 中間 目標値 (R4年度)	目指す 方向 (R9年度)	現状値		評価
						R4	R5	
201	多面的機能支援事業の活動対象面積	ha	3,051.27	3,095	3,127	3,311.49	3,357.91	◎
202	ムサシトミヨの生息数 ※生息数調査は関係機関と調整して実施	匹	2,345 ※本調査は 5年に1度程 度の実施で あり、前回は 平成27年度	8,000	16,000	—	—	—
203	ホタルの保護重点区域内のホタル確認数 ※熊谷市ホタルの保護に関する条例によるホタル保護重点区域7か所において最も多くホタルが発生した日の合計匹数。	匹	608	650	700	948	629	△

■現況と課題

ホタル確認数は、昨年度に比べ減少しましたが、気象条件等の要因により発生数の変動があるとも言われています。安定した確認数の保持のため、「熊谷市ほたるを保護する会」による保護活動が活発に行なわれています。

特定外来生物については、関係機関や団体と連携した駆除対策を行っていますが、特にアライグマ、クビアカツヤカミキリの被害は年々拡大が続いており、捕獲数は数年前から大幅に増加しています。

アライグマは、箱わな使用による熊谷猟友会への捕獲委託のほか、埼玉県アライグマ防除実施計画に基づく、捕獲従事者養成研修会の開催により、捕獲従事者の確保や研修会での情報提供に努めています。クビアカツヤカミキリは、各種被害拡大防止補助金による支援やクビアカ捕殺隊の結成による啓発活動を行っています。

本市の豊かな水環境や里山、樹林地の保全のため、生物多様性の保全の重要性を認識し、自然環境保全・再生の啓発活動について関係団体と協働しながら、希少野生動植物の保護の推進、特定外来生物の対策等を進めていきます。

基本方針 Ⅱ-2 歴史・文化的環境の保全

文化財の保護や市史の編さん、伝統文化の保護・伝承に関する取組について説明します。

施策① 文化財の保護及び市史の編さん

1 文化財の保護

(1) 文化財の調査、保存、活用

年間を通して、指定文化財及び文化遺産についての調査研究を行いました。

有形文化財、記念物・史跡、名勝及び天然記念物、有形民俗文化財、無形民俗文化財、埋蔵文化財の保護を行うほか、市指定文化財候補の調査を行いました。

そして、文化財保護審議会においてその調査結果について報告し、併せてその調査内容を踏まえ、保存や公開事業等の活用について検討を行いました。

- ・国有形文化財・建造物の登録 8件（1か所）
- ・県有形文化財・彫刻の指定 1件
- ・埋蔵文化財調査報告書 WEB 掲載 2冊
- ・埋蔵文化財試掘調査 41件（うち37件は国庫・県費補助対象）
- ・熊谷市遺跡情報システム（管理システム・WEB閲覧システム）運用
- ・埋蔵文化財調査報告書の刊行（2冊）

(2) 文化財の歴史的価値の啓発

文化財の歴史的価値を広く市民に知ってもらうための活動を行いました。

【展示等】

- ・指定文化財説明板設置（森林環境譲与税による基金を活用し、県産木材の檜を材料にした文化財説明板を5基作成・設置）
- ・国史跡「幡羅官衙遺跡群」展（通年）
- ・わが街熊谷遺跡めぐり展「下本郷遺跡出土遺物展」（4月）、「瀬戸山古墳群第14号墳出土遺物展」（4月）、里帰り！西別府廃寺採取「古瓦」展（5～3月）、熊谷市指定有形文化財・歴史資料「みかりや」関連資料展（6～3月）
- ・国登録有形文化財・建造物「坂田医院旧診療所」県民の日一般公開（11月、2日間）
- ・市指定有形文化財・彫刻「木彫大仏坐像（平戸の大ぼとけ）」一般公開（計24回実施）
- ・国史跡「幡羅官衙遺跡群」を構成する西別府祭祀遺跡での古代祭祀体験イベントの開催（11月）
- ・江南文化財センター開館15周年記念 小学校が描く「熊谷の古代」絵画パネル床面貼り込み事業の実施（3月）

【講師派遣】

- ・市政宅配講座、中央公民館講座、直実市民大学をはじめ、複数の地域公民館主催の講座・研修会、児玉地区文化財保護協会研修会等への講師派遣

【文化財情報の発信】

- ・熊谷デジタルミュージアムによる情報発信（随時）
- ・ブログ「熊谷市文化財日記2」による情報発信（随時）
- ・「BUNKA ZAI 情報」の発行 第34号（6月）、第35号（3月）

(3) 文化財防火デーに伴う火災防衛演習（熊谷市消防本部・熊谷消防署主催）

市指定史跡「集福寺境内・建造物群」で予定していたが、雨天のため中止。

2 熊谷市史の編さん

(1) 市史編さん室による調査等

本市に関する広範な歴史を体系的にまとめ、これを将来の世代に伝えるため、平成19年度に開始した新たな「熊谷市史」の編さんに関し、調査等を引き続き行いました。

令和5年度に行った主な調査等は、以下のとおりです。

- ・古文書調査（63件・約82,211点）
- ・仏像及び仏画の調査（12か所、約200体）
- ・新聞記事調査（約2,215点）
- ・歴史公文書等の収集、選別、整理及び保存（収集144箱）

(2) 熊谷市史専門部会による調査、執筆等

先人の営みや歴史を集大成とし、未来の市民への歴史的文化遺産とするため中世、近世、近代・現代、仏像・仏画、地形・地質・気候の各専門部会及び荻野吟子調査報告書担当が、それぞれのテーマに従って調査・研究活動を実施し、それに基づき執筆や協議等を行いました。

(3) 熊谷市史自然編の刊行

令和8年度刊行予定の『熊谷市史 自然編1 地形・地質・気候』の編さんに向けて、調査及び所収内容についての協議を開始しました。

(4) 熊谷市史関連刊行物

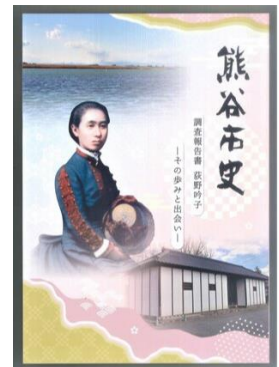
令和5年度は、以下の書籍を刊行しました。

- ・『熊谷市史 調査報告書 仏像・仏画2』
- ・『熊谷市史研究』第16号
- ・『熊谷市史料集8 熊谷自由民権運動史料2「七名社」の時代 続編』

(5) 郷土熊谷を代表する偉人に係る普及・啓発

・『調査報告書 荻野吟子ーその歩みと出会いー』刊行記念シンポジウムの開催（9月）

市史編さん事業に伴う詳細な調査、研究により分かった新たな荻野吟子像をテーマに、「荻野吟子との新たな出会い」と題し開催し、荻野吟子研究の最前線にいる3氏による講演会、及び地元関係団体からの3氏を加えてのパネルディスカッションを行いました。



施策② 伝統文化の保護・伝承

1 伝統文化と親しむ機会の創出

(1) 伝統文化の鑑賞や発表

■第16回地域伝統芸能今昔物語

- ・内容：市内各地の市指定無形民俗文化財保存団体のうち6団体等が出演
- ・開催日：11月23日
- ・会場：熊谷文化創造館さくらめいと 太陽のホール
- ・来場者数：延べ779人
- ・その他：開催の様様についてYouTubeにて公開中

第3章 総合的推進

第2節 推進状況 環境目標Ⅱ「環境資源を大切にすまちを創ります」

(2) 伝統文化を学習する機会の創出

■郷土資料展示室における常設展示及びミニ企画展

古代から現代までの熊谷を展示し、郷土の歴史を再認識する場を提供しました。

・入場者数：13,325人(289日間)

■星溪園「俳句講座」の実施

日本の伝統文化である「俳句」に親しむ機会を設けました。

・開講回数：5回(9～10月、9名参加)

■中央公民館学級講座

・内容：熊谷の近現代史を学ぶ(22人参加)

文学講座① (30人参加)

文学講座② (34人参加)

熊谷の古代史について (24人参加)

古典文学講座 (30人参加)

俳句入門講座 (15人参加)

(3) 無形民俗文化財保存継承活動

市指定無形民俗文化財保存団体17団体へ、後継者育成等の一助とし、永続的な保存・継承という重要な目的のため補助金50,000円(1団体当たり)を交付し、保存・継承の支援を行いました。

★ 環境指標と進捗状況

◎：2027年度の目標値を達成している。 ○：2022年度の中間目標値を達成している。 △：計画策定時の現状値より改善している。

×：計画策定時の現状値より悪化している。 ー：現状値がない等により評価をしていない。

No.	環境指標	単位	計画策定時 現状値 (H28年度)	計画策定時 中 間 目標値 (R4年度)	目指す 方 向 (R9年度)	現状値		評 価
						R4	R5	
205	文化財施設の利用見学者数	人	54,224	70,000	90,000	34,768	30,593	×

■現況と課題

本市には、平山家住宅や歓喜院聖天堂等、自然と一体となっている多様な歴史・文化遺産が、文化資源として継承されています。地域に残る歴史・文化・自然資源は環境学習資源であるとともに、かつての生活文化様式を学ぶことができる貴重な財産です。

今年度もイベントや研修会の開催等により、文化財の歴史的価値の啓発を行いました。これら地域の歴史・文化・自然資源を未来世代に継承するためには、文化財の保護や市史の編纂等において、その過程も含め成果を住民と共有することが重要であると考えています。

第2節 推進状況 環境目標Ⅱ「環境資源を大切にするまちを創ります」

★ 参考指標

No.	環境指標		単位	計画策定時 現状値 (H28 年度)			現状値	
							R4	R5
参 考 201 P60	地下水揚水量 ※現状値は「年度」ではなく 「年」のものを指す。	工業用	m³/日	20,632		21,007	21,471	
		建築物用		2,008		2,028	1,626	
		その他		522		457	466	
		農業用		3,880		10,397	7,603	
		水産養殖業用		4,872		3,683	3,653	
		水道事業用		47,568		47,595	47,837	
		非常災害等の 公益上の用		5,462		7,903	7,732	
参 考 202	指定文化財の件数	国指定	件	7		8	8	
		県指定		43		46	48	
		市指定		253		251	250	
	国登録有形文化財			12		12	20	
	国選定保存技術保持者					1	1	

環境目標Ⅲ「環境と調和した低炭素型のまちを創ります」

基本方針 Ⅲ－1 地球温暖化対策の推進

省エネルギー活動や再生可能エネルギーの推進を軸とした、日常生活や事業活動に伴い発生する二酸化炭素等の温室効果ガスの削減に関する取組について説明します。

施策① 省エネルギー活動の促進

1 省エネルギー活動の推進

(1) 第3次熊谷市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】

令和3年3月に従来計画を見直し、第3次熊谷市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】を策定しました。

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定したもので、市民、事業者、市の連携・協働により、市域全体の温室効果ガスの排出削減に取り組み、低炭素社会の実現を目指すものです。

【削減目標】

温室効果ガス排出量について、令和6年3月に策定された第2次熊谷市環境基本計画（改訂版）において2030年度までの削減目標を2013年度対比50%に見直しました。

(2) 第4次熊谷市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】

令和3年3月に計画を見直し、第4次熊谷市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】を策定しました。

本計画は、熊谷市役所を民間の会社等と同様な一事業者として捉え、省エネルギーやごみの減量、施設改修等にあわせた省エネ創エネ設備導入等の温暖化対策を、市のあらゆる部署で計画的に推進することを目指すものです。

【削減目標】

【区域施策編】と同様に、令和6年3月に策定された第2次熊谷市環境基本計画（改訂版）において2030年度までの削減目標を2013年度対比50%に見直しました。

(3) 熊谷市地球温暖化対策地域推進協議会

市民・事業者・行政が連携して、熊谷市地球温暖化対策実行計画に定めた市域の温室効果ガス排出削減目標に基づく進捗状況の確認や温暖化対策に係る情報共有のため、熊谷市地球温暖化対策地域推進協議会を設置しています。

(4) 熊谷市地球温暖化防止活動推進センターの活動

開設日：平成22年10月1日

運営団体：特定非営利活動法人エコネットくまがや

活動内容：地球温暖化対策の現状及び重要性についての啓発活動や広報活動、日常生活に関する温室効果ガスの排出抑制のための相談業務を次のとおり行いました。

■星川夜市への参加

内 容：星川夜市に3回参加し、市民に環境意識に関してのモニタリングを2回行いました。

■私を植えて

希望する市民に対して苗木を配布し、市内の緑化を促進する事業で、昨年は250人の希望者に、



第2節 推進状況 環境目標Ⅲ「環境と調和した低炭素型のまちを創ります」

ムクゲなどを配布し、市街地には樹木プランターを30基設置しました。また、植樹地点をマップに落とし記録しました。

■節電および省エネ相談コーナーの開設

イベント会場	開設回数：1回	参加者：500人	相談員：延べ5人
その他の会場	開設回数：3回	参加者：120人	相談員：延べ12人

■打ち水大作戦2023

星川をメイン会場に一斉打ち水を2回行った。イベント開催に際し、事前の「打ち水サポーター養成講座」による周知のほか、当日は「打ち水ソーレ」のパフォーマンスや星川水遊び、埼玉県や協賛団体による展示などにより、市民の環境意識の向上を図りました。

■クールシェア

市内192か所のスポットの協力を得て、節電をはじめとする省エネ、CO₂排出削減に寄与することを目的として、6月1日から9月末日まで実施しました。期間中は、37か所の店舗等でスタンプラリーも実施し、本事業の推進を図りました。

■サイクルシティくまがや

「くまがや推進協議会」を発足させ、市民サイクリングを実施し、自転車の利用促進を図りました。また、サイクリングロードの清掃も行いました。

推進協議会：3回開催 市民サイクリング：1回実施 参加者：合計で105名

■もったいない講座

“分別すれば資源”をテーマにして、包装紙、トイレットペーパーの芯、古布、古紙などを使用した小物、バッグ、アクセサリ等を作成する方法を題材とした講座を開催しました。

隔月の第4金曜日に実施、5回の開催で延べ75人が参加

(5) 熊谷市地球温暖化防止活動推進員の活動

地球温暖化対策の現状及び重要性について市民の理解を深め、日常生活に関する温室効果ガスの排出抑制のための助言等をそれぞれの立場で行いました。

(6) 省エネ住宅・省エネ機器の普及

■固定資産税の減額制度

省エネ改修工事を実施した家屋に対し、申請により翌年課税される固定資産税額の3分の1相当額を、工事完了年の翌年度分（工事完了が1月2日から3月31日の場合は翌々年度）の固定資産税額から減額する制度です。

令和4年度 件数：1件 令和5年度 件数：1件

■再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置費補助金（「温暖化対策」太陽光発電等普及推進事業）

・家庭用燃料電池システム

令和4年度

件数：27件 交付合計金額：1,332,000円 CO₂削減量：約40.5t-CO₂

令和5年度

件数：21件 交付金額合計：1,044,000円 CO₂削減量：約31.5t-CO₂

第3章 総合的推進

第2節 推進状況 環境目標Ⅲ「環境と調和した低炭素型のまちを創ります」

・住宅用太陽熱利用システム

令和4年度

件数：強制循環型 0件 交付金額合計： 0万円

件数：自然循環型 3件 交付金額合計： 3万円 CO₂削減量：計約1.5t-CO₂

令和5年度

件数：強制循環型 0件 交付金額合計： 0万円

件数：自然循環型 1件 交付金額合計： 1万円 CO₂削減量：計約0.5t-CO₂

・家庭用蓄電システム

令和4年度 件数：156件 交付金額合計：7,647,000円

令和5年度 件数：157件 交付金額合計：7,614,000円

・地中熱利用システム

令和4年度 件数：0件 令和5年度 件数：0件

■電気自動車充給電設備設置費補助金（「温暖化対策」電気自動車充給電設備普及推進事業）

令和4年度 件数：12件 交付金額合計：596,000円

令和5年度 件数：12件 交付金額合計：600,000円

■電気自動車等充電設備設置費補助金（電気自動車等充電設備普及事業）

令和4年度 件数：0件 交付金額合計： 0円

令和5年度 件数：0件 交付金額合計： 0円

■低炭素建築物新築等計画の認定制度

低炭素化を図ることを目的に「都市の低炭素化の促進に関する法律」が平成24年12月4日に施行され、低炭素化を図る措置の一つとして低炭素建築物新築等計画の認定制度が創設されました。

認定を受けた建築物は、住宅ローン減税等の優遇や容積率緩和措置の対象となります。

令和4年度 件数：38件 令和5年度 件数： 0件

■長期優良住宅の認定制度

良質な住宅の建築及び長期にわたり良好な状態で使用することが住生活の向上及び環境への負荷の低減を図るうえで重要となっていることに鑑み、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が平成21年6月4日に施行されました。

購入者は所得税の住宅ローン控除や登録免許税、不動産取得税の軽減などが受けられます。

令和4年度 件数：203件 令和5年度 件数：219件

■建築物省エネ法に基づく省エネ基準適合義務・適合性判定、届出、認定制度

建築物のエネルギー消費性能の向上を図ることを目的に「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」が平成29年4月1日（一部、平成28年4月1日）から施行されました。

床面積が300㎡以上の非住宅建築物の新築等を行う際には省エネ基準へ適合させ、適合性判定を受けることが、それ以外の300㎡以上の建築物の新築等を行う際には所管行政庁への届出が必要です。

このほか、より高い省エネ性能を有する建築計画として認定（性能向上計画認定）を受けることで、容積率緩和の特例を受けることができます。また、既存建築物についても、省エネ基準に適合することについて認定（基準適合認定）を受けることで、その旨を表示することができます。

令和4年度 届出：32件 令和5年度 届出：38件

■埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく建築物環境配慮制度（CASBEE 埼玉県）

「埼玉県地球温暖化対策推進条例」が平成21年10月1日から施行されました。この制度では、建築物の省エネルギー、省資源・リサイクル、周辺環境への配慮及び緑化対策等の総合的な環境配慮の取り組みを促すとともに、その取り組み内容について、床面積が2,000㎡以上の建築物では特定建築物環境配慮計画の提出を求め、その概要を公表しています。平成28年4月1日から熊谷市で計画の提出を受け付けています。

令和4年度 計画の提出：6件 令和5年度 計画の提出：1件

■照明のLED化

・道路照明灯のLED化

水銀灯照明の老朽化に伴い、市道の道路照明灯のLED化を進めています。令和5年度は97基のLED化を図りました。

・防犯灯のLED化

令和元年度、市で管理する防犯灯は、100%LED化を達成しました。令和5年度は1灯のLED防犯灯を新設しました。

・市役所本庁舎照明設備のLED化

令和元年度から令和4年度にかけて、本庁舎照明設備をLED化しました。

（7）市有施設の省エネルギー化の取組

地球温暖化対策及び省エネルギー対策の一環として全職員による節電対策を実施しました。

■夏季節電対策

・実施期間 5月1日～10月31日

・室内温度の適正化を行いました。大里庁舎では、デマンド装置（※使用電力を常時監視し、設定された値を超えないよう警告や自動制御を行う装置）を用い、最大使用電力量を抑制するように運転制限を行いました。

・照明は事務に必要な明るさを確保した上で、市民サービスに影響のない範囲で臨機応変に消灯しました。

・ブラインドの開閉、コンセントの利用制限などを行いました。

・各施設に節電推進員を置き、チェックシートにより電気の使用状況を把握し、冷暖房等の適切な使用を呼びかけました。

■冬季節電対策

・実施期間 12月1日～3月31日

・室内温度の適正化、照明の消灯などを継続的に行いました。

■クールビズ

・実施期間 5月1日～10月31日

・庁舎内の室内温度を28度となるよう室温調整を行いました。

・ポロシャツ等の軽装を奨励しました。

■ウォームビズ

・実施期間 12月1日～3月31日

・庁舎内の室内温度を20度となるよう室温調整を行いました。

・服装については、重ね着等による対応としました。

第3章 総合的推進

第2節 推進状況 環境目標Ⅲ「環境と調和した低炭素型のまちを創ります」

■節電ノー残業デー

- ・実施期間 5月1日～10月31日、12月1日～3月31日
- ・水曜日及び金曜日を「節電ノー残業デー」とし、一斉定時退庁を原則としました。

施策② 再生可能エネルギー等の導入推進

1 再生可能エネルギーの導入推進

(1) 太陽光発電システムの設置

■公立小中学校の屋内運動場(体育館)に太陽光発電システム(発電出力10kW)を設置

- ・設置場所：平成19年度 江南北小、奈良中
平成20年度 大麻生中
平成21年度 石原小、別府中
平成22年度 中条小
平成23年度 熊谷東小、中条中、吉岡中
平成24年度 熊谷南小、三尻小、籠原小
平成25年度 熊谷西小、佐谷田小、桜木小
平成26年度 久下小、奈良小、星宮小
平成27年度 吉岡小 妻沼小 大里中
※妻沼小には蓄電池(15kW)を併設
平成28年度 玉井小、男沼小
平成29年度 新堀小、秦小



- ・効果 校内の電力需要の一部を賄うほか、校舎内に設置された発電状況表示モニターにより、児童・生徒の環境学習にも貢献しています。

■市有施設に太陽光発電システムを設置

- ・設置場所：平成23年度 本庁舎地下駐車場(発電出力10kW)
平成24年度 中央消防署・東公民館(発電出力16kW)
平成26年度 くまびあ創作展示棟(発電出力10kW×3基)
平成26年度 江南庁舎第2駐車場(発電出力2.2kW)
平成27年度 本庁舎議会棟(発電出力10kW)

■再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置費補助金(「温暖化対策」太陽光発電等普及推進事業)

・住宅用太陽光発電システム

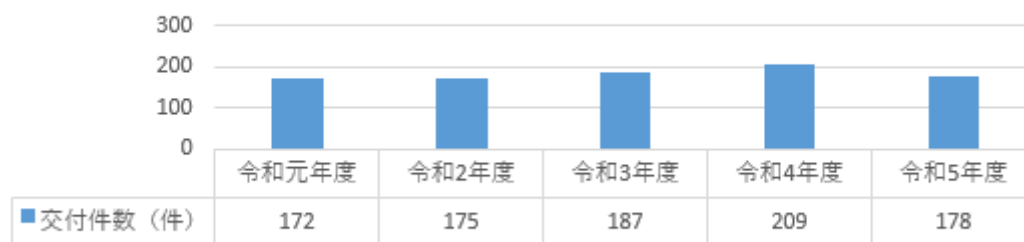
令和4年度 件数：209件(システムの出力合計1,304.00kW)

交付金額合計：18,568,000円 CO₂削減量：約482.48t-CO₂、

令和5年度 件数：178件(システムの出力合計1,146.03kW)

交付金額合計：15,867,000円 CO₂削減量：約424.03t-CO₂、

直近5年 交付件数推移



■ 交付件数(件)

(2) 屋根貸し及び土地貸し事業太陽光発電事業

■熊谷市市有施設屋根貸し太陽光発電事業

設置施設	大里体育館	めめま有機センター	妻沼庁舎
発電事業者	大和建设(株)	大和建设(株)	イーテクノス(株)
発電出力	224 kW	224 kW	44.5 kW
年間予定発電量	240,000 kWh	240,000 kWh	45,000 kWh
一般家庭年間消費電力量換算	73戸	73戸	14戸
発電開始日	平成25年11月8日	平成25年11月8日	平成26年1月20日
設置施設写真			

設置施設	成田小学校	江南中学校
発電事業者	(株)ヒグチ電機	(株)ヒグチ電機
発電出力	49.5 kW	49.5 kW
年間予定発電量	65,000 kWh	62,000 kWh
一般家庭年間消費電力量換算	20戸	19戸
発電開始日	平成26年4月25日	平成26年5月9日
設置施設写真		

■熊谷市メガソーラー発電事業（土地貸し）

設置施設	一般廃棄物最終処分場 (善ヶ島)	準用河川新奈良川 第2調節池	準用河川新奈良川第3 調節池
発電事業者	(株)ミツウロコヴェッセル	(株)バイテックエネスタ	エルゴサン熊谷(株)
発電署名	熊谷ソーラーパーク	バイテック熊谷太陽光 発電所	熊谷市太陽光発電所 (第1・第2)
発電出力	770 kW	1,990 kW	3,495 kW
年間予定発電量	800,000 kWh	2,500,000 kWh	3,844,500 kWh
一般家庭年間消費電力量換算	約200戸	約760戸	約800戸
発電開始日	平成26年1月15日	平成26年12月1日	平成29年3月31日
設置施設写真			

※一般家庭年間消費電力量換算値は各発電事業者が発表している値を引用。

第3章 総合的推進

第2節 推進状況 環境目標Ⅲ「環境と調和した低炭素型のまちを創ります」

2 次世代自動車の導入推進

■電気自動車用充電器の公共施設への設置

江南行政センターに急速充電器を設置しています。

・利用実績 江南行政センター 107件



■公用車への次世代自動車の導入

本市では、公用車として、ハイブリッドカー、電気自動車を導入しています。

・令和5年度末現在 公用車への次世代自動車導入台数

ハイブリッドカー：10台、電気自動車：5台

★ 環境指標と進捗状況

◎：2027年度（R9年度）の目標値を達成している。

○：2022年度（R4年度）の中間目標値を達成している。

△：計画策定時（H28年度）の現状値より改善している。

×：計画策定時（H28年度）の現状値より悪化している。

－：現状値がない等により評価をしていない。

No.	環境指標	単位	計画策定時 現状値 (H28年度)	計画策定時 中間 目標値 (R4年度)	目指す 方向 (R9年度)	現状値		評価
						R4	R5	
301	市有施設のCO ₂ 削減率 ※基準年度を平成25年度22,537t-CO ₂ （調整後排出係数では18,392t-CO ₂ ）とする。 ※上段は電気の排出係数に基礎排出係数（または実排出係数）を、下段は調整後排出係数を用いて算定した値 ※削減率の▲は増加を示します。	%	基準年度 平成25年度 （排出量） 22,537 18,392 t-CO ₂	16%削減 （排出量） 18,931 15,449 t-CO ₂	31%削減 （排出量） 15,551 12,690 t-CO ₂	13.9%削減 ▲5.6%削減 （排出量） 19,416 19,429 t-CO ₂	13.8%削減 5.4%削減 （排出量） 19,606 17,395 t-CO ₂	△
302	市域全体からのCO ₂ 削減率 ※基準年度を平成25年度2,775.5千t-CO ₂ とする。 ※埼玉県環境科学国際センター「市町村温室効果ガス排出量算定結果」より	%	基準年度 平成25年度 （排出量） 2,775.5 千t-CO ₂	7.5%削減 平成30年度 （排出量） 2,567.3 千t-CO ₂	21%削減 （排出量） 2,192.6 千t-CO ₂	19.4%削減 令和2年度 （排出量） 2,237.4 千t-CO ₂	18.3%削減 令和3年度 （排出量） 2,267.7 千t-CO ₂	○
303	一日エコライフDAYの取組人数（職員・家族）	人	969（夏）、 1,022（冬）	1,000	1,000	1,316（夏） 1,568（冬）	1,317（夏） 1,459（冬）	◎
304	省エネ・省資源行動を実践している市民の割合	%	87.3	90	95	89.4	91.0	○
305	太陽光発電システム（10kw以上）を導入した市有施設数	か所	27	30	35	29	29	△
306	新エネ・省エネ等設備設置世帯数（市の補助制度を利用したもの）	世帯	393	450	500	354	832	◎
307	次世代自動車の導入数（庁用車） ※次世代自動車：ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG（天然ガス）自動車等	台	31	50	65	13	15	×

■現況と課題

地球温暖化による急激な気候変動が顕著に表れていることから、脱炭素社会の実現が急務となっており、計画に則り各施策を実行していく必要があります。

基本方針Ⅲ - 1「地球温暖化対策の推進」では、新エネ・省エネ等設備設置世帯数は、太陽光発電設備や家庭用蓄電池の設置が標準となるZEH基準を満たす住宅やスマートハウスを建てる世帯が増えているほか、エアコンや冷蔵庫といった家電を選ぶうえにおいて、本市の補助金の条件を満たす省エネ家電を選ぶ家庭が多くなっています。

また、市有施設のCO₂削減率は、照明のLED化や空調設備の高効率化によりCO₂削減率は上昇しつつありますが、建物のZEB化等、CO₂削減に大きく寄与する施策について、さらに周知・啓発に努める必要があります。

基本方針 Ⅲ-2 ヒートアイランド対策の推進

人工排熱の低減や高温化の抑制、クールダウンへの啓発、熱中症対策、暑さ対策に関する取組について説明します。

施策① 人工排熱の低減

1 建物等からの排熱を減らすための対策

(1) 工場・事業場等からの排熱利用

老人福祉センター「別府荘」及び「江南荘」では、それぞれ隣接した熊谷衛生センター及び江南清掃センターの焼却排熱を利用して熱した湯をお風呂に使用し、焼却排熱の利用を推進しています。

■焼却排熱使用水量

単位：m³

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
別府荘	2, 802.0	2, 137.0	2, 397.0	2, 397.0	3, 369.0
江南荘	4, 450.0	2, 046.0	3, 563.0	3, 563.0	4, 087.0

2 自動車からの熱を減らすための対策

(1) 公共交通機関の利用促進

■熊谷市地域公共交通計画

平成27年度に策定した「熊谷市地域公共交通網形成計画」が令和4年度で最終年度となったため、令和2年度に改正された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を踏まえ、環境問題、高齢社会への対応や、バス、タクシー、鉄道を含めた公共交通全体のネットワークについて、適切な役割分担や、適切かつ効率的なルート設定等も含めた公共交通のマスタープランとなる「熊谷市地域公共交通計画」を令和4年度に策定しました。

■地域公共交通会議

地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議しました。

第36回熊谷市公共交通会議	令和5年5月25日
第37回熊谷市公共交通会議	令和5年6月19日 書面会議
第38回熊谷市公共交通会議	令和5年8月28日
第39回熊谷市公共交通会議	令和5年11月28日
第40回熊谷市公共交通会議	令和5年12月5日 書面会議
第41回熊谷市公共交通会議	令和6年1月11日 書面会議
第42回熊谷市公共交通会議	令和6年2月1日 書面会議

■秩父鉄道整備促進協議会

秩父鉄道の利用を促進し地域振興の重要な手段として積極的に活用することを目的として結成された協議会であり、秩父鉄道が実施する安全対策事業への支援、秩父鉄道イメージアップ事業、共催事業等を行っています。

・イメージアップ・PR事業

金子兜太先生が御逝去されたことに伴い、「金子兜太記念 秩父鉄道の俳句」と称し、俳句を募集しました。入賞者には賞状と記念品を贈呈したほか、入賞作品を掲載したポスターとチラシを作成し、秩父線の駅や列車に展示しました。

応募：164人（779句） 特選3人、入選10人、佳作30人。

第3章 総合的推進

第2節 推進状況 環境目標Ⅲ「環境と調和した低炭素型のまちを創ります」

■イベント時の公共交通機関の利用促進

例年市内で行われるイベントのパンフレットにはバスでのアクセスを掲示し、来場者に利用を促しています。また、シェアサイクルなどの自転車利用も促していきます。

(2) ノーカーデーの実施

地球温暖化対策、ヒートアイランド対策、大気環境の改善を目的に、市職員によるノーカーデーを実施しました。

これは、毎月第一水曜日に、通常はマイカー等で通勤をしている職員が、自転車や公共交通機関等を利用して通勤する取組です。

・実績：参加者 延べ811人、約5.186tの二酸化炭素の排出抑制

(3) エコ・ドライブの啓発

アイドリング・ストップや加減速の少ない運転、エアコンの使用抑制等、環境に配慮した運転＝エコ・ドライブについて市報等で啓発するとともに、熊谷市地球温暖化防止活動推進センターがイベント会場や公民館等でエコドライブシミュレーターを利用した啓発活動を実施しました。

施策② 局地的な気温の上昇抑制

1 建物等の高温化抑制

(1) 芝生化

芝生化は、地温の上昇を抑えられるため、学校8校の芝生管理を行いました。

(2) 冷却ミスト

■熊谷駅広場冷却ミスト事業

熊谷駅の広場（正面口・南口・東口）に設置した、冷却ミスト装置を自動運転し、暑い熊谷における快適な涼しさを提供しました。

・運転期間：5月から10月末の午前7時から午後8時

・運転条件：気温28℃以上

湿度75%未満

風速毎秒3m未満

降雨なし

・運転実績：正面口 104日、約 959時間

正面口（県道側） 105日、約1066時間

南口 ※76日、約 511時間

東口 101日、約1025時間

※南口の稼働時間は、温湿度センサーの不調による影響と考えられる。



■籠原駅前広場冷却ミスト事業

平成30年度に籠原駅の北口・南口に冷却ミストの設置工事を行い、令和元年度から稼働しました。

・運転期間：熊谷駅と同じ

・運転条件：熊谷駅と同じ

・運転条件：熊谷駅と同じ

・運転実績：北口 107日、約1080時間

南口 113日、約1084時間



施策③ 「ヒートアイランド対策推進都市」としての啓発

1 クールダウンへの啓発

(1) 環境団体等や企業との連携

■クールシェアくまがや

クールシェアくまがや実行委員会が、ひとり一台のエアコンの使用をやめ、公共施設や民間の店舗など、涼しい場所に集まるクールシェアの推進を目指しました。

- ・クールシェアくまがや実行委員会事務局：NPO 法人エコネットくまがや
- ・クールシェア協力店舗や企業の募集のためのチラシ作成：市有施設に設置
- ・クールシェア推進啓発グッズ：ステッカーを参加店舗に無料配布
- ・クールシェアマップ Web 版維持管理
- ・ロック氷を各子育て支援センターに配布

■打ち水大作戦

打ち水を行うことで、暑さ対策とエコロジー意識を高め、エコまちづくりにつなげるために、「打ち水大作戦2023」が開催されました。

16回目となる今回は、花火大会当日の日中に開催し、多くの人に打ち水の魅力をアピールしました。併せて、打ち水の有効性を広く周知させるために約1か月前の7月8日（土）に打ち水サポーター養成講座も開催しました。

主 催：打ち水大作戦2023実行委員会

（事務局：NPO法人エコネットくまがや）

後 援：埼玉県、埼玉県教育委員会、熊谷市、熊谷市教育委員会

協 力：クールシェアくまがや実行委員会、熊谷商工会議所 他

実施日：8月12日（土）

参加人数：800人

内 容：一斉打ち水、打ち水応援歌「打ち水ソーレ！」の披露

2 熱中症の予防に関する情報発信等

(1) 熱中症に対する注意喚起及び啓発

■環境省「熱中症予防情報サイト」の活用

【暑さ指数（WBGT）が厳重警戒以上のとき】

①防災行政無線放送による熱中症予防

6月1日～9月30日 計90日、115回放送

②車両及び塵芥（じんかい）収集車による熱中症予防

6月1日～9月30日 計75日

熱中症アラートが発令された場合

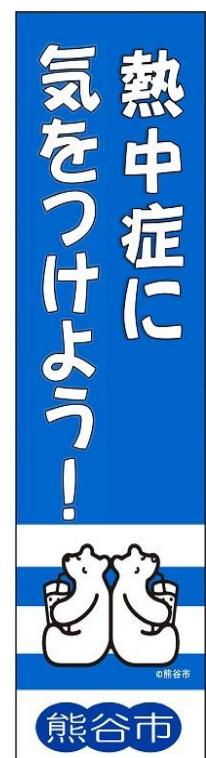
①教育総務課から市立幼稚園・小・中学校等へ FAX

②長寿いきがい課から地域包括支援センターへメールで通知

③保育課からほいくメールで保育所、児童館、児童クラブ及びその利用児童の保護者に通知

■熱中症予防に対する啓発

- ・市ホームページに、熱中症予防のポイントを掲載
- ・7月の民生委員・児童委員協議会にて、熱中症予防リーフレット及び暑さ対策グッズを配布し、単身高齢者へ情報提供、予防を啓発（配布数：2,471個）



第3章 総合的推進

第2節 推進状況 環境目標Ⅲ「環境と調和した低炭素型のまちを創ります」

- ・市報に「熱中症警戒アラート」など熱中症予防啓発に関する記事を掲載
- ・公共施設にチラシやパンフレットを設置するとともにポスターを掲示
- ・市公用車・自治会等で熱中症予防のマグネットステッカーを貼付け啓発
- ・熱中症予防のぼり旗を公共施設に設置、また、貸出しをして啓発
- ・環境省・気象庁による熱中症警戒アラート発表時の周知

3 暑さ対策事業の推進

暑さから市民を守るとともに、暑さを活用した地域の活性化と情報発信を図ることを目的として、平成22年から「暑さ対策プロジェクトチーム」を設置し、暑さに対する新たな対策と活用策の調査・研究を行い、オリジナルの暑さ対策を企画・立案することで事業化してきました。

本市の暑さ対策事業は、「熱中症予防声かけプロジェクト（環境省を始め、全国の企業、行政、民間団体で組織される熱中症予防を推進する運動）」が主催して、その取組を表彰する「ひと涼みアワード」で、令和2年度にこれまでの功績が評価され、アワード初の殿堂入りとなりました。

令和5年度からは、市民や来訪者が夏の暑さの中でも快適に過ごせるよう、市内8箇所の気象センサーから取得した気象データを使って、まちなかの風・温熱環境シミュレーションを作成し「くまぶら（熊谷市公式LINEアプリ）」で公開しています。

■地域へ発信！中学生サポーター事業

炎天下での運動等の機会が多い中学生の熱中症を予防し、いざという時のために、1年生は「暑さ対策セミナー」で熱中症について学習し、2年生は消防職員による講習・実技でスキルを身に付けました。また、3年生では熱中症予防について、地域への啓発活動を行いました。



■小・中学校委員会活動支援事業

児童生徒が主体的に暑さ対策や熱中症予防の知識を学ぶため、小・中学校の委員会の活動に対して支援を行いました。児童生徒が暑さ対策・熱中症予防について主体的に活動することで、学びを深められるとともに、夏季の学校環境が改善されました。



■まちなかオアシス事業

暑さにより屋外等で気分が悪くなった市民のために、市役所や行政センター、公民館など市内21か所の公共施設を一時的な休息場所として開放しました。また、休息場所に熱中症予防のパンフレット等も設置し、予防の啓発に努めました。

実施時期：6月1日～9月30日

実施施設：本庁舎、大里庁舎、妻沼庁舎、江南庁舎、
公民館12か所、文化施設5か所

利用者数：本庁舎休息者数 98人
本庁舎以外休息者数 1,669人
スポーツドリンク等配布者数 12人



■熱中症予防声かけ事業

スーパーマーケットやドラッグストア等を「熱中症予防声かけ協力店」に認定し、店内で熱中症注意喚起の放送を行うほか、啓発ポスターを掲示し、特設コーナーを設置してもらうなど、外出中の市民への声かけを強化しました。

認定店舗数 43店舗（令和5年7月時点）



第2節 推進状況 環境目標Ⅲ「環境と調和した低炭素型のまちを創ります」

■藤の parasol 事業

藤がつくり出す夏季の緑陰と、藤花による初夏の美観により、熊谷の夏を涼しくしました。平成26年秋に熊谷駅前通りの歩道3か所に藤棚の設置と藤の苗木の植樹を行いました。藤が成長し、日陰を作りました。

藤棚の設置場所

- ・みずほ銀行熊谷支店前付近、漆原自転車預かり所前付近、大栄日生熊谷ビル（星川通り側）付近



■暑さと乾杯！熊之糰の販売

栄養たっぷりのスーパードリンクである糰甘酒が、熊谷発「暑さ対策日本一プロジェクト」の食ブランドとして、市内の店舗で提供されました。

【糰甘酒とは】

糰から作った甘酒は、「飲む点滴」と称されるほど栄養価に優れており、昔から夏バテ対策の飲み物として親しまれています。酒粕から作った甘酒とは違いアルコール分が含まれていないため、子どもも安心して飲むことができます。砂糖などの添加物を加えていない天然の甘味があり、必須アミノ酸やビタミンなどの栄養素を豊富に含んでいるため、健康や美容にもよいとされています。



■デジタルサイネージ事業

熊谷駅改札前に設置しているデジタルサイネージ（電光掲示板）で熱中症予防など熊谷市で実施している暑さ対策やイベント等の観光情報など様々な情報を発信しました。



■みどりの集会

令和5年度は5月20日、11月18日に実施。花の寄せ植えで緑化を推進しました。

場 所：中央公園（緑化センター）熊谷さくら運動公園

参加者：31名



■暑さ対策ポータルサイトによる情報発信

暑さ対策をメインテーマとしたポータルサイトにて、市の暑さ対策の歩みや、これまで取り組んできた施策、雪くまやクールシェアの取組の紹介などの情報を発信しました。



■PR車両整備事業

暑さ対策をPRする車両を公用車として導入し、市内外を走ることで暑さ対策の啓発を行いました。また、車両にはタープテント等の資材を積載し、暑さを避けるための簡易的な休息所を設置できるようになっています。



第3章 総合的推進

第2節 推進状況 環境目標Ⅲ「環境と調和した低炭素型のまちを創ります」

■外付け日よけアシスト事業

株式会社LIXILと連携した、環境省による「平成31年度熱中症予防対策ガイドンス策定に係る実証事業」により、外付け日よけ有りの室内は、外付け日よけ無しの室内と比較して暑さ指数(WBGT)の嚴重警戒ラインである28℃以上の状況を25%低減できることがわかりました。

暑さ対策と温暖化対策の推進のため、市内の住宅にサンシェードやブラインドを設置した方に補助金を支給し、外付け日よけの普及を図っています。 補助実績 19件



■えんむすび日傘事業

夏場に聖天山と周辺商店街を訪れる方に涼しさを提供し熱中症予防を図るため、聖天山、無料休憩所、商店など24ヶ所に無料で使用できる番傘や熊谷染日傘を約250本設置しました。



【参考】熱中症による救急搬送者状況一覧

熊谷市	搬送者数		中等症以上の人数(割合)	埼玉県	搬送者数		中等症以上の人数(割合)	全国	搬送者数		中等症以上の人数(割合)
	R5	169人	53人(31.36%)		R5	5,720人	1,758人(30.73%)		R5	91,467人	29,541人(32.30%)
	R4	172人	52人(30.23%)		R4	4,690人	1,585人(33.80%)		R4	71,029人	24,299人(34.21%)
	R3	88人	26人(29.55%)		R3	2,712人	970人(35.77%)		R3	47,877人	17,686人(36.94%)

※中等症以上の人数：入院を必要とするもの及び初診時において死亡が確認されたものの人数

★ 環境指標と進捗状況

◎：2027年度の目標値を達成している。 ○：2022年度の中間目標値を達成している。 △：計画策定時の現状値より改善している。
×：計画策定時の現状値より悪化している。 ー：現状値がない等により評価をしていない。

No.	環境指標	単位	計画策定時 現状値 (H28年度)	計画策定時 中 間 目標値 (R4年度)	目指す 方 向 (R9年度)	現状値		評 価
						R4	R5	
308	公共交通に満足している市民の割合	%	41.6	50	55	41.8	43.7	△
309	ゆうゆうバス利用者数	人	214,048	220,000	225,000	222,217	245,227	◎
310	県内の熱中症救急搬送者数における市の割合	%	2.7	2.5	2.3	3.7	3.0	×

■現況と課題

基本方針Ⅲ-2「ヒートアイランド対策の推進」では、気候変動適応法の一部改正に伴い、環境省モデル事業として他市に先がけ市有施設7か所、民間施設4か所をクーリングシェルターに指定しました。

また、市内の駅周辺8か所に気象センサーを設置し、作成した気象シミュレーションによる、ヒートエリアマップをクマぶらに実装したほか、クマぶらマップにクールシェアスポットのデータを移行し、掲載しました。

熱中症による救急搬送者数が全国的にも伸びているため、熱中症対策やクーリングシェルターの積極的な利用を呼び掛けていく必要があります。

基本方針 Ⅲ-3 環境に配慮した産業の推進

環境負荷の少ない経済活動へ転換していくための、地域環境資源を有効に活用する取組等について説明します。

施策① 地域資源を活用した取組の支援

1 環境に配慮した事業者への支援

(1) 企業等への支援

市では、産業の振興と雇用機会の拡大等を目的とする「熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例」を施行しています。この制度には、事業所への支援として、太陽光発電設備の設置や緑化推進に関する奨励金も含まれています。また、製造業に限り、奨励金の交付にあたり、市と公害防止協定を結ぶことを条件としており、立地企業に対し環境への配慮を求めています。

令和5年度は、事業者2社が公害防止協定を締結しました。

(2) 環境保全型農業の支援

■特別栽培農産物

埼玉県特別栽培農産物の認証を受けた農産物に認証シールを貼り、特別栽培農産物の生産振興と消費者の信頼性の確保の支援を行いました。

- ・件数：44件（集団は1件と数える）
- ・合計面積：4,599a

※特別栽培農産物とは、農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、栽培期間中、節減対象農薬及び化学肥料（窒素成分）の双方を慣行の5割以下に減らして栽培された農産物のこと。



■堆肥による土づくりの推進

めぬま有機センターにおいて、市内酪農家から排出される牛ふん尿を有効利用し製造された「めぬま堆肥くん」を、めぬま有機センター、J A くまがや営農経済センター、道の駅めぬまで通常販売しています。

- ・畜ふん尿受入：2,437t
- ・堆肥販売：1,230t

■エコファーマー認定者の拡大

エコファーマー認定者：3人（令和6年3月末現在）

※エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、土づくりや化学農薬、化学肥料の削減など環境にやさしい農業に取り組む計画を立て、埼玉県知事から認定を受け実践する農業者です。

2 地産・地消の推進

生産地から消費地への輸送に伴うエネルギー消費量削減の観点から、消費者と生産者の交流会や産業祭などのイベントを通し、地域の農産物を地域内で消費する地産・地消を推進しました。

■農業体験・食育の推進

- ・みんなで農業体験・料理教室

消費者に「食と農業」に対する理解を深めてもらうことを目的として実施しました。

第3章 総合的推進

第2節 推進状況 環境目標Ⅲ「環境と調和した低炭素型のまちを創ります」

農業体験（野菜の種まき、収穫）・食育スクール・料理教室

参加者数：9回開催 10組20人（延べ137人）

- ・市民料理教室

生産者を講師として、地場農産物を活用した料理教室を実施しました。

参加者数：6回開催 68人

- ・みどりの学校ファーム

学校教育における農業体験活動の増進及び農地の有効活用を図ることを目的とし実施しました。

実施校：小中学校41校（小学校26校、中学校15校）



■熊谷産農産物の販売促進

- ・JAくまがや直売所

市内5か所の直売所で旬の地場農産物を年間を通して販売し、年数回イベントを開催するなど地場農産物の販売促進とPRを行っています。

- ・市内のスーパーマーケット

市内のスーパーに地場農産物コーナーが設けられ契約農家が出荷・販売しています。

- ・地産市場かまくら

鎌倉町商店街協同組合が空き店舗を改装して、熊谷産農産物直売所「地産市場かまくら」を運営し、現在も事業引受者により運営が継続されています。また、市内の農家が農産物を搬入しており、地場農産物を購入できる店として地域に浸透しています。

■地産地消運動の啓発・広報活動

- ・ホームページ等に取り組や農産物を掲載しました。

- ・地場農産物を使用したレシピカードを窓口で配布しました。

■第19回熊谷市産業祭でのPR（11月18日開催）

- ・JAくまがや等が地場農産物等の販売・PRをしました。

■熊谷市に縁のある著名人による農産物のPR

- ・機会をとらえて情報発信してもらうために、熊谷親善大使など熊谷に縁のある著名人に農産物を送っています。

■学校給食での利用

熊谷市産の米「彩のきずな」や熊谷市産の小麦粉を使用したうどん、熊谷市産・埼玉県産の野菜を給食に取り入れました。また、熊谷市産の「長ねぎ」「にんじん」等を使用した献立も取り入れました。

3 地域環境資源を活用したまちづくり

■星川をいかしたまちづくり

- ・「まちなか交流広場」の設置

商店街や市民の交流によるまちなかの活性化を図るために平成20年11月1日に設置しました。空き店舗を有効活用し利用者団体による活動やイベントを行うことで、まちなかで気楽に市民が集える場所を提供する役割も担っています。

第2節 推進状況 環境目標Ⅲ「環境と調和した低炭素型のまちを創ります」

■聖天山周辺地区の景観整備

平成25年度に策定した「聖天山周辺地区にふさわしい門前町 景観まちづくりプラン」に基づき、風情あるまち並みの形成と歩行者の安全性や快適性の向上のため、令和3年度から、県道太田熊谷線の電柱を移設・カラー化するとともに、歩行空間の整備を進めています。また、令和5年度は、熊谷工業高校と協働でお休み処の整備や地元ボランティア団体とともに、坂田医院旧診療所敷地内の植栽活動を行いました。

■熊谷市農地利用最適化推進事業

ＪＡくまがやの「アグリサポート（草刈り事業）」と連携し、遊休農地（荒廃農地）を管理農地へ復元し、農業委員及び農地利用最適化推進委員を活用して担い手農家へと結びつけることを目的に、要件を満たした除草等の依頼者に対し、かかる費用の4割を補助しました。

【令和5年度】補助金交付農地：37筆、30,680㎡ 補助金額514,200円

施策② 産学官の連携推進

1 環境に関する連携の推進

■「産学官連携に関する基本協定書」（平成23年4月1日）

熊谷市・立正大学・熊谷商工会議所・くまがや市商工会は、大学が保有する知的財産を、市の行政活動及び商工業の発展のための資源として生かし、豊かで活力ある地域社会を創造するとともに、地域に根ざし、地域に開かれた大学として発展を図り、相互連携を通じた「協働によるまちづくり」を推進するために「産学官連携に関する基本協定書」を結んでいます。

2 市内事業者の環境技術の導入支援

■熊谷市産学連携による新製品等開発事業

産学連携による新製品等開発事業を促進する事を目的とした制度を継続しています。

★ 環境指標と進捗状況

◎：2027年度の目標値を達成している。 ○：2022年度の間目標値を達成している。 △：計画策定時の現状値より改善している。
×：計画策定時の現状値より悪化している。 ー：現状値がない等により評価をしていない。

No.	環境指標	単位	計画策定時 現状値 (H28年度)	計画策定時 中間 目標値 (R4年度)	目指す 方向 (R9年度)	現状値		評価
						R4	R5	
311	特別栽培農作物作付面積	ha	55	80	105	45	45	×
312	地産地消参加農家数	戸	668	700	750	631	610	×
313	直売所の売上高	百万円	1,366	1,420	1,920	1,492	1,594	○
314	環境マネジメントシステム導入事業者数 ※ISO14001適合組織数、エコアクション21認証・登録事業者数、埼玉県エコアップ認証制度認証取得事業者数の合算値。ISO14001適合組織は、市内に営業所や工場等があるもの。	所	110	115	120	87	93	×

■ 現況と課題

持続可能な事業活動を構築するためには、環境に配慮し、かつ経済的にも成長する必要があります。

環境・エネルギー分野などの次世代技術の支援や環境ビジネスの振興、環境に配慮した事業経営への支援を進めていく必要があります。

また、農業分野では、地産地消や地場農産物の消費拡大を推進するため、今後とも、各種イベントで地場農産物のPRを行い、また、農業や食に関する体験を実際にしてもらい地域の食文化や農産物を理解してもらうための取組を行う必要があります。

基本方針 Ⅲ—4 良好な都市環境の創造

環境配慮型の都市を保全・形成する取組、緑地の整備や緑と親しむ場の創出に関する取組について説明します。

施策① 環境配慮型の都市を保全・形成する取組の推進

1 良好な都市景観の保全・形成

(1) 熊谷市景観条例

景観法を活用した良好な景観形成を図るため、熊谷市は平成19年10月1日に「景観行政団体」となりました。平成21年3月に「熊谷市景観計画」を策定、平成22年1月1日から「熊谷市景観条例」を施行しています。条例に基づき、一定規模以上の建築物や工作物の新築等を行う場合は、景観形成基準に適合するように、届出が必要です。

また、景観条例に基づく「中心市街地地区」や「聖天山周辺地区」は、「景観誘導地区」と位置付けられており、「一般地区」よりも届出対象行為を厳しく設定しています。

(2) 景観に関する取組

■熊谷市景観審議会

熊谷市景観条例に基づき設置された審議会で、良好な景観の形成を推進するため、市長の諮問に依りて審議会の意見を聴くこととされた事項や、良好な景観の形成に関する施策を推進する上で必要な事項について調査審議します。

■第12回くまがや景観写真展

開催期間：令和5年10月24日から12月22日

展示会場：熊谷市役所本庁舎、道の駅めぬま、大里コミュニティセンター、江南行政センター

2 環境に配慮したまちづくりの推進

(1) 熊谷市自転車活用推進計画の策定

自転車の利活用を推進し、環境負荷の軽減、市民の健康増進、観光振興、安心・安全を総合的かつ計画的に推進するため、令和4年3月に「熊谷市自転車活用推進計画」を策定しました。自転車利用環境の整備や自転車の活用などに取り組み、自転車の利活用により、環境負荷の少ないまちづくりを推進します。

(2) 熊谷市バリアフリー基本構想の策定

全ての人が安全・快適に移動できるよう、平成26年3月に策定した「熊谷市バリアフリー基本構想」について、対象の地区や施設の見直しを行い、令和4年3月に改定しました。駅や道路、民間も含む建築物や公園、駐車場のバリアフリー化を図り、交通利便性の向上及び都市環境の改善を推進しています。

3 ヒートアイランド対策を考慮した宅地開発の促進

(1) スマートタウンづくり

■スマートタウン整備事業

平成24年度から別府五丁目地内において「涼を呼ぶまちづくり」をコンセプトとし、風の通り道に配慮した住宅配置や先進のゼロエネルギー住宅（太陽光発電設備、燃料電池コージェネレーションシステム等を備えた



第2節 推進状況 環境目標Ⅲ「環境と調和した低炭素型のまちを創ります」

住宅) 全73区画の建設等のまちづくりを進め、令和元年度までに全73区画すべてが完売しました。
また、当街区において、緑豊かな景観と良好な住環境を有するゆとりある住宅地の形成と保全を目指すため、敷地内緑化の推進や敷地面積の最低限度等を定めた地区計画を策定しました。

(2) 省エネ住宅の普及促進

■スマートハウス補助事業

「創エネ」「省エネ」「蓄エネ」「エネルギーの見える化」設備を導入した住宅を市内において新築又は購入した市民に対し、費用の一部を補助しました。

補助額 定額 300,000円

実績 令和4年度 件数: 37件 交付金額合計: 11,100,000円

令和5年度 件数: 28件 交付金額合計: 8,400,000円

■桜町モデルハウス事業

本市の目指すスマートシティを具現化するため、環境にやさしく、快適で住みやすい、安全安心な熊谷版スマートハウスモデル地区を整備します。建築された住宅に住んでもらうと同時に、そこで得られた電気・ガス・水道・室温等のデータを基に、熊谷版スマートハウスの仕様を決定し、普及、促進し脱炭素化へと繋がります。

令和5年度は、熊谷市桜町1丁目の土地960.41㎡を条件付き公売に付し開発審査を経た後、宅地造成を開始しました。令和6年度は建築まで完了し、販売を開始する予定です。

(3) 道路の不具合等の通報サービス

道路の陥没や公園遊具の損傷、防犯灯の故障などについて、スマートフォン用のアプリを使って手軽に通報できるサービスの利用を平成29年5月から開始しました。令和5年度は315件の通報がありました。

施策② 緑地の整備

1 緑地保全・緑化の推進

(1) 緑の基本計画

「熊谷市緑の基本計画」を令和3年3月に策定しました。この計画は、都市緑地法に基づき、市町村が主として都市計画区域内において、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置を総合的かつ計画的に推進するために策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。

「子どもたちへ緑を育み守るまち熊谷」実施に向け、市民、事業者、行政が協働で取り組むことを提案しています。

(2) 生産緑地の指定

生産緑地地区とは、市街化区域内にある農地が生産活動により生み出す緑地機能に着目し、災害等の防止や良好な生活環境の確保等に役立つ農地を保全するために、生産緑地法に基づき都市計画で定める地区のことです。平成22年度から平成26年度までの5年間で指定した地区について状況把握を行い、良好な自然環境の確保に努めています。

(3) 小規模な緑の保全

準用河川新奈良川の第一調節池周囲にあるソメイヨシノやサザンカ、上流部護岸にあるクマガイザクラの維持管理を行いました。

・ソメイヨシノ 64本、サザンカ 21本(害虫防除2回)

・クマガイザクラ 10本(害虫防除2回)

第3章 総合的推進

第2節 推進状況 環境目標Ⅲ「環境と調和した低炭素型のまちを創ります」

(4) みどりのカーテン

■壁面緑化推進事業

本庁舎、大里庁舎、妻沼庁舎、江南庁舎、公民館等の公共施設においてゴーヤや朝顔などによる壁面緑化を行いました。



■小学校みどりのカーテン整備事業

全小学校及び幼稚園にみどりのカーテンを設置しました。

カーテンを設置したことにより教室内の気温が下がるとともに、児童たちの省エネに対する意識、温暖化防止への意識が高まりました。

■中学校みどりのカーテン整備事業

全中学校にみどりのカーテンを設置しました。カーテンを設置したことにより教室内の気温が下がるとともに生徒たちの省エネに対する意識、温暖化防止への意識が高まりました。

■保育所壁面緑化・敷地内緑化の推進

市内5か所の公立保育所の園庭でゴーヤなどによる壁面緑化を行いました。また、ミニトマト、キュウリ、ナスなど野菜作り体験を併せて実施し、植物を育む心を養いました。

■みどりを育む市民ふれあい事業

市内12か所の公立保育所に通う子供たちが、四季折々の花を植え、緑化を推進しました。子供たちが自ら植えた花々を育て大事にすることで、自然を大切にする心の醸成が図れました。

6月：ブルーサルビア、ポーチュラカ、日々草、9月：ジニア、マリーゴールド、10月：チューリップ、ヒヤシンス、12月：パンジー、ビオラ



(5) みどりのカーテン・コンテスト

市内の小中学校で育成したみどりのカーテンのコンテストを実施し、表彰しました。

・小学校の部：最優秀校：奈良小学校

優 秀 校：熊谷東小学校、熊谷西小学校、石原小学校、玉井小学校、新堀小学校、成田星宮小学校

・中学校の部：最優秀校：三尻中学校

優 秀 校：富士見中学校、熊谷東中学校、大麻生中学校、江南中学校



小学校の部最優秀校となった
奈良小学校の「みどりのカーテン」



中学校の部最優秀校となった
三尻中学校の「みどりのカーテン」

2 新たな緑の創出

(1) 新たな植樹

■緑の家庭募金による植樹

令和5年度は、新堤緑地12本の植樹を行い、市民の憩いの場に新たな緑の創出を行いました。

■人生記念樹の頒布

- ・樹種：モッコク、モチノキ、キンモクセイ、ハナミズキ（赤または白）、ライラック、ブルーベリー、シマトネリコから選択
- ・頒布数：76本

(2) 景観計画及び景観条例

景観計画及び景観条例に基づき、一定規模以上の行為に対して、届出を要することとしています。届出では、工作物、開発行為及び土石の採取に対して緑化への配慮を、建築物に対しては、敷地面積に応じた緑化を義務付けています。

施策③ 緑と親しむ場の創出

1 緑と親しむ仕組みづくり

(1) 市民の主体的な取組

■公園サポーター制度

市が管理する都市公園、都市緑地、子供広場等においてボランティアで美化活動を行う自治会や団体と公園サポーター協定を締結し、住民と行政が協働で快適な公園環境の維持・保全を図ることを目的とする公園サポーター制度の推進を図りました。

- ・加入公園数：合計295か所、報奨金総額：14,306,500円

■おおさと桜サポーター事業

玉作・相上地内を流れる和田吉野川の右岸堤外地法面に1.4kmにわたり植栽されている桜について、下草処理、施肥等の管理・育成を市が地元自治会へ委託し、その活動を通じて地域のコミュニケーションを図るとともに、桜の名所づくりを行いました。

- ・実施団体：玉作自治会・相上自治会
- ・委託金額：336,600円

■私を植えて！事業

熊谷市地球温暖化防止活動推進センターと連携して「森の支店」事業としてドングリ拾いから苗木配布、商店街連携による苗木プランター配布などの緑化推進に取り組んでいます。

- ・実施団体：NPO法人エコネットくまがや
- ・事業実績：合計50か所に配布

■公民館出前講座

市内4公民館へ出向き、植樹、食料等に関する身近なエコライフを実演を交えて提唱しました。

(2) 緑に親しむ講習会

■迎春用寄せ植え教室

- ・内容：花材の知識を増やし、クリスマス、迎春、春先まで楽しめる寄せ植えを作り、その管理方法も学ぶ。
- ・実施日：12月7日
- ・参加者：28人



第3章 総合的推進

第2節 推進状況 環境目標Ⅲ「環境と調和した低炭素型のまちを創ります」

★環境指標と進捗状況

◎：2027年度の目標値を達成している。 ○：2022年度の中間目標値を達成している。 △：計画策定時の現状値より改善している。
×：計画策定時の現状値より悪化している。 —：現状値がない等により評価をしていない。

No.	環境指標	単位	計画策定時 現状値 (H28年度)	計画策定時 中 間 目標値 (R4年度)	目指す 方 向 (R9年度)	現状値		評 価
						R4	R5	
315	熊谷市の景観を美しいと思う市民の割合	%	50.0	53	55	46.7	45.4	×
316	緑化道路延長	m	45,089	47,589	49,589	47,321	47,761	○
317	公園に親しみを感じる市民の割合	%	—	50	55	59.4	57.4	◎
318	公園サポーター制度を導入している割合	%	73.4	80	90	75	75.3	△

■現況と課題

基本方針Ⅲ - 4「良好な都市環境の創造」では、公園サポーター制度や緑に親しむ講習会の開催など市民及び市民団体を主体とした緑に親しむ活動が引き続き行われました。

また、今年度も市内の全ての小中学校でグリーンカーテンが設置されました。身近な緑は、生活に潤いと安らぎを与えるだけでなく、二酸化炭素の吸収源として温暖化対策、蒸散作用によるヒートアイランド現象の緩和、また、土壌の保水機能による防災機能、生物多様性の維持機能など多様な機能を有します。緑の力を見直し、保全とともに再生、創出を推進し、豊かな緑を将来に引き継いでいくことが必要です。

今後、環境配慮型住宅の建築を促進し、居住者が設置したHEMSやスマートメーターから収集した各種データにより、街区レベルでのエネルギーの効率的利用を進めていきます。

トピック



熊谷市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例 (令和5年4月1日施行)

これまで「熊谷市太陽光発電設備施設等の設置に関するガイドライン」により設置届出受理等の事務を進めてきましたが、指針が曖昧であることや設置工事に係る騒音などの苦情を発端とした近隣トラブルがしばしば見受けられることから、円滑な施設運営のための説明会の開催義務付けや設置抑制区域の設定などを新たに盛り込み条例化し、令和5年4月1日より施行しました。

熊谷市では、市の魚であるムサシトミヨやホテルが生息する地域もあり、太陽光発電設備を建設する業者には自然環境や景観の調和について特に配慮を求めています。また、令和3年に発生した土石流災害のような被害が発生しないよう、資金計画や土地利用計画の審査のほか、災害予防の観点にも重点を置き指導を行っています。

1 規制の概要

説明会の開催を義務化

地域住民等から設置計画の理解が得られるよう、事業者に対して「説明会の開催」を義務付けました。

抑制区域の規定を設置

設備の設置を抑制する区域を定め、環境へ配慮し適した場所へ設置するよう事業者に求めます。

協定の締結

事業計画に対して懸念がある場合には、必要に応じて市や自治会等の関係団体が事業者と協定を締結し、その履行を求めます。

適正な設置

適正な設置基準を設け、災害を予防し自然環境等を保全するよう事業者に求めます。

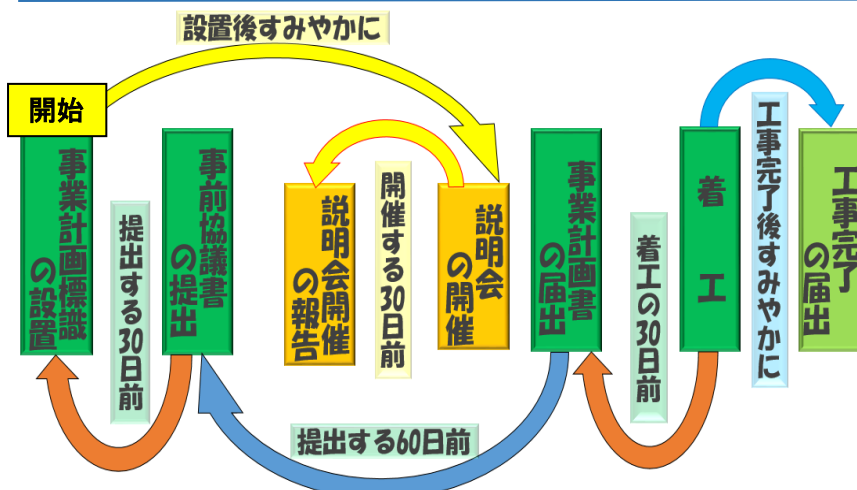
適正な維持管理

適正な維持管理を定め、設備や地域の安全を確保し、災害等が発生した場合には、速やかに対応するよう事業者に求めます。

修理及び廃棄費用の確保

設備の修理及び廃棄費用等を積み立て、計画的に運営するよう事業者に求めます。

2 主な手続きの流れ



3 施行状況

令和3年度から5年度の設置届出件数は22件、19件、16件となっています。

熊谷市は再生可能エネルギーの導入を推進しており、この条例は設置することそのものを規制するものではありません。しっかりした計画であることを審査しつつ、地域との意見交換のなかで、周辺への影響を判断し、状況に応じた指導を行えています。

環境目標Ⅳ「環境の保全・創造に寄与する人を育てます」

基本方針 Ⅳ－１ 環境意識の啓発

市民一人一人による環境美化活動、市による環境の保全・創造に関する取組や環境に関する最新の情報の提供と普及を図るための取組について説明します。

施策① 環境美化の推進

1 環境美化の推進

(1) ゴミゼロ運動などの清掃活動

例年、環境に対する意識の向上、環境美化の推進、地域コミュニティの強化のため、熊谷市コミュニティづくり市民協議会によるゴミゼロ運動が展開されています。新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、自粛傾向ではありましたが一部では活動が行われました。また、利根川の清掃活動なども同様に一部で行われました。このように各所で少人数の美化活動は行われており、地域の生活環境を守る取組が進められています。

(2) 河川の清掃活動

■第26回荒川の恵みと熊谷を考える集い

- ・主催等：NPO 法人熊谷の環境を考える連絡協議会が中心となり、多くの市民活動団体や関係団体が参加し、ゴミ拾いを通じて自然の大切さを学ぶ目的で荒川河川敷の清掃を行いました。
- ・実施日：11月12日
- ・参加者数：843人
- ・実績：可燃ごみ約250kg、不燃ごみ約180kg、合計約430kg

■荒川桜堤の清掃

荒川桜堤の清掃と桜樹の手入れ ・実施団体：桜ファンクラブ

■別府沼公園の清掃活動

自然が残され、希少な水生生物が繁殖している別府沼公園の清掃活動が地元の自治会員等により行われています。



2 環境美化のモラル意識の啓発

(1) 自転車等の放置防止対策

自転車等の放置防止対策として、立哨指導を年間186回実施するとともに、熊谷駅周辺の放置整理区域内に放置された自転車等を年間51回（276台）撤去しました。

(2) 犬のふんの適正な処理対策

啓発用プレート申請111件に対し451枚配布したほか、市報等で「愛犬を散歩する時のルール」を周知するなど、飼いのマナー向上のための啓発に取り組むとともに、注意を促しました。



(3) 「飼い主のいない猫」対策事業

公益財団法人どうぶつ基金の「さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」を利用し、さくらねこ無料不妊手術チケットを市民及びボランティア団体に交付しました。併せて、捕獲器の貸出も行いました。

- ・ さくらねこ無料不妊手術チケット利用枚数 304枚
- ・ 捕獲器貸出台数 140台



施策② 環境情報の発信

1 環境情報の提供による意識の啓発

(1) 環境情報の発信

市報やホームページ、SNS、熊谷駅構内のデジタルサイネージ、地域の情報・サービスを提供する地域ポータルサイト等の各種メディアを活用し、市民が必要とする環境情報を広く周知しました。

■市報による情報発信

毎月1日に市の様々な情報をお知らせするために、市報を発行しており、6月の「環境月間」の特集のほか、「エコライフフェア」「リサイクルフェア」などの環境啓発イベント情報、「ダイオキシン類環境濃度測定結果」「光化学スモッグの注意喚起」「マイバッグ利用の呼びかけ」「省エネエアコン普及促進補助制度について」など、市民生活に関係する環境関連情報を多数掲載しました。

■ホームページによる情報発信

市ホームページ内の特設サイト「熊谷市暑さ対策バンク」にて、本市の先進的な暑さ対策について発信しています。また、「キッズページ」内に「環境のことを考えよう」というページを設け、子どもたちに向けて情報発信をしています。

また、地域の周辺情報を積極的に広報するために、地域ポータルサイトとして、ホームページ「あつぞ. com」の運営管理を行いました。

■ケーブルテレビ番組放送事業

ケーブルテレビJ：COM熊谷・深谷の番組「くまがやくらしの情報局」で特定外来生物「ごみの減量」など環境に関する情報を発信しました。

■FMクマガヤによる情報発信

コミュニティFM放送局として、身近な話題や市政情報を発信しています。環境に関する市政情報として「クビアカツヤカミキリの被害防止」についての発信や、市の補助制度・キャンペーン情報など、多くの環境に関する話題を発信しました。

■メール配信サービス「メルくま」及びSNSによる情報発信

環境に関する情報を携帯電話やパソコンにメール配信しました。また、市公式フェイスブックやX（エックス）でも環境に関する情報を発信しました。

■デジタルサイネージによる情報発信

環境に関する情報を熊谷駅改札前のデジタルサイネージに表示しました。

第3章 総合的推進

第2節 推進状況 環境目標Ⅳ「環境の保全・創造に寄与する人を育てます」

■環境に関する年次報告書の作成

環境基本計画に基づく年次報告書として「環境白書」を作成して、市の環境の現状に関する情報の提供を、継続して行いました。

施策③ 環境に配慮した行動の普及啓発

1 身近な自然環境と触れ合う機会の確保

■里山ウォーキング

①里山クリーンウォーキング

- ・実施日：11月11日 ・参加人数：47人
- ・内 容：江南地区の歴史や文化に触れながら秋の里山を散策し、あわせて環境保全のために清掃活動を行いました。



里山クリーンウォーキング

②春の里山ウォーキング

- ・実施日：3月23日 ・参加人数：30人
- ・内 容：小江川地区の千本桜を楽しみながら春の里山を巡りました。（協力：小江川千本桜事業事務局、てくてくの会）



春の里山ウォーキング

■河川に関する情報発信

国・県が主催する「川の愛護活動」のポスターやチラシの配布により、河川に親しむためのPRをしています。

2 資源を大切に作る行動の啓発

(1) くまがやエコライフフェア

- ・目 的：市民・事業者・市が環境保全の重要性を認識することを目的とし、イベントを通じて意識啓発を図る。
- ・テーマ：地球にええこと(e-co to)始めよう！来てみて探して、エコライフフェア
- ・主 催：くまがやエコライフフェア実行委員会
- ・開催日：5月20日、21日
- ・会 場：八木橋百貨店（8階カトレアホール内）、熊谷市コミュニティひろば
- ・参加・協賛団体数：34団体
- ・来場者数：延べ約2,500人
- ・主な展示：【八木橋会場】



八木橋会場



コミュニティひろば会場

環境ポスター作品展示、幼稚園児による作品展示（松岩寺幼稚園）、くまSUNフェスタ、企業・団体等の環境活動紹介や作品展示など

【コミュニティひろば会場】

電気自動車の展示、リサイクルフリーマーケット、ゴーヤ苗の配布及び壁面緑化の奨励、企業や市民団体等の環境活動の展示など

(2) くまがや環境賞

【くまがや環境賞とは】

環境の保全と創造にかかる自主的な活動に特に顕著な功績があり、広く市民の模範となる者を表彰することにより、環境保全意識の普及及び高揚を図ることを目的としています。5月20日、表彰式を執り行いました。

第2節 推進状況 環境目標Ⅳ「環境の保全・創造に寄与する人を育てます」

■令和5年度受賞者

- ・特定非営利活動法人 熊谷市ほたるを保護する会様

地元自治会が協力して実施していたホタルの保護活動を原点とし、捕獲防止パトロールやホタル生息地域の清掃を行うなど、地域コミュニティの活性化に寄与されています。

また、小学校での啓発活動による環境学習にもご尽力いただきました。

(3)「環境美化推進員」制度

環境美化推進員（464人）について、継続して委嘱を行い、ごみの適正排出の指導及びごみの減量化、資源化の推進などの普及啓発を図りました。

(4) 上下水道事業の啓発

上下水道事業に対する理解と協力を得るため、年2回「上下水道だより」を発行しました。

【地球温暖化防止活動推進センターについて】

地球温暖化防止活動推進センターは、地球温暖化対策の推進に関する法律第38条の規定に基づき、地球温暖化防止の活動を行う一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人のうちから、都道府県、指定都市等の長が、指定できるものです。本市は当時特例市であったことから、平成22年9月1日付けで「NPO法人熊谷の環境を考える連絡協議会」、令和3年4月からは「NPO法人エコネットくまがや」を運営者として指定し市と連携して、地球温暖化防止の取組や省エネ対策等の普及啓発を中心に様々な活動を行ってきました。下記はこれまでの事業活動の一部です。

《私を植えて》

これまでの活動でストックしていた苗木を無料配布し、CO2削減効果及び暑さ対策としての樹木の重要さを認識してもらうもので、約300本の樹木が市内に植えられた。

《もったいない講座》

不要になった紙や布をアクセサリなどに再生し、参加者の意識変ようを図る。「もったいない事業として身近なところからの提案を行う。

《森の支店（グリーンインフラ）》

市内随所に‘森の支店’（大型プランター）を置き、‘まちなかカフェ’として木陰に設置したベンチで語り合い、森の重要さの認識を深めてもらう。

- ・木陰のお話会、紙芝居
- ・どんぐり拾い&ポットに種まき
- ・落ち葉拾い、堆肥づくり

《冷まそう！くまがや（クールシェア）》

協力店をホームページに掲載、スタンプラリーを実施。FMくまがやで「打ち水ソーレ」を2か月間流す。毎年8月中頃には星川商店街で打ち水を実施。

- ・打ち水サポーター養成講座
- ・FMくまがや放送
- ・打ち水大作戦

《みんなで考えるエコライフ》

公民館等での出前講座の他、各団体との交流を図り、体験コーナーも組み込み双方向の研修会とする。

- ・公民館講座（地球温暖化問題）
- ・「もんだいカフェ」（他団体との交流会）
- ・商工会議所SDGs講座

熊谷市では、カーボンニュートラルを達成するための新たな発想に基づく対応が求められること、これまでの啓発活動や広報活動の実績から当初の目的は達成したと考えられることなどから、環境を取り巻く社会情勢の変化や国における地球温暖化対策についての進展を鑑み、令和6年3月31日をもってセンターを閉鎖しました。

この2つの環境団体は現在も積極的に活動しており、今後も様々な事業を通して協働、推進していきます。

基本方針 Ⅳ-2 環境教育・環境学習の推進

市民一人一人が環境に配慮した行動を実践できることを目指した、環境教育・環境学習の推進に関する取組について説明します。

施策① 環境教育の推進

1 子供たちの環境教育の推進

(1) 子供たちの環境保全の意識啓発

■荒川流域一斉水質調査

- ・主催：NPO法人熊谷の環境を考える連絡協議会
- ・実施日：6月11日
- ・参加人数：11人
- ・内容：荒川水系（5河川）及び福川の水質調査を10人のスタッフで実施しました。結果は、NPO法人荒川流域ネットワークに報告し、マップに表記するとともに広報を行いました。

■河川環境学習会

- ・主催：NPO法人熊谷の環境を考える連絡協議会
- ・実施日：6月11日
- ・参加人数：50人（子ども含む）
- ・内容：熊谷市子どもセンターの「ウイークエンドサイエンス」と連携し、和田吉野川で地域の環境団体の協力のもと、生き物調べや周辺の植物観察などを行いました。

■子ども自然科学教室

- 子ども自然科学教室を開催し、環境や自然に対する子どもたちの学習を推進しました。
- ・開催回数：12回
- ・参加人数：延べ392人

(2) ごみの散乱防止と3Rを進めるためのポスターコンクール

環境省が募集する「3R促進ポスターコンクール」に市内小学校に応募を呼びかけ、環境について考えるきっかけを作りました。

(3) 「こどもエコクラブ」の活動支援

「こどもエコクラブ」は、子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することを目的としており、市内では全28小学校の環境委員会や自然科学クラブ（令和6年3月末現在）が登録しています。今後も「こどもエコクラブ」の活動を支援し、環境教育の推進を図ります。

(4) 農業体験活動を通しての環境意識の啓発

熊谷市みどりの学校ファーム推進協議会（構成：市、教育委員会、農業委員会、校長会、教頭会、JAくまがや）が主体となり、市内全小中学校で「みどりの学校ファーム」に取り組み、農業体験活動を通して、自然への感謝、環境や食物に対する関心や理解を深め、実際に栽培し、喜びを体験しました。

(5) 食を通しての環境意識の啓発

学校給食センター及び自校式調理校では、献立に地場産農産物を積極的に取り入れ、給食だより等で児童、生徒及び保護者に情報発信することにより、食による環境意識の向上を図りました。

(6) 学校ビオトープ

ビオトープとは、生き物（Bio）と場所（Tope）から成る言葉で、本来その地域にすむ様々な野生の生き物が暮らすことのできる、比較的均質な一定の面積を有する空間とされています。

学校ビオトープは、本来のビオトープを目指しながらも、子どもの生活の中に少しでも自然を取り入れようという試みであり、子どもが自然と触れ合うことによる教育・学習効果や総合学習、環境学習に効果的に利用されることを目的に設置されています。

一方で、熊谷市内の各小中学校に設置されるビオトープには、下表にあるような帰化種や外来種など、もともと日本の野生にはないものも生息しています。ムサシトミヨなど地域固有の系統の魚類の域外保全をコンセプトとしたビオトープもありますが、魚等を人為的に入れた場合は飼育となってしまう、そもそも定義とするビオトープではなくなってしまいます。

子どもたちには、外来種とは何か、ビオトープは本来どのような植生であるべきか、またこれらが「野生下にいるもの」という誤った認識を与えてしまうことがないように、目的別に維持管理方法を考えていく必要があります。除去や水槽での飼育をするなど、児童生徒にその扱いについて考える機会を設けながら、専門的な知識や有識者からの意見を踏まえた地域全体での取組を進めることが必要となっています。

■ビオトープ一覧

学校名	構 成	植生等	活用状況	特 徴
熊谷西 小学校	池	メダカ・トンボ・ガマ等	理科や生活科、総合的な学習	
石原 小学校	池	メダカ	理科や生活科	
久下 小学校	地下水活用による川、ムサシトミヨ増殖池	ムサシトミヨ・トンボ・アメンボ・タニシ・ヨシ・ガマ等	理科や生活科、総合的な学習など	地域住民の協力 「久下小学校区連絡協議会」による指導
中条 小学校	池	トンボ・ハス等	理科や生活科、クラブ活動など	昔あった植物や生物を取り入れること
吉岡 小学校	池	メダカ・コオロギ・アメンボ・トンボ・ガマ・ヒガンバナ等	理科、クラブ活動など	地域の協力
別府 小学校	池	トンボ・はす・ザリガニ	理科や生活科など	
三尻 小学校	池	トンボ	理科や生活科など	地域の協力（おやじ倶楽部）
奈良 小学校	池	メダカ	理科や生活科など	
新堀 小学校	池	メダカ・アナカリス・トンボ・水蓮	理科	
妻沼 小学校	池	メダカ・金魚	理科や生活科など	
太田 小学校	池	メダカ	理科や生活科	児童会、委員会が管理
江南北 小学校	池	金魚	理科や生活科	地域の方の協力

第3章 総合的推進

第2節 推進状況 環境目標Ⅳ「環境の保全・創造に寄与する人を育てます」

(7) 学校等の取組事例

①みどりのカーテンの設置

全ての小・中学校及び公立幼稚園にみどりのカーテンを設置しました。

カーテンを設置したことにより教室内の気温が下がるとともに子供たちの省エネに対する意識、温暖化防止への意識が高まりました。

②ホテル鑑賞会への協力

久下小学校、江南北小学校では、各地域のホテル鑑賞会に向けて、地域と連携しホテルについての学習会を実施しています。ホテル鑑賞会については、6月に実施しました。

③環境教育主任会

各学校の環境教育主任が集まり、熊谷市の環境教育の取組や市内小学校の総合的な学習の時間における実践例を共有し、自校の環境教育の推進に活かせるようにしました。また、環境教育について地域の方や専門家と協力すること、授業中で身近な環境から自分にできることを考えることの必要性など、様々な取組の充実を話し合いました。

④ユネスコスクール

久下小学校、佐谷田小学校では、世界中の学校との交流を通じて、情報や体験を分かち合い、地球規模の諸問題に若者が対処できるような新しい教育内容や手法の開発、発展を目指す取組であるユネスコスクールに登録しています。

⑤ムサシトミヨの保護及び繁殖活動

久下小学校、佐谷田小学校、熊谷東中学校では、「熊谷市ムサシトミヨをまもる会」の指導のもと、ムサシトミヨの保護及び繁殖活動に取り組んでいます。毎年11月頃繁殖数調査をし、2月頃には「熊谷市ムサシトミヨをまもる会」主催の「繁殖報告会」において、繁殖の成果を発表しています。

令和元年度には、取組の成果が高く評価され、「埼玉・教育ふれあい賞」を3校合同で受賞しました。

施策② 環境学習の推進

1 生涯学習活動における環境学習の推進

(1) 環境教育講座及び市政宅配講座

市職員等が講師となり、指定した場所へ出向き、市政について講演する「環境教育講座・環境施設見学会」及び「市政宅配講座」により、最新の環境情報を提供しました。

環境教育講座、環境施設見学会 令和5年度実施回数：5回

市政宅配講座における環境分野の講座 令和5年度実施回数：9回

市政宅配講座における環境分野の講座数（外部団体実施含む）：19講座

(2) 生涯学習講座

■中央公民館学級講座開設事業での環境学習

・講座名：自然と環境の講座（10人参加）

■地域公民館実施の環境学習

実施公民館	講座名	参加人数
上石公民館	SDGsについて	21人
江南公民館	省エネ・節電！上手な電気の使い方	15人

基本方針 Ⅳ-3 協働による環境活動の推進

市民、事業者、環境団体、市等が、お互いの特性を生かし役割を分担し行動しながら、地域の環境資源を保全・創造し、将来の世代に引き継いでいくための取組について説明します。

施策① 環境活動団体や地域での環境活動の支援**1 地域の環境活動の支援****(1) 彩の国ロードサポート制度**

活動団体と県と市の3者がパートナーとなり、快適で美しい道路環境づくりを進める取組で、3者で確認書を取り交わし、活動団体が清掃美化活動を行い、県と市が活動を支援します。

39団体が活動を行っており、県はボランティア保険の加入や表示板の設置を、市は回収したごみの処理の支援などを行っています。

(2) スクマム！クマガヤロードサポート制度

活動団体と市がパートナーとなり、快適で美しい道路環境づくりを進める取組で、両者で確認書を取り交わし、活動団体が清掃・美化活動を行い、市が活動を支援します。

12団体が活動を行っており、市はボランティア保険の加入や軍手・ごみ袋の支給などの支援を行っています。

(3) 自治会等が回収したごみの無料回収

自治会等が「ゴミゼロ運動」及び「地域活動」により回収したごみの無料回収を実施しました。

実績：ゴミゼロ運動 94件 地域活動 66件

施策② 環境活動のパートナーシップの育成**1 交流の場の創出****(1) 市民活動支援センター**

市民活動支援センターは、環境関連団体を含む様々な分野の市民活動団体、非営利で公益的な活動をしている方たちやこれから活動しようと考えている方たちのための拠点施設となっています。

- ・管理者：特定非営利活動法人NPOくまがや（指定管理）
- ・登録団体数令和6年3月末現在：292団体

(2) 第15回ニャオざねまつりの開催

市民活動のPR、行政や企業等との協働の実践及び市民活動団体の交流の場づくりを目的に開催され、環境関連団体を含む62団体が参加しました。

- ・主 催：ニャオざねまつり実行委員会
- ・場 所：ニッターモール、コミュニティ広場、中央公園、緑化センター等
- ・参加団体：62団体

2 協働による取組の推進**(1) 市民協働「熊谷の力」事業**

市民活動団体と市が協働で事業を実施して、新たな発想や手法によって、まち（地域）の課題を解決していきます。市民協働「熊谷の力」事業は、

- ①市が考える地域課題（市が考えるテーマに対して事業提案を行うもの）

第3章 総合的推進

第2節 推進状況 環境目標Ⅳ「環境の保全・創造に寄与する人を育てます」

②市民が考える地域課題（市民活動団体が市へ自由なテーマで事業提案を行うもの）の2通りの方法で協働事業の候補を募集します。
令和5年度は、3事業を実施しました。

市提案事業

団体名	事業名
くまがや共同参画を進める会	男女共同参画防災ハンドブック作成事業
立正大学ボランティア活動推進センター	電子版バリアフリーマップ作成事業

市民提案事業

団体名	事業名
NPO法人あいだ	移動式子ども食堂事業

また、令和6年度実施事業の審査を行い、1事業が採択されました。

市提案事業

団体名	事業名
成田星宮トリエンナーレ委員会	成田星宮地区「歴史文化・芸術祭」事業

また、令和5年度から喫緊の行政課題等に対応する場合に目的を限定した、事業の提案から実施まで同一年度内で行える【短期完了】事業を制定し、1事業を実施しました。

団体名	事業名
特定非営利活動法人エコネットくまがや	クールシェアスポットデータ移行業務

(2) 熊谷市民公益活動促進事業ステップアップ助成金

「すでに活動している団体が新しい事業を始めたい。」「すでに行っている事業を新たな対象者や新たな場所で実施したい。」と考えている団体を支援する制度です。市内における市民活動が活発に、かつ継続的に発展していくための活動を支援するため助成金を交付します。

令和5年度は、提案のあった2団体の事業に対し助成金が交付されました。

団体名	事業名
さくらんぼ文庫	世界の昔話・日本の昔話・熊谷の昔話をFMクマガヤで聞こう！
あすなる・すみれ会	・発達障害や不登校等の悩みを抱える家族のサポート ・子どもとの向き合い方を考える親のあり方セミナー

(3) 民間資金による市民環境活動の支援（熊谷環境基金）

自然環境保護や資源循環型経済社会システムの定着など、広く環境問題に自主的に取り組む市民活動を支援し、地球環境の保全に寄与するため、太平洋セメント(株)が出捐（ｼｭﾂｴﾝ）し設立された、公益信託「熊谷環境基金」の19回目の助成が行われました。

この公益信託は熊谷市民や、主に熊谷市内での自然環境保護や資源循環型経済社会システムの定着への取組を行う団体に対する助成です。今後も基金が有効に活用され、自主的な環境保全活動の環が広がることが期待されます。

■スマートハウス建築または購入に対する助成

- ・助成対象：スマートハウスを建築または購入した個人に対し、15万円/件を助成
- ・助成件数：20件 ・助成金額：3,000,000円

第2節 推進状況 環境目標Ⅳ「環境の保全・創造に寄与する人を育てます」

■自然環境保護団体などに対する助成

- ・助成対象：地球環境の保全を目的として、自然環境保護や資源循環型経済社会システムの定着への取組などを行う団体に対し、一般事業は20万円、環境整備事業は100万円を上限に助成
- ・一般事業助成団体数：20団体 ・一般事業助成金額：3,150,000円

★ 環境指標と進捗状況

◎：2027年度の目標値を達成している。 ○：2022年度の間目標値を達成している。 △：計画策定時の現状値より改善している。
 ×：計画策定時の現状値より悪化している。 －：現状値がない等により評価をしていない。

No.	環境指標	単位	計画策定時 現状値 (H28年度)	計画策定時 中間 目標値 (R4年度)	目指す 方向 (R9年度)	現状値		評価
						R4	R5	
401	フラワーキーパー事業参加者数	人	295	350	350	－	－	－
402	ゴミゼロ運動参加者数	人	60,037	60,500	61,000	7,355	27,851	×
403	河川清掃活動参加者数	人	2,228	2,500	3,000	885	843	×
404	くまがやエコライフフェア参加・協賛団体数	団体	54	65	70	38	34	×
405	学校における児童環境教育に取り組んだ児童数※キッズISOプログラム取組児童数	人 (累)	22,645	32,000	40,000	31,159	－	－
406	こどもエコクラブに登録した団体数	団体	30	35	40	30	29	△
407	環境講座の受講者数	人	599	800	1,000	264	295	×
408	地域大学と連携した環境公開講座数	回	2	2	3	0	1	×

■現況と課題

令和5年度はコロナ禍を経て、ごみゼロ運動などの地域住民による事業への参加者が増えています。そのほか、市内の各環境団体が、独自に、またはエコライフフェアや環境講座、こどもエコクラブなど市の事業をとおして活動を行いました。これらNPOや自治会など非営利で活動している団体が活動を行うには、資金面の問題もあり、市内の各団体が、本市や民間基金による様々な助成金を利用し活動しています。

環境保全活動は、市民、環境保全団体、企業、行政が連携・協働して推進する必要があります。本市においても助成金やその他制度によるサポートを継続し、持続可能な社会の構築に向けて、環境保全活動を担う人材の育成を図っていくことが必要となっています。

第3章 総合的推進

第2節 推進状況 環境目標Ⅳ「環境の保全・創造に寄与する人を育てます」

熊谷市環境審議会委員名簿(令和7年3月現在)

種 類		委 員 名	職 名
1号	学識経験を有する者	すだ かずき 須田 知樹	立正大学環境科学部 学部長
		こじま しょういちろう 児島 正一郎	立正大学地球環境科学部 特任教授
		あらい ちあき 新井 千明	公益財団法人埼玉県生態系保護協会 熊谷支部長
2号	市議会議員	こじま まさやす 小島 正泰	熊谷市議会議長
		かわた かつみ 川田 勝巳	熊谷市議会環境産業常任委員会 委員長
3号	市民及び市内の関係団体代表者	えはら ひとし 江原 仁	公募委員
		よだ ひでよ 依田 英世	公募委員
		でい てつじ 出井 哲司	熊谷市自治会連合会 副会長
		やぎ しんいち 八木 伸一	一般社団法人 熊谷市医師会 理事
		ごとう もとひこ 後藤 素彦	熊谷商工会議所 副会頭
		あおき ときよ 青木 登喜代	くまがや農業女性部連絡協議会 会長
		たかはし たかこ 高橋 孝子	NPO 法人 熊谷の環境を考える連絡協議会 理事
		あねざき きょうこ 姉崎 京子	くまがや共同参画を進める会 理事
4号	関係行政機関の職員	やました ひろあき 山下 弘晃	埼玉県北部環境管理事務所 所長
		しおの たけし 塩野 剛史	熊谷警察署生活安全課 課長